

フランスの再犯者処遇法について

末 道 康 之

- I はじめに
- II 電子監視措置に関する改正
 - 1 携帯型（移動型）電子監視措置に関する規定
 - 2 電子監視措置導入に関するこれまでの状況と携帯型（移動型）電子的監視措置の導入
 - 3 携帯型電子監視措置の適用
- III 社会内司法追跡及び司法監視に関する改正
 - 1 社会内司法追跡に関する規定
 - 2 司法監視に関する規定
 - 3 社会内司法追跡及び司法監視に関する改正の概要
- IV おわりに

I はじめに

近年、性犯罪を何度も繰り返す犯罪者の処遇について世界的なレベルで問題となっている¹⁾。フランスにおいても性犯罪者を含めた累犯者の処遇が問題となっていたが、性犯罪を繰り返す再犯者も対象とした累犯処遇に関する2005年12月12日の法律(以下、累犯処遇法または法とする)²⁾によって、刑法・刑事訴訟法が改正された。この法律は、2004年12月1日、パスカル・クレマン議員とジェラルド・レオナル議員によって国民議会に提案された法律案³⁾をもとに成立したものであるが、この法律案は、2004年7月7日に公表された再犯者処遇に関する立法委員会の調査報告書の内容をもとに作成されたものであった。調査報告書の作成には、3か月以上の期間にわたり、25回に及ぶ意見聴取をもとに、詳細な分析が行われた⁴⁾。この法律案には、携帯型電子監視措置に関する規定が提案されていたので、この点について、ドミニク・ペルベン司法大臣は、GPS技術によって、最も危険な犯罪者を携帯型（移動型）電子監視措置に付すという提案の是非を議論し、この措置が施設への収容、刑罰の調整処分、開放施設での受刑者の追跡を含む保安処分の代替として機能しうるか、受刑者の追跡を

保障するための権限機関、追跡の管理またはその費用などの問題について、詳細に検討する必要があると発言し、司法大臣の提案に基づき、ジャン・ピエール・ラファラン首相は、刑に服した最も危険な犯罪者への携帯型電子監視措置に関して検討し提案することが命じられた⁵⁾。首相から委託された議題のテーマは、①携帯型電子監視措置の対象となりうる人物の特定、②この措置の法的手続及び追跡の方法の定義、③装置の実行可能性と信頼性、④外国で適用されている同様の装置の機能的な研究、⑤この装置の運用にかかる費用の算定、であった⁶⁾。

この法律制定の背景には、政府によって進められてきた治安対策によって犯罪が減少しているのに対して、粗暴犯のみ増加が見られるという逆説的な現象に対応し、これまで推進してきた治安対策について、累犯者の処遇に焦点を当てて、再度の犯罪を阻止するという意思表示があったと考えられる。

これまので刑事手続の流れの各段階で、委員会が指摘した問題点がいくつかある。①判決言渡しの段階で、被告人の犯罪歴、特に、犯罪記録への登録期間を十分に認識せず、無意味で盲目的な重罰が言い渡されている。このような状況では、担当裁判官が被告人の犯罪歴を確認することができないから、再犯者であることの考慮を保障することができない。②短期自由刑または社会内処分（刑務所への収監以外の処分）の場合、判決の執行の段階で司法は空転してしまう。というのは、判決の宣告とその執行との間に時間的な間隔があくにつれて、受刑者の刑が少なくなるとともに、司法の信頼性が減少し、再犯者にとって有利な処罰されないという感覚が蔓延することになる。③収監された受刑者の社会的危険性を過小評価している。受刑者は社会的、精神的、病的に障害を重ねているのに、矯正行政は収容者自身に対する危険性（自殺の危険）、看守者及びその他の収容者に対する危険性（暴行される危険）、施設に対する危険性（逃亡の危険）の評価を優先させ、社会や潜在的な被害者に対する危険性（再犯の危険）をまったく評価していない。性的犯罪が施設への収容の第1の原因となっている状況では、収容者の将来にわたる危険性を隠蔽することは、心理的治療の提供が不十分であることを付け加えて、重大な脅威である。④刑罰適用を担当する司法は、開放施設におかれた受刑者の本当の追跡を保障してはいない。行刑裁判官と開放施設において処分の執行を担当する機関は、これまでは司法の中で忘れられた存在であった。このような状況では、受刑者の追跡は十分ではないし、収容施設での拘禁からの面倒見の悪い冷たい開放では再犯につながることもなる⁷⁾。

このような問題点を踏まえて、再犯者をより厳格に処罰すると同時に、再犯を効果的に予防する、という2点に重点を置いた再犯者への対策が盛り込まれた。

本稿では、累犯処遇法の内容について、特に、電子監視措置、社会内司法追跡⁸⁾及び司法監視を中心に紹介し検討を加えたいと考える。

II 電子監視措置に関する改正

1 携帯型（移動型）電子監視措置に関する規定

携帯型電子監視措置に関する規定は、累犯処遇法 19 条から 22 条までに規定されている⁹⁾。

法 19 条によって、刑法 131-36-8 条の後に、第 7 款「保安処分としての携帯型電子監視措置」が追加される¹⁰⁾。

131-36-9 条 社会内司法追跡は、保安処分として、本款の規定に従って、同じく携帯型電子監視措置を含むことができる。

131-36-10 条 携帯型電子監視措置は、この処分が自由の剥奪が終了した日から累犯を予防するために必要不可欠であるときには、7 年以上の自由刑判決を受け、医学的鑑定によって危険性が認定された成人に対してのみ命じることができる。

131-36-11 条 1 項 軽罪裁判所によって携帯型電子監視措置が命じられたときには、特に理由を付した決定の対象とならなければならない。

2 項 重罪院によって携帯型電子監視措置が命じられたときには、刑の上限を言い渡すためには刑事訴訟法 362 条に定める多数決〔注 8 票以上の多数決 控訴重罪院では 10 票以上の多数決〕の条件を満たして決定されなければならない。

131-36-12 条 1 項 携帯型電子監視措置は、受刑者に 2 年間義務づけられ、軽罪の場合には 1 回、重罪の場合には 2 回延長することができる。発信機により、フランス国内において、遠隔操作によって、常時、場所を特定することができる。

2 項 裁判長は、受刑者の同意なく、携帯型電子監視措置を運用することはないが、義務に反した場合、131-36-1 条 3 項を適用して言い渡された拘禁刑が執行されうることを告知する。

131-36-13 条 携帯型電子監視措置の執行方法は、刑事訴訟法 5 編 7 の 3 節において定められる。

法 20 条によって、刑事訴訟法 763-9 条の後に、7 の 3 節「保安処分としての携帯型電子監視措置」が追加される¹¹⁾。

763-10 条 1 項 釈放の日より 1 年以上前に、刑法 131-36-9 条乃至 131-36-12 条を適用して、携帯型電子監視措置を言い渡された者は、その危険性を評価し新たな罪を犯す危険性をはかるための診察（鑑定）の対象となる。

2 項 この診察（鑑定）は、刑事訴訟法 763-14 条に定めるデクレによって決定された方法に従い組織された学際的保安処分委員会の意見を確認した

後、行刑裁判官によって実行される。刑事訴訟法 712-16 条の規定は適用される。

3項 この診察（鑑定）に基づき、行刑裁判官は、刑事訴訟法 712-6 条に定める手続きに従って、受刑者が携帯型電子監視措置に付される期間を決定する。この期間は2年を超えることはできないが、軽罪の場合は1回、重罪の場合は2回延長することができる。

4項 行刑裁判官は、受刑者の同意なく、携帯型電子監視措置を運用することはないが、義務に反した場合、刑法 131-36-1 条3項を適用して言い渡された拘禁刑が執行されうることを受刑者に再度説明する。

5項 定められた期間満了の6か月前に、行刑裁判官は、同一の手続きに従って、第3項に定める限度内で携帯型電子監視措置の延長を決定する。

6項 延長がない場合には、携帯型電子監視措置は終了する。

763-11 条 携帯型電子監視措置の期間内は、行刑裁判官は、職権により、検事正の請求または出頭した受刑者の請求、場合によっては、弁護士を通じた請求に基づき、当該措置から生じる義務を補充または削除することができる。

763-12 条1項 携帯型電子監視措置に付された受刑者は、その措置の期間内は、フランス国内において、遠隔操作によって、常時、場所を特定することができる発信機を組み込んだ装置を身につけることを義務づけられる。

2項 この装置は、遅くとも釈放の1週間前に、受刑者に取り付けられる。

3項 用いられる方式は司法大臣によって認可される。その運用は、人間の尊厳、人の生命及び身体の完全性を保障し、社会復帰を促進しなければならない。

763-13 条1項 受刑者の場所特定の遠隔操作による監視は、情報、ファイル、自由に関する 1978 年 1 月 6 日法の規定に従って運用され、個人情報（データ）の自動処理の対象となる。

2項 重罪または軽罪にかかわる手続に関する捜査において、特に捜査権限を有する司法警察員はこの処理におけるデータを調査することが認められている。

763-14 条1項 國務院（コンセーユ・デタ）のデクレにより、本編を適用する条件が定められる。特に、このデクレにより、刑事訴訟法 763-10 条に定める評価が実施される条件が明確にされる。同様に、デクレにより、電子監視措置の実施に関する、特に、刑事訴訟法 763-12 条に定める装置及び刑事訴訟法 763-13 条に定める自動処理の設計と保守に関する、意思決定の職務とは切り離しうる技術的な給付を委任することのできる私法上の主体の資格の条件が明示される。

2項 特に、登録されたデータの保管期間を定める、刑事訴訟法 763-10 条に定める自動処理に関するデクレの規定は、情報処理・自由全国委員会への諮問の後、決定される。

法 21 条により、刑事訴訟法 763-3 条に以下の項（第 4 項）が追加される¹²⁾。

4 項 行刑裁判官は、同様に、763-10 条の定める診察（鑑定）を行った後で、受刑者に携帯型電子監視措置を命じることができる。行刑裁判官は、受刑者の同意なく携帯型電子監視措置は実施されないこと、義務に反した場合、刑法 131-16-1 条 3 項を適用して、言い渡された拘禁刑を執行することができることを、受刑者に告知する。

法 22 条により、刑事訴訟法 731 条の後に、731-1 条が追加された¹³⁾。

731-1 条 1 項 仮釈放の対象となった者は、社会内司法追跡を科せられる重罪または軽罪で有罪判決を受けた場合、治療命令が含まれた、社会内司法追跡の義務に服することができる。

2 項 この者【1 項で対象となる者】は、同様に、刑事訴訟法 763-10 条乃至 763-14 条に定める条件及び手順に従って、携帯型電子監視措置に置かれる。

2 電子監視措置導入に関するこれまでの状況と携帯型（移動型）電子的監視措置の導入

フランスでは、1997 年 12 月 19 日法によって、刑務所における過剰収容の問題を解決する目的で、短期自由刑の執行手段として電子監視措置（いわゆる固定型）が導入された¹⁴⁾。その後、司法の指針とプログラムに関する 2002 年 9 月 9 日法によって、その適用範囲が刑事訴訟法 138 条 2 項に定める司法監視措置に置かれた者にも適用が拡大された¹⁵⁾。さらに、2004 年 3 月 9 日の Perben II 法により、判決裁判所が、刑期の終了を控えた収容者に適用される恩恵的な三つの措置の一つとして、電子監視措置を言い渡すことができるようになった¹⁶⁾。

電子監視措置は、指定された人物の踝または手首につけられたバンドに設置された送信機（電子プレスレット）、指定の場所に設置され電話線と電気配線で結ばれた収納箱に収められた受信機、矯正施設に内部に設置され情報と通信装備をまとめた監視センター、から構成され実施されている¹⁷⁾。電子監視措置は、いわば自宅を刑務所とするような形態で実施され、対象となる受刑者は、職業活動を実施している期間、治療を受けている期間のように予め定められた一定の期間を除いて、自宅を離れることはできない。受刑者が自宅に現在しているかが、前記の送信機を通して遠隔監視される。電子監視措置は、当初は実験的に、リール、アジャン、グルノーブル、エクス・アン・プロバンスの 4 地域で実施に移された¹⁸⁾。その導入以来 2005 年 4 月 1 日までに 5344

件が言い渡され、2005年4月1日現在で835件が進行中である¹⁹⁾。この措置は年々増加の傾向にある。

電子監視措置については、ヨーロッパでは、1994年7月にオランダで補充刑、自由刑の条件、仮釈放に適用される処分として、1994年8月にスウェーデンで選択刑、仮釈放に適用される処分として導入されてから、1999年にはイングランドで刑罰及び仮釈放に適用される処分として、1999年9月にはスイスのパーゼル州で刑罰の執行手段として、2000年10月にはベルギーで仮釈放に適用される処分として、2000年11月にはスペインで仮釈放に適用される処分として、2002年1月にはポルトガルで法的監視として、2002年5月にはスコットランドで刑罰、保護観察の条件、治療処分の条件、仮釈放に適用される処分として、既に導入されている²⁰⁾。

電子監視措置導入に対して、プレスレットが徒刑囚の足枷を想起させる、非人道的な監視につながる、指定場所は多くの場合自宅となるので私的領域の侵害となりうる、などという批判が加えられたが²¹⁾、現在ではこのような批判は影を潜め、電子監視措置の効果が強調されるようになった。受刑者を施設に収容する必要がなくなったので刑務所での有害な影響を避けられること、家族との関係を維持し職業活動を続けることができることなど、その効果は大きいと考えられるようになっている。ただ、電子監視措置の実施の期間的な問題も指摘されている²²⁾。

電子監視措置の導入によって、刑罰執行の個別化がさらに推進されることになる。対象者は、社会的・家族的な環境を維持しつつ、個別の環境の中で執行されることが可能となる。また、行刑裁判官は、受刑者の義務の遵守の程度に合わせて、措置を緩和し週末に家族的な理由での外出を認めることもある。自由を与えるように緩和するような刑罰の段階的な執行が可能となることで、受刑者に対して、裁判官が命じた義務を遵守すれば恩恵が与えられることを示し、教育的な価値を与えることにもつながる。現実の社会生活の中で刑罰の執行を受けることができるので、早期の社会復帰にもつながることになる。現実には、数ヶ月間電子的監視措置に置かれた受刑者が課せられた義務を遵守した場合、仮釈放の恩恵を受けることができる。電子監視措置は終了し、刑期の満了まで通常の社会内教育的追跡調査の対象となる²³⁾。

電子監視処置の成功を受けて、その後の技術の進歩により、携帯型電子監視措置が新たな形態の刑罰として提案されるに至った²⁴⁾。これまでの電子監視措置はあらかじめ定められた期間において一定の場所で実施されてきたが、携帯型電子監視措置では、随時、どこにおいても実施することが可能となる。この携帯型電子監視措置は、刑務所から出所したがまだ危険性が残ると判断される者を監視する効果的な手段として導入され、これが今回の改正の主眼であった。

携帯型電子監視措置では、踵または手首にはめる発信機型プレスレット、携帯型受信装置、設置型受信装置を使い、GPS（全地球測位システム。現在は、合衆国国防省に

よって管理されている衛星を利用しているが、2008年または2009年にはヨーロッパのガリレオ衛星が運用開始される予定であるとGSM（global service mobile）を利用して、10メートル単位で対象者の場所の特定を行う²⁵⁾。従来の電子監視措置では、対象者がいるとされる場所にいるかどうかの確認だけしかできない状況であったが、携帯端末による監視では対象者を実時間で監視することができるし、コンピュータに記録された情報により当該人物の行動を調査することもできる。例えば、電磁波による信号では感知できない場所で、ある犯罪が実行された場合、コンピュータには監視されている人物の出入が記録されるので、司法警察員はその記録を調査する権限を与えられることになり、有罪の証拠を提供することができる²⁶⁾。

既に、アメリカ合衆国ではフロリダ州で導入されており²⁷⁾、スペインでは導入に向けて検討が開始されている²⁸⁾。

固定型の電子監視措置と携帯型電子監視措置は法的な性質も異なる。固定型は、半自由や施設外拘置などの自由刑の執行態様の一つであるのに対して、携帯型はそれ自体、滞在の禁止、有罪判決の公示、社会内司法追跡（監督措置）に続く新たな刑罰として規定される。携帯型電子的監視措置は、社会内司法追跡（監督措置）の構成要素としての役割と、刑の減軽により釈放される条件として司法監視の要件としての役割との2つの側面がある。したがって、一種の保安処分として分類されることになる。但し、この処分は対象者の私生活の秘密を著しく侵害することになるので、処分の言渡しと処分の執行は法律によって規定されたとおり慎重になされなければならない。

3 携帯型電子監視措置の適用

携帯型電子的監視措置の言渡しについては、社会内司法追跡の要素である場合と、行刑裁判官が、今回の改正によって新たな枠組みとして創設された司法監視の一つである場合とに区別される。なお、携帯型電子監視措置は2006年12月末までに施行される。

(1) 社会内司法追跡の枠内での言渡しの場合

社会内司法追跡の枠内で言い渡される場合についても、二種類の形態が想定されている。①判決裁判所によって言い渡される場合と、②社会内司法追跡の保護観察の修正として、行刑裁判官によって言い渡される場合に区別できる。携帯型電子監視措置は、主刑が社会内司法追跡をとまう7年以上の拘禁刑である場合にしか言い渡されない（刑法131-36-9条、131-36-10条）²⁹⁾。

A 判決裁判所によって言い渡される場合

受刑者は危険であると医学的鑑定によって宣告された場合に、判決裁判所によって携帯型電子監視措置が言い渡されるが、刑法131-36-10条及び131-36-11条に規定さ

れる。軽罪裁判所は、当該処分が自由刑の執行が終了した日から再犯を予防するために必要不可欠であると確認するために、判決に特別な理由を付さなければならない。重罪院も軽罪裁判所と同様に、この処分を言い渡すときは判決に特別な理由を付す必要があるが、重罪院では12票中8票以上の多数決による、控訴重罪院では15票中10票の多数決による決定が必要である。この処分は受刑者の同意なしには適用されないため、この処分が言い渡されると直ぐに裁判長は受刑者に対してこの処分に同意するか否かを尋ねるが、受刑者が同意しなかった場合、刑法131-36-1条に定める社会内司法追跡が執行されなかった場合に適用される刑罰に従って、軽罪の場合は3年の、重罪の場合は7年の拘禁刑が言渡されるので(刑法131-36-12条2項)、受刑者には事実上同意しないという選択の余地はあまりない³⁰⁾。

判決裁判所によって携帯型電子監視措置が言い渡されても、それが直ぐに適用されるわけではなく、刑事訴訟法763-10条に定める手続きにしたがって、受刑者が再度罪を犯す危険性があることを確認し、学際的保安処分委員会の意見を求め、行刑裁判官が最終的には弁論の機会を与えたうえで判決の形式で決定し、受刑者の同意を得て、この処分を言い渡すことになる³¹⁾。

B 行刑裁判官によって言い渡される場合

判決裁判所が、携帯型電子監視措置を伴わない社会内司法追跡を言い渡したときでも、行刑裁判官は、場合によっては、受刑者に対して携帯型電子監視措置を言い渡すことができる(刑訴法763-3条4項)。判決裁判所での言渡しの場合と同様に、行刑裁判官は刑事訴訟法763-10条に定める調査をした上で、受刑者の同意を得て、この処分を言い渡すことになる。判決裁判所が決定しなかったのに、行刑裁判官がこの処分を決定する場合、判決の修正ということになるので、オールドナンスの形式で決定されるが(刑訴法712-6条3項)、このような事例はあくまで例外的なものである³²⁾。

(2) 司法監視の形態としての携帯型電子的監視措置

司法監視は、社会内司法追跡と類似しているが、この補充刑(社会内司法追跡)が適用されない受刑者に対して即座に適用される。司法監視として言い渡される携帯型電子監視措置の適用は、10年以上の刑期を宣告された自由刑に適用され、社会内司法追跡を受ける犯罪に対して科せられる³³⁾。社会内司法追跡の枠内で適用されることになるので、詳細は後述する。

Ⅲ 社会内司法追跡及び司法監視に関する改正

1 社会内司法追跡に関する規定

法23条により、刑法221-9-1条が改正され、刑法224-9条の後に、224-10条が追加

される³⁴⁾。

221-9-1 条 本章第 1 節に定める重罪について有罪とされた自然人は、同じく、131-36-1 条乃至 131-36-12 条に定める態様（手順）に従って、社会内司法追跡を科せられる。

224-10 条 本章第 1 節に定める重罪について有罪とされた自然人は、同じく、131-36-1 条乃至 131-36-12 条に定める態様（手順）に従って、社会内司法追跡を科せられる。

法 24 条により、222-48-1 条の冒頭は以下のように改正され、227-31 条の「131-36-8 条」は「131-36-13 条」に改正される³⁵⁾。

222-48-1 条 「拷問、野蛮行為または 222-23 条乃至 222-32 条の罪について有罪となった者は」、同じく、131-36-1 条乃至「131-36-13 条」に定める態様（手順）に従って、社会内司法追跡を科すことができる。

法 25 条によって、I・刑法 322-17 条の後に、322-18 条が追加された。II・322-5 条 5 項の「最高 8 日間」を「少なくとも 8 日間」に改正する³⁶⁾。

322-18 条 322-6 条乃至 322-11 条に定める犯罪について有罪とされた自然人は、131-36-1 条乃至 131-36-13 条に定める態様（手順）に従って、社会内司法追跡を言い渡されうる。

法 26 条により、保健衛生法 L. 3711-4 条の後に、L. 3711-4-1 条が追加される³⁷⁾。

L. 3711-4-1 条 受刑者の人格が正当化する場合、コーディネーターである医師は、受刑者に、主治医、あるいは、主治医の代替として、L. 3711-5 条に定めるデクレで学位の条件とその任務が詳細に示された担当心理学者を選択させることができる。主治医に適用される L. 3711-1 条乃至 L. 3711-3 条の規定は、L. 3711-3 条の最終項に定める例外を除いて、心理学者にも適用される。

法 27 条により、保健衛生法 3711-3 条に新たな項が追加される³⁸⁾。

「この目的のために公認されたときには、主治医は、受刑者に対して、少なくとも 1 年に 1 度、受刑者の書面により更新される同意を得て、関連する医薬品市場への販売の許可がこの適用症の指示に対しては出されていないとしても、保健衛生省の省令によってリストが決定されリビドー（性欲）を抑制することになる医薬品を利用した治療を行うことができる。」

法 28 条³⁹⁾により、1. 刑事訴訟法が改正される。

1° 刑事訴訟法 706-47 条に新たな項が追加される。「この規定は、拷問または野蛮行為をとともなう故殺罪または謀殺罪、拷問または野蛮行為の罪及び法律に定める累犯として犯した故殺罪または謀殺罪に関する手続きにも適用される。

2° 刑事訴訟法 706-53-1 条の前に、第 4 部第 19 編第 2 章を「性的犯罪または暴力犯罪の行為者の自動化された国家的法律情報ファイル」とする。

3° 刑事訴訟法 706-53-1 条の冒頭は以下のように改正する。「性的犯罪または暴力犯罪の行為者の自動化された国家的法律情報ファイルは、(以下、変更なし)」

4° 刑事訴訟法 706-53-5 条 4 項の「この目的で」の文言の後に、「居住地の警察署または憲兵隊に」という文言を追加する。

5° 刑事訴訟法 706-53-7 条(3°) 4 項に、「同じく活動または職業の監督のために」を追加する。

6° 刑事訴訟法 706-53-7 条に以下の項を追加する。「司法警察員は、この手続きが本条 2 項に定める犯罪の一つと関係がなくとも、検事正または予審判事の指示のもと、または許可を得て、現行犯の捜査または予備捜査の範囲で、警察留置された者の身元確認から情報ファイルにあたることができる。」

2. 犯罪の進化に司法を適用するための 2004 年 3 月 9 日法 216 条 II に、以下の文言を補足する。「捜査の範囲で、刑事訴訟法 78 条 1 項の規定は適用される。」

3. 犯罪の進化に司法を適用するための 2004 年 3 月 9 日法 216 条の規定は、本条 1. 1° による編集によって、刑事訴訟法 706-47 条最終項に定める犯罪の行為者に適用される。

法 29 条により、刑事訴訟法 712-7 条に新たな項が補足される⁴⁰⁾。

「要求があれば、私訴原告人の弁護人は、検察官の論告求刑の前に、自らの所見を強調するために、行刑裁判所での対審弁論に出席することができる。」

また、刑事訴訟法 712-13 条に新たな項が補足される。

「要求があれば、私訴原告人の弁護人は、検察官の論告求刑の前に、自らの所見を強調するために、行刑裁判所の判決に対する控訴を裁定する控訴院行刑部での対審弁論に出席することができる。」

2 司法監視に関する規定

法 13 条によって、刑事訴訟法 723-28 条の後に、第 9 節を挿入する⁴¹⁾。

【第 9 節 重罪または軽罪で有罪判決を受けた危険な人物に対する司法監視に関する規定】

723-29 条 社会内司法追跡が科されうる重罪または軽罪に対して 10 年以上の自由刑が言い渡されたときには、行刑裁判官は、検事正の請求に基づき、保安処分として、累犯となる明白な危険を防止する目的のために、釈放の日から、刑の減輕の期間またはその恩恵を受け取消決定の対象となっていない補充的な刑の減輕の期間に相当する期間、司法監視に置く命令を出すことができる。

723-30 条 司法監視は以下の義務を含みうる。1 号 刑法 132-44 条及び刑法 132-45 条 2 号, 3 号, 8 号, 9 号, 11 号, 12 号, 13 号, 14 号に定める義務。2

- 号 刑法 131-36-2 条（1号，2号，3号）及び 131-6-4 条に定める義務。
- 723-31 条 723-29 条に言及される累犯の危険は，712-16 条の規定に従い，行刑裁判官が命じ，受刑者の危険性が明らかになったと結論づけられた医学的鑑定によって確認される。この鑑定は，検事正によっても命じることができる。
- 723-32 条 1 項 712-6 条の規定に従い，判決によって，受刑者が釈放される前に，723-29 条に定める決定は下される。723-30 条 3 号に規定された義務が予定されるときには，学際的保安処分委員会の意見を得た上で，決定が下される。712-6 条に定める対審弁論の際には，受刑者には自らが選任した弁護人または弁護士会が指名した弁護人が必ず立ち会わなければならない。
- 2 項 判決には，受刑者が従わなければならない義務とその期間が明示されなければならない。
- 723-33 条 1 項 司法監視に置かれた受刑者は，社会復帰を容易にし調査するための扶助と監督の処分の対象となる。
- 2 項 受刑者に強制される処分と義務は，行刑裁判官によって運営され，社会復帰及びプロベーションに関する矯正サービスが行刑裁判官を援助する。場合によっては，権限を与えられた組織と競合して，運営される。
- 723-34 条 1 項 行刑裁判官は，712-8 条に定める手続きに従って出されたオルドナンスによって，受刑者に強制される義務を修正することができる。
- 2 項 受刑者が社会復帰したと認められれば，712-6 条に定める手続きに従って出された判決によって，行刑裁判官はこの義務を終了させることができる。
- 3 項 受刑者の行動または人格がそれを正当化するときには，723-32 条 1 項の最後の文言によって定められる手続きに従って出された判決によって，義務の期間を延長することを決定できる。但し，義務の期間の合計は，723-29 条に定める期間を超えることはできない。
- 723-35 条 1 項 受刑者が，課せられた義務及び禁止を遵守しなかったときには，行刑裁判官は，712-6 条に定める手続きに従って，受刑者に認められた刑の減輕の期間の全部または一部を取り消し，刑務所への再収容を命じることができる。712-17 条の規定は適用される。
- 2 項 行刑裁判官は，受刑者に，刑法 131-36-4 条及び 131-36-12 条に定める処分は受刑者の同意なしには運用されないこと，受刑者が同意しない場合には，受刑者に認められた刑の減輕の期間の全部または一部は，1 項を適用して取り消しうることを告知する。
- 723-36 条 本節の規定は，社会内司法追跡を言い渡された者または仮釈放の対象となっている者には適用されない。

723-37条 必要に応じて、本節の規定の適用の手続き及び適用条件は、デクレによって定める。

3 社会内司法追跡及び司法監視に関する改正の概要

社会内司法追跡は、性犯罪の予防と処罰及び少年の保護に関する1998年6月17日法によって導入され、その後、2004年3月9日のPerben II法⁴²⁾により改正され強化された⁴³⁾。刑法131-36-1条乃至131-36-8条、刑事訴訟法763-1条乃至763-37条、保健衛生法L. 355-33条乃至L. 355-37条に規定がおかれている。社会内司法追跡は、性的犯罪で有罪となった行為者に対して、判決裁判所によって言い渡される処分であり、刑務所服役後出所した受刑者の監視（場合によっては、医学的な側面を含む）と社会復帰を促進することを目的としている。社会内司法追跡を言い渡された者は、行刑裁判官の監督の下で、判決裁判所が言い渡した期間について、再犯を予防するための監視または援助という処分に服さなければならない。期間は、軽罪については10年、重罪については20年と定められているが、2004年の法改正で、特に理由を付した決定によって軽罪の場合でも20年に延長することができる。また、30年の懲役刑に処せられる重罪については、この期間は30年であり、無期懲役に処せられる重罪については、この処分を対象者の死亡まで無期限で言い渡すことができる⁴⁴⁾。今回の改正では、従来の基本的な概念は維持しつつ、適用範囲を拡大し、その内容を補強する一方、新たな類型も作り出している。

(1) 社会内司法追跡を科せられる犯罪の範囲

今回の改正で、社会内司法追跡を科せられる犯罪の範囲が拡大されている。従来は、性犯罪と関係する犯罪類型、例えば、強姦、拷問または野蛮行為を手段とするかともなった故殺罪または謀殺罪、性的侵害の罪、未成年者の誘惑の罪、未成年者のポルノ（わいせつな）映像の録画、未成年者に対する暴力的またはポルノの（わいせつな）メッセージの伝達、未成年者に対する性的侵害などが対象とされてきたが、改正により、生命に対する侵害の罪（刑法221-9-1条）、略取及び監禁の罪（刑法224-1条乃至225-2条）、拷問及び野蛮行為の罪（刑法222-48-1条）、爆発物または放火による財産の故意の破壊の罪（刑法322-18条）にその適用が拡大されている。したがって、社会内司法追跡を科せられる犯罪については、改正後は性的犯罪に限定されていない⁴⁵⁾。

(2) 社会内司法追跡の内容

社会内司法追跡処分の内容として、今回の改正により、携帯型電子監視措置が含まれることになったが、治療命令（*injonction de soins*）が重要な役割を占めている。

まず、主治医は、受刑者に対して、一般的には「科学的な去勢」と称される性欲を

抑制する医薬品を処方する。主治医は、この医薬品が販売を許可される前であっても、投与することができる。この治療を行うに際して、主治医は、少なくとも1年に1度、書面により更新された患者の同意を得る必要がある。患者がこの治療を拒否した場合、自動的に処罰されるわけではない。主治医はコーディネーターである医師に、治療の実行が難しいことを知らせることができる。コーディネーターである医師は、この事実を行刑裁判官に知らせる権限をもつ。通報を受けた行刑裁判官は、社会内司法追跡の条件を遵守しなかったことによる刑事的制裁を発動するか否かを、時間をかけて決定する。ただ、社会内司法追跡を科せられた受刑者は必ずしも病人ではないので、治療の担当者としては、医師のほかにも心理学者も認められた。受刑者に、担当者を医師にするか心理学者にするかの選択が認められることになる。心理学者は、性欲を抑制する医薬品の処方以外は、医師と同様の治療を行う⁴⁶⁾。

(3) 重罪または軽罪で有罪判決を受けた危険な人物の司法監視

司法監視は刑罰ではないので、刑法に規定されず、刑事訴訟法に関係する規定が設けられている（723-29条乃至723-37条）。刑事訴訟法723-29条によれば、司法監視は明確に保安処分として分類され、内容的には、社会内司法追跡と同じである。

社会内司法追跡が導入された1998年6月17日法が施行される前に重罪または軽罪を犯して刑務所に収容されている受刑者に対して、社会内司法追跡を適用することができないので、司法監視は、事実上その代替として、暫定的な処分として機能している。したがって、司法監視は、2005年12月12日法（累犯処遇法）の施行後、危険性が確認された受刑者に対して即座に適用することができる（法42条⁴⁷⁾。

司法監視は、社会内司法追跡と併科することはできない（刑訴法723-36条）。但し、受刑者が、累犯処遇法が施行される前に犯した罪で有罪判決を受けているときには、併科が認められる（法41条4項⁴⁸⁾。この背景には、累犯処遇法の施行後、携帯型電子監視措置が社会内司法追跡に組み込まれるので、施行前に犯した罪に対しては、社会内司法追跡と司法監視を併科して厳格に処罰する余地を裁判所に残しておきたかったということが指摘されている⁴⁹⁾。

なお、司法監視は、累犯処遇法施行以前の重罪または軽罪によって科せられた刑罰の刑期が終了した後は、適用される必要性はなくなり、携帯型電子監視措置を含んだ社会内司法追跡によって代替されることになる。ただ、電子監視措置におかれているか否かにかかわらず、判決裁判所が社会内司法追跡を言い渡さなかったが、矯正当局と行刑裁判所によって再犯の危険性が疑われる受刑者を監視するという役割は残される可能性がある⁵⁰⁾。

(4) 司法監視を言い渡すための条件

行刑裁判官によって決定された司法監視は、刑事訴訟法 723-29 条に定める基本的な条件の実現を目的としなければならない。まず、司法監視は、危険性が明らかとなった累犯を予防する目的のためだけに言い渡される。また、言い渡された刑罰は刑期 10 年以上の自由刑であり、社会内司法追跡を言い渡すことのできる重罪または軽罪を対象とする。

累犯の危険性は、医学的鑑定によって検証され、その結論には、受刑者の危険性を明示しなければならない。行刑裁判官が、受刑者は携帯型電子監視措置に服することが望ましいと判断すれば、司法監視を執行する場合と同様に、学際的保安処分委員会の意見を求めなければならない。形式的には、受刑者には必ず弁護人が立会った対審弁論を経た後で出された判決によるが、職権による場合であってもよい。裁判官は職権で事件を係属することはできず、検事正による請求をまたなければならない。司法監視は、受刑者の出所後に言い渡される⁵¹⁾。

(5) 司法監視の内容と司法監視にともなう義務を遵守しなかった場合の制裁

司法監視は、内容的に見て社会内司法追跡措置に類似しており、ただ、この処分を科せられる対象者への義務と禁止の内容が異なっているに過ぎない。司法監視において、重要な点は、治療を受けなければならない義務があることと（刑訴法 723-30 条 2 号）、携帯型電子監視措置にある（刑訴法 723-30 条 3 号）。司法監視は、受刑者の釈放の日から、補足的に減輕された刑期を付加して（刑訴法 721-1 条）、減輕された刑期以上の期間にわたって継続される（刑訴法 721 条）。減輕される刑期には、内部告発者及び悔悟者に例外的に付与される刑の減輕の期間は含まれない（刑訴法 721-2 条）。携帯型電子監視措置が言い渡された場合、その期間は 2 年を超えることはできないが、社会内司法追跡の要件であるときには、場合によっては、更新は可能である。司法監視による観察は、行刑裁判官のオルドナンスによって修正可能であり、行刑裁判官の判決によって中断される可能性もある（刑訴法 723-34 条）。しかし、その期間は、司法監視の期間の法定の上限（長期）まで、判決によって延長することができる⁵²⁾。

ただ、司法監視は社会内司法追跡と比較して、制度的には劣っている側面もある。すなわち、司法監視に従わない受刑者に対しては、刑法 131-36-1 条に規定される拘禁刑が適用されず、単に、司法監視という保安処分を負わせられる⁵³⁾。

(6) 治療の開始時期

社会内司法追跡を言い渡された受刑者は刑務所において治療が開始されてきたが（刑訴法 763-7 条）、改正後は、社会内司法追跡を科せられる罪を犯したと認められたが有罪判決を受けなかった行為者に対しても、社会内司法追跡を言い渡すことができ

るようになった（刑訴法 717-1・3 項 4 項）。これは、刑務所における治療に関する規定（保健衛生法 L. 3711-1 条乃至 L. 3711-3 条）に従って適用される。この治療を受けることによって、刑訴法 721-1 条により補充的に刑の減軽を受けることができる。治療を拒否した場合、処罰されることはないが、社会復帰に向けた真剣な努力をしていないと判断される可能性がある⁵⁴⁾。

IV おわりに

近年のヨーロッパにおける刑事政策の現実には、刑務所内での過剰収容の問題を解決するため、刑務所内において自由刑を科すというよりはむしろ刑務所等の施設に収容せずに処罰するという社会内処遇の方向に重点が置かれると同時に、刑務所を釈放されたがまだ再犯の危険性が残ると判断されるような元受刑者に対して、釈放後のケアをいかに効率的に行うのかという問題にも重点が置かれていると見てよいであろう⁵⁵⁾。今回の、累犯処遇法に基づく刑事法の改正においても、この傾向は明確に示されている。既に、1998 年に導入されたいわゆる固定型電子監視措置は、その適用が年々増加し、その効果も統計によって証明されており⁵⁶⁾、その結果、電子監視措置をさらに進化させたものとして、携帯型電子監視措置が今回の改正によって導入されることになった。また、社会内司法追跡の適用範囲は拡大され、社会内司法追跡を適用できない受刑者に対しては、刑法の時間的適用の問題を解決するために、司法監視という保安処分を設けることによって、再犯の危険性の残る受刑者を野放しにしないという方針が明確に示されているということができよう。すなわち、自由刑を代替する刑罰の種類を増やし、刑罰の個別化の要請にこたえることができるような制度を設けると同時に、釈放後も再犯の危険性が残るような受刑者に対しては保安処分として監視を続けることにより、個々の受刑者に対してより細やかな対応が可能となり、再犯の防止という刑事政策的な効果も期待できることになるのではなかろうか。

今回の改正によって導入された制度がどのような効果をもたらさうかは、今後の運用をまたなければならない。ただ、累犯や再犯を防止し、犯罪から国民を保護するためには、これまでの政策にとらわれない新しい対策を積極的に整備することも必要であろう。その意味では、フランスにおける法改正に学ぶ意義は大きいと考えられる。

注

- 1) 例えば、ドイツの状況については、宮澤浩一「ドイツにおける性犯罪対策法」捜査研究 564 号（1998）70 頁、同「外国の刑事立法の動向：事後的保安監置に関する新立法動向について」現代刑事法 7 巻 1 号（2005）95 頁参照。アメリカ合衆国の状況については、藤本哲也「アメリカ合衆

- 国における性犯罪者処遇の現状」『渥美東洋先生古稀祝賀記念 犯罪の多角的検討』(2006) 443頁参照。イギリスの状況については、守山正「イギリスにおける『子供の安全』と性犯罪者対策」『渥美東洋先生古稀祝賀記念 犯罪の多角的検討』(2006) 471頁参照。
- 2) Loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005 relative au traitement de la récidive des infractions pénales, J. O., 13 décembre 2005, JUSX0407878L. なお、この法案の審議の過程については、http://www.legifrance.gouv.fr/html/actualite/actualite_legislative/2005-1549/recidive_infractions_penales.htm で詳細を知ることができる。この法律について紹介、分析した文献として、Récidive : quelles réponses judiciaires ? (première partie) ; M. Herzog-Evans, Récidive : surveiller et punir plutôt que prévenir et guérir, P. V. Tournier, Peines d'emprisonnement ou peines alternatives : quelle récidive ?, M.-J. Boulay, Quelle place de la victime dans le processus de libération conditionnelle ? Contribution de l'APEV au débat sur la récidive, E. Nadjar et P. Lemoussu, Rapport Burguin : des propositions en vue d'une meilleure prévention et de la récidive, Actualité Juridique Pénal, 2005, pp.305 et s ; Récidive : quelles réponses judiciaires ? (deuxième partie) ; P. Clément, Mieux prévenir la récidive, M. Janas, Le juge de l'application des peines : un acteur essentiel pour lutter contre la récidive, J.-L. Senon et C. Manzanera, Psychiatrie et justice pénale : à la difficile recherche d'un équilibre entre soigner et punir, Ph. Laflaquière, Un pari sur l'humain, Actualité Juridique Pénal (以下、A. J. Pénal とする), 2005, pp. 345 et s ; C. Lazerges, L'électronique au service de la politique criminelle: du placement sous surveillance électronique statique (PSE) au placement sous surveillance électronique mobile (PSEM), R. S. C., 2006, pp. 183 et s ; J.-F. Seuvic, Chronique législative, R. S. C., 2006, pp. 352 et s ; J.-H. Robert, Les murailles de silicium (commentaire de la loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005 relative au traitement de la récidive des infractions pénales), Droit pénal, 2006, pp. 4 et s. なお、J.-H. Robert の論文 11 頁以下には Annexe として、累犯処遇法の規定が掲載されている。J.-H. Robert, Commentaire de la loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005 relative au traitement de la récidive des infractions pénales, Juris-classeur procédure pénale App. art. 707 à 763¹⁴ : fasc. 20, 2006. また、網野光明「フランスにおける再犯防止策—性犯罪者当に対する社会内の司法監督措置を中心に—」レファレンス 667 号 23 頁 (2006) は、今回の改正を含んだフランスの再犯防止対策を詳細に紹介した研究である。
- 3) Proposition de loi relative au traitement de la récidive des infractions pénales, présentée par Pascal Clément et Gérard Léonard Députés, <http://www.assemblee-nationale.fr/12/propositions/pion1961.asp>.
- 4) Ibid.
- 5) Rapport au Premier ministre, Le placement sous surveillance électronique mobile (以下、Rapport Fenech と表記する), avril 2005, <http://www.georgesfenech.com/intPSME.pdf>
- 6) Rapport Fenech, p. 14.
- 7) Proposition de loi relative au traitement de la récidive des infractions pénales, précit., p. 2.
- 8) 〈suivi socio-judiciaire〉について、suivi という文言は追跡という意味をもつので、これまで社会的・法的追跡と訳してきた。網野氏の前掲論文では、英訳等を参照して「社会内司法監督措置」と訳されている。〈suivi socio-judiciaire〉の実態を考えれば、社会内司法監督措置あるいは社会内司法監視措置と訳するほうが適切であろう。suivi という文言の意味を生かして、社会内司法追跡と訳すことにする。

- 9) Loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005 relative au traitement de la récidive des infractions pénales, J. O., 13 décembre 2005, JUSX0407878L, pp5-6; J.-H. Robert, op. cit., pp. 12-13. なお, 携帯型電子的監視措置は2006年8月上旬に試験ケースとして始めて適用されている。最初は, 仮釈放の場合のみに適用されることとなり, リールとカーンにおいて実験が行われている。A. J. Pénal, n° 9, 2006, p. 331. 詳細は, www.justice.gouvernement.fr を参照。
- 10) Art. 131-36-9 à art. 131-36-13 du C. P. préc., pp. 197-198.
- 11) Art. 760-10 à art. 763-14 du C. P. P. préc., pp. 1267-1268.
- 12) Art. 763-3 al. 4 du C. P. P. préc., p. 1260.
- 13) Art. 731-1 du C. P. P. préc., p. 1226.
- 14) 刑事訴訟法 723-7 条から 723-14 条まで (art. 723-7 à art. 723-14 de la C. P. P. préc., pp. 1184-1189) を参照。
- 15) Rapport Fenech, p. 19.
- 16) Rapport Fenech, p.19. 末道康之「フランス刑事立法の動向—Loi Perben II について」南山法学 29 卷 2 号 (2006) 139 頁参照。
- 17) Rapport Fenech, pp. 20 et s. なお, フランスにおける電子監視措置を紹介した文献として, 中田 静「フランス刑事司法における電子監視—刑罰なのか危険な前歴者の監視なのか—」近畿大学法学 53 卷 3・4 号 29 頁以下参照。
- 18) リールでは大規模な Loos 刑務所, アジャンでは小規模な刑務所, グルノーブルで半自由センター, エクス・アン・プロバンスでは Aix-Luynes 刑務所において電子監視措置が実施された。詳細については, Rapport Fenech, pp. 21 et s.; Ph. Pottier, placement sous surveillance électronique et pratiques professionnelles, in Poursuivre et punir sans emprisonner. Les alternatives à l'incarcération, La Charte, 2006, pp. 93 et s. を参照。
- 19) R. Revy et A. Kensey, Le placement sous surveillance électronique en France: Comment? Qui? Pour quoi? in Poursuivre et punir sans emprisonner. Les alternatives à l'incarcération, La Charte, 2006, p. 74.
- 20) Rapport Fenech, p. 28.
- 21) Rapport Fenech, p. 23; M. Herzog-Evans, Récidive: surveiller et punir plus plutôt que prévenir et guérir, A. J. Pénal, n° 9/2005, p. 311.
- 22) Rapport Fenech, p. 24.
- 23) Rapport Fenech, pp. 24-25.
- 24) Rapport Fenech, pp 29 et s.
- 25) ibid; C. Lazerges, L'électronique au service de la politique criminelle: du placement sous surveillance électronique statique (PSE) au placement sous surveillance électronique mobile (PSEM), R. S. C., 2006, pp. 183 et s.
- 26) J.-H. Robert, Les murailles de silicium. Commentaire de la loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005 relative au traitement de la récidive des infractions pénales, Droit pénal, n° 2, 2006, p. 5.
- 27) Rapport Fenech, pp. 38 et s.
- 28) Rapport Fenech, pp. 42 et s.
- 29) J.-H. Robert, op. cit., p. 8; art. 131-36-9 et art 131-36-10 du C. P. préc., p. 197.
- 30) J.-H. Robert, op. cit., p. 8.
- 31) ibid.

- 32) J.-H. Robert, op. cit., p. 8.
- 33) J.-H. Robert, op. cit., p. 8.
- 34) Loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005 relative au traitement de la récidive des infractions pénales, J. O., 13 décembre 2005, JUSX0407878L (以下, Loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005 と表記する。), p. 6.
- 35) Loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005, pp. 6-7.
- 36) *ibid.*
- 37) *ibid.*; art. L. 3711-4-1 du Code de la santé publique, C. P. P. préc., p. 1263.
- 38) Loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005, pp. 6-7.
- 39) Loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005, pp. 7-8.
- 40) Loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005, p. 8.
- 41) Loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005 relative au traitement de la récidive des infractions pénales, J. O., 13 décembre 2005, JUSX0407878L を参照。Art. 723-27 à art. 723-37 du C. P. P. préc., pp. 1206-1208.
- 42) Loi Perben II については, 末道康之「フランス刑事立法の動向—Loi Perben II について」南山法学 29 卷 2 号 123 頁参照
- 43) 社会内司法追跡の概要については, F. Desportes et F. Le Gunehec, *Droit pénal général*, 13^{ème} éd., n° 846-1 et s, pp. 824 et s.
- 44) 末道・前掲論文 128 頁以下参照。
- 45) J.-H. Robert, op. cit., n° 29, p. 9.
- 46) J.-H. Robert, op. cit., n° 30-31, p. 9.
- 47) Art. 42 de la loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005, p. 12. 司法監視が即座に適用されることについて, 憲法院は憲法には反しないという判断を下している (Cons. const., déc. n° 2005-527, DC, 8 déc. 2005; J. O. 13 déc. 2005, p. 19162)。
- 48) Art. 41 al. 4 de la loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005, p. 12.
- 49) J.-H. Robert, op. cit., n° 34, p. 10.
- 50) *ibid.*
- 51) J.-H. Robert, op. cit., n° 35, p. 10.
- 52) J.-H. Robert, op. cit., n° 36, p. 10.
- 53) J.-H. Robert, op. cit., n° 37, p. 10.
- 54) J.-H. Robert, op. cit., n° 39, p. 11.
- 55) 例えば, *Poursuivre et punir sans emprisonner. Les alternatives à l'incarcération*, sous la direction de R. Lévy et X. Lameyre, La Chartre 2006. を参照。
- 56) フランスにおける電子監視措置に関する統計については, J.-C. Froment, *Le développement du placement sous surveillance électronique en France : mobilisation du politique et neutralisation idéologique*, in *Poursuivre et punir sans emprisonner. Les alternatives à l'incarcération*, 2006, pp. 51 et s.; R. Lévy et A. Kensey, *Le placement sous surveillance électronique en France : comment ? qui ? pour quoi ?*, in *Poursuivre et punir sans emprisonner. Les alternatives à l'incarcération*, 2006, pp. 71 et s.; Ph. Pottier, *Placement sous surveillance électronique et pratiques professionnelles*, in *Poursuivre et punir sans emprisonner. Les alternatives à l'incarcération*, 2006, pp. 91 et s. を参照。

フランスの再犯者処遇法について（末道康之）

【後記】本稿は、末道康之「再犯者処遇に関するフランスの新動向—再犯者処遇に関する 2005 年 12 月 12 日法を中心に」南山法学 30 卷 2 号（2007）93 頁を基にして、2006 年 11 月 24 日のヨーロッパ研究センター定例研究会で報告した内容をまとめたものである。

À LA RECHERCHE DE L'EUROPE PERDUE...

Discrétion et faiblesses des propositions de relance européenne des candidats à l'élection présidentielle française de 2007

David Courron

Alors que, depuis l'introduction du suffrage universel direct en 1965, chaque scrutin pour la désignation du chef de l'État réservait systématiquement une surprise plus ou moins traumatisante selon le contexte, qu'on se les remémore depuis la mise en ballottage du Général de Gaulle par François Mitterrand en 1965, l'éviction du second tour du communiste Jacques Duclos en 1969, l'élimination de l'héritier gaulliste Chaban-Delmas par le centriste Giscard d'Estaing en 1974, les débuts de l'effondrement des communistes avec la contre-performance de Georges Marchais en 1981, la quatrième place de Jean-Marie Le Pen, déjà, en 1988 ou encore l'arrivée largement en tête de Lionel Jospin en 1995, jusqu'à l'improbable qualification du premier au détriment du second en 2002, la traditionnelle *surprise* de l'élection présidentielle des 22 avril et 6 mai 2007¹⁾ aura peut-être été, à défaut justement de l'absence même de surprise avec l'élection du candidat longtemps favori des sondages Nicolas Sarkozy²⁾, la quasi-disparition, de cette huitième édition, des grands enjeux de la thématique européenne.

1) Les résultats du scrutin pour l'élection du Président de la République, auquel il a été procédé le 22 avril 2007, sont les suivants : Nicolas Sarkozy 31,18% des suffrages exprimés (11 448 663 voix), Ségolène Royal 25,87% (9 500 112), François Bayrou 18,57% (6 820 119), Jean-Marie Le Pen 10,44% (3 834 530), Olivier Besancenot 4,08% (1 498 581), Philippe de Villiers 2,23% (818 407), Marie-George Buffet 1,93% (707 268), Dominique Voynet 1,57% (576 666), Arlette Laguiller 1,33% (487 857), José Bové 1,32% (483 008), Frédéric Nihous 1,15% (420 645) et Gérard Schivardi 0,34% (123 540). Conseil constitutionnel, *Déclaration à la presse de Jean-Louis Debré, Président du Conseil constitutionnel, sur le premier tour de l'élection du Président de la République* [en ligne]. Disponible sur : <http://www.conseil-constitutionnel.fr/dossier/presidentielles/2007/documents/tour1/presse.pdf> (consulté le 23.05.2007). Conseil constitutionnel, *Élection présidentielle 2007—Premier Tour. Résultats bruts le 23 avril 2007* [en ligne]. Disponible sur : <http://www.conseil-constitutionnel.fr/dossier/presidentielles/2007/documents/tour1/resultatsbruts.htm> (consulté le 23.05.2007).

La discrétion des questions européennes dans cette campagne présidentielle tranche, en effet, avec la vigueur et l'élan démocratique qui avaient caractérisé les débats lors de la campagne du référendum français³⁾ pour ou contre la ratification du *Traité établissant une Constitution pour l'Europe*⁴⁾ organisé le 29 mai 2005. Replacés au coeur des controverses nationales pour la première fois depuis la consultation relative au traité de Maastricht en 1992⁵⁾, les enjeux européens avaient alors, non seulement, nourri des échanges passionnés entre les Français sur l'opportunité du traité constitutionnel, mais aussi bouleversé les certitudes idéologiques européennes au sein même des grandes formations partisanes de droite comme de gauche. Depuis le

2) Les résultats du scrutin pour l'élection du Président de la République, auquel il a été procédé le 6 mai 2007, sont les suivants : Nicolas Sarkozy 53,06% des suffrages exprimés (18 983 138 voix) et Ségolène Royal 46,94% (16 790 440). Le nombre des votes blancs et nuls (votants - exprimés) s'élève à 1 568 426. Les abstentions (inscrits - votants) représentent 7 130 729 (16,03%) pour un taux de participation de 83,97%. Conseil constitutionnel, *Élection présidentielle 2007—Second Tour. Bilan du second tour et décision de proclamation* [en ligne]. Disponible sur : <http://www.conseil-constitutionnel.fr/dossier/presidentielles/2007/documents/tour2/bilan.htm> (consulté le 23.05.2007).

3) Les résultats du référendum sur le projet de loi autorisant la ratification du traité établissant une Constitution pour l'Europe sont les suivants : électeurs inscrits : 41 789 202, votants : 28 988 300, suffrages exprimés : 28 257 778 (soit un taux d'abstention de 30,63%), OUI : 12 808 270 (soit 44,18% des suffrages exprimés), NON : 15 449 508 (53,30% des suffrages exprimés) et 2,52% de bulletins blancs ou nuls. Conseil constitutionnel, *Décision du 1er juin 2005 — Proclamation des résultats du référendum du 29 mai 2005* [en ligne]. Disponible sur : <http://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2005/20050601/index.htm> (consulté le 10.03.2006). On notera que les juges constitutionnels, après avoir opéré diverses rectifications d'erreurs matérielles et procédé aux redressements nécessaires, ont recalculé les résultats annoncés par le Ministère de l'Intérieur : 45,32% des suffrages exprimés pour le OUI et 54,68% des suffrages exprimés pour le NON. En revanche, le bon, mais non exceptionnel, taux de participation ne classe ce scrutin qu'au 9ème rang des 13 consultations référendaires organisées en France depuis 1945.

4) Ce traité, signé à Rome le 29 octobre 2004, par les représentants des 25 pays membres de l'Union européenne et 3 candidats à l'adhésion, marque l'achèvement d'un long processus original, initié par la déclaration de Laeken du 15 décembre 2001, alliant négociations intergouvernementales et débats au sein de la Convention présidée par Valéry Giscard d'Estaing. Ce traité se compose de 4 parties : l'architecture institutionnelle (Partie I), la Charte des droits fondamentaux de l'Union (Partie II), les politiques et le fonctionnement de l'Union (Partie III) et diverses dispositions générales et finales (Partie IV) sans omettre de nombreuses annexes.

5) Le traité sur l'Union européenne du 7 février 1992 a été approuvé à 51,04% par le peuple français à l'occasion d'un référendum tenu le 20 septembre 1992.

sévère coup d'arrêt infligé par le non français, renforcé par le rejet néerlandais, le report *sine die* des consultations prévues dans d'autres États membres de l'Union européenne (au premier rang desquels la Grande-Bretagne et le Danemark) et la « pause de réflexion » décidée par les chefs d'États et de Gouvernement, le 16 juin 2005, en l'absence de tout « Plan B », la construction européenne oscille désormais entre, au pire, un risque permanent de paralysie institutionnelle, et au mieux, un attentisme prolongé dans le cadre décrié du traité de Nice⁶⁾, après ceux des traités de Maastricht et d'Amsterdam, « [...] qui se sont révélés incapables d'apporter des solutions aux problèmes institutionnels en grande partie causés par l'élargissement »⁷⁾, quand le traité constitutionnel pour sa part « [...] était censé mettre un terme au processus quasi permanent de réformes institutionnelles qui agite l'Union européenne depuis plus de dix ans. »⁸⁾

C'est donc dans ce contexte où se mêlent crise de légitimité, caractérisée par une méfiance accrue des opinions, et crise de motivation, caractérisée par un désengagement massif des dirigeants⁹⁾, et alors que l'Allemagne et la France vont se succéder à la tête de l'Union, promesse d'une recherche active de solution à cet enlisement, qualifié par Jacques Delors de plus grave de toute l'histoire de l'intégration européenne, avant les élections au Parlement européen en 2009, que l'intérêt des Français pour les enjeux européens paraît s'émousser comme en témoigne la faible médiatisation dont ils ont fait l'objet durant la campagne écoulée. Certes, l'élection présidentielle, et celle de 2007 ne déroge nullement à la règle, se focalise en priorité sur les problèmes intérieurs du pays. Les questions internationales et européennes n'y occupent que rarement une place de choix dans les débats de campagne, illustration au demeurant de l'incapacité des responsables politiques nationaux à faire vivre l'Europe au quotidien en dehors des rares périodes de fièvre référendaire. Cependant, dans la France de l'après-29 mai, le tabou du non rend encore plus périlleux pour les candidats à la

6) Le traité de Nice, signé le 26 février 2001, est entré en vigueur le 1er février 2003.

7) L'HELGOUALC'H Éric, « Le traité établissant une Constitution pour l'Europe - Une étape dans la dynamique constitutionnelle européenne » in *Cahiers Européens de Sciences-Po*, Paris : Centre d'Études Européennes, n°3, 2005, 25 p., p. 3.

8) *Ibid.*

9) COSTA Olivier, MAGNETTE Paul, « *Sortir l'Union de la crise constitutionnelle* », Garnet Policy Brief 2007, 20 p. [en ligne]. Disponible sur : <http://www.touteurope.fr/fr/observatoire-europe/europe-en-idees/etudes-et-revues/dans-les-think-tanks/mai-2007.html#c19352> (consulté le 26. 05. 2007).

présidentielle l'évocation de telles problématiques (I). Paradoxalement, ce traumatisme aura eu pour effet de concentrer utilement la réflexion sur l'urgence de la réforme des institutions communautaires (II), même si persiste la tentation de diaboliser l'Union européenne à travers les débats irréalistes sur ses orientations économiques et ses institutions monétaires. Toutefois, à l'opposé des chimères eurosceptiques de la dénonciation tous azimuts (IV), les propositions des candidats europhiles confirment une réelle volonté de rompre l'isolement de la France en Europe au prix d'un *aggiornamento* idéologique empreint d'une pédagogie réconciliatrice avec le projet européen à destination des citoyens (III).

I- Le tabou du non au traité constitutionnel relègue le pourtant essentiel enjeu européen au second plan de la campagne présidentielle.

Parallèlement à des faiblesses récurrentes, telles l'absence chronique d'une réflexion argumentée sur les finalités de la construction européenne, une forte tendance de la classe politique à la dénigrer en lui attribuant toutes sortes de maux sans omettre la traditionnelle relégation des problématiques de politique internationale dans l'ordre des priorités affichées par les Français, plusieurs raisons, qui tiennent toutes au délicat contexte politique post-référendaire, suffisent à expliquer la discrétion de l'enjeu européen dans les débats, très suivis au demeurant, de la campagne pour l'élection présidentielle de 2007.

Différents appels lancés aux candidats par diverses associations européennes afin que l'Europe soit placée au coeur de la campagne ont pourtant tenter d'éviter ce schéma par trop classique. C'est le cas notamment du Mouvement « Sauvons l'Europe »¹⁰⁾ qui a rappelé aux candidats l'urgence à se prononcer sur les propositions allemandes et à engager la responsabilité de la France « pour que l'ambition européenne demeure »¹¹⁾. Trois axes de relance ont ainsi été suggérés qui privilégient la Charte des droits fondamentaux, symbole de l'identité européenne fondée sur les droits de l'Homme, « l'affirmation de l'indispensable cadre européen pour le dé-

10) Ce collectif regroupe principalement des organisations syndicales et des groupes de réflexion sur l'Europe et sa construction tels que la CFDT, Confrontations-Europe, Europe et Entreprises, Confédération étudiante, Jeunes Européens France, Europe citoyenne, Gauche européenne - MEU.

11) Le texte de l'appel du Mouvement « Sauvons l'Europe », intitulé « *L'Europe doit être présente dans la campagne présidentielle* », est disponible en ligne à l'adresse :

〈http://www.sauvonsleurope.org/appele_2007.php〉 (consulté le 25.05.2007).

veloppement de politiques qui améliorent la vie des citoyens en les associant à travers les différents modes de représentation et de participation »¹²⁾ et « des institutions rénovées, plus efficaces et plus lisibles, avec un Parlement européen renforcé face à des acteurs politiques plus responsables »¹³⁾. C'est le cas également du collectif « EuropaNova »¹⁴⁾ qui, soucieux de placer le futur chef de l'État devant ses responsabilités en matière européenne, a demandé aux candidats désignés pour s'affronter au second tour de se prononcer sur un « Pacte européen »¹⁵⁾ à l'instar du Pacte écologique de Nicolas Hulot. Parmi ses sept engagements, ont en particulier été affirmés l'urgence de la redéfinition du rôle et des missions de l'Europe, la nécessité d'un président de l'Union européenne élu à terme au suffrage universel direct, la généralisation du vote à la majorité qualifiée et l'engagement de coopérations renforcées dans les domaines où l'unanimité constitue un blocage et la mise en place d'une véritable gouvernance économique et sociale de la zone euro avec la création d'un poste de ministre des finances de la zone¹⁶⁾. Toutefois, deux particularités du contexte politique français eurosceptique et eurocritique légué par la ruade du 29 mai 2005 auront eu raison de ces manifestations de volontarisme.

En premier lieu, francs partisans du oui au traité constitutionnel, les candidats Nicolas Sarkozy (UMP), Ségolène Royal (PS), François Bayrou (UDF) et Dominique Voynet (Les Verts) ont, en effet, chacun vu leur légitimité et leur crédibilité

12) *Ibid.*

13) *Ibid.* Le texte poursuit : « Les enjeux auxquels les citoyens sont confrontés rendent l'Europe encore plus indispensable. Il est donc légitime d'attendre des candidats qu'ils s'engagent à promouvoir au niveau européen : l'élaboration d'une nouvelle charte sociale européenne qui définisse des principes communs de minima sociaux et de droits sociaux, [...] une politique agricole commune plus soutenable et compatible avec les agricultures des pays les moins avancés, [...] une redistribution des moyens de solidarité et [...] l'instauration d'un impôt européen. »

14) EuropaNova est une organisation non gouvernementale de promotion du débat public et de l'intérêt général européen créée en 2002 qui vise à renforcer l'identité européenne et à contribuer au débat démocratique de proximité à travers la mise en œuvre de programmes opérationnels, notamment les programmes *Young Leaders* (participation de jeunes décideurs européens au débat public national) et *Auditions citoyennes* (confrontation entre citoyens et décideurs politiques de l'Union européenne).

15) Le texte du « Pacte européen » proposé par EuropaNova ainsi que l'exposé des buts poursuivis sont disponibles en ligne à l'adresse : http://www.europanova.eu/europe_s/Pacte_europeen_president.pdf (consulté le 29.05.2007).

16) *Ibid.*

mises à mal parmi leurs propres troupes, si bien que « parler d'Europe est devenu risqué pour tout politique désireux de reconquérir cette légitimité »¹⁷⁾. Minoritaires¹⁸⁾ en nombre de candidats sur la douzaine qui constitue l'offre politique de la présidentielle 2007, les défenseurs de la constitution européenne défaits en 2005 sont certes parvenus à rassembler sur leurs noms 77,19% des suffrages au premier tour, performance à rapporter aux 54,68% des suffrages exprimés en faveur du non. Néanmoins, cela demeure sans compter avec une des séquelles les plus douloureuses de la campagne référendaire, à savoir la fracture et la dissidence qui depuis caractérisent les grandes forces politiques et les contraignent à un silence prudent sur ce sujet. À la différence de l'homogénéité constatée dans les partis politiques favorables au non, les principales formations politiques qui ont mené campagne pour le oui ont toutes connu des mouvements dissidents dont le plus dévastateur a été celui conduit par Laurent Fabius au sein du Parti socialiste¹⁹⁾. Mais ni l'UMP, avec Nicolas Dupont-Aignan²⁰⁾, ni même l'UDF, avec Jean-Christophe Lagarde²¹⁾, n'ont été épargnées par les gestes d'insoumission envers la position officielle. Plus que d'encourager les candidats à aborder la problématique de sortie de crise de l'Europe, un tel ébranlement des convictions pro-européennes des grands partis de gouvernement ne

17) RICARD-NIHOUL Gaëtane, « *L'Europe dans les présidentielles françaises : alibi, atout ou arlésienne ?* », Notre Europe, avril 2007, 10 p. [en ligne]. Disponible sur : <http://www.notre-europe.eu>.

18) Avec Jean-Marie Le Pen, FN (10,44%), Olivier Besancenot, LCR (4,08%), Philippe de Villiers, MPF (2,23%), Marie-George Buffet, PCF (1,93%), Arlette Laguiller, LO (1,33%), José Bové, Altermondialistes (1,32%), Frédéric Nihous, CPNT (1,15%) et Gérard Schivardi, PT (0,34%), le camp du non ne totalise donc plus que 22,81% des suffrages exprimés au premier tour, soit 8 373 836 des 44 472 834 électeurs inscrits ou des 36 719 396 suffrages exprimés.

19) Alors même que 58% des 120 027 militants socialistes se sont prononcés en faveur d'une ligne officielle favorable au TCE et que les partisans du non ne l'ont emporté, avec 42% des suffrages, que dans 26 fédérations sur 102, le référendum interne au Parti socialiste sur la constitution européenne, organisé le 1er décembre 2004, a, en dépit d'un taux de participation de 78%, durablement consacré les divisions de la principale formation d'opposition de la gauche française sur la question européenne.

20) Démissionnaire de l'UMP, député de l'Essone (8ème circ.) (depuis 1997), maire d'Yerres. Un temps candidat déclaré à l'élection présidentielle de 2007 sous les couleurs du mouvement gaulliste « Debout la République » qu'il a créé en 2002, il se retire de la course faute d'avoir pu obtenir les 500 promesses de parrainage indispensables.

21) UDF-Mouvement Démocrate, député de la Seine-Saint-Denis (5ème circ.) (depuis 2002), maire de Drancy.

pouvait au mieux que les inciter à la discrétion, d'autant que les Français semblent en majorité s'être rangés à l'idée selon laquelle, dans une Union à 27 où la voix de la France ne compte que comme une parmi beaucoup d'autres, la possibilité pour la France seule de rebâtir une Europe plus conforme à leur souhait est désormais devenue illusoire. En conséquence, une fois abandonnée la théorie d'une France guide spirituel respecté et vénéré de la construction européenne, ou pour le dire autrement, une fois européanisée la question de la construction européenne, il apparaît naturel à l'opinion de l'exclure des thèmes relevant de l'espace politique strictement français²²⁾.

Une autre particularité du contexte politique français post-référendaire qui explique la discrétion du thème européen dans la campagne électorale tient à « l'échec des "nonistes" à bonifier leur positionnement de 2005 »²³⁾ aussi bien à droite qu'à gauche. En proie à de profondes divergences politiques, les collectifs du non²⁴⁾ se sont ainsi montrés incapables de créer un mouvement alternatif pan-européen pérenne. Cet échec, qui s'est finalement traduit par les trois candidatures concurrentes²⁵⁾ du Parti communiste, de la Ligue communiste révolutionnaire et de l'altermondialiste José Bové, illustre s'il en était besoin l'absence de revendications communes entre, d'un côté, les alter-européens favorables à « une autre forme d'intégration européenne allant plus loin dans certains domaines comme celui de la gouvernance économique »²⁶⁾, et d'un autre côté, les souverainistes, de gauche comme de droite,

22) Voir à ce sujet, l'entretien en ligne de Dominique Reynié disponible sur le site <http://www.toutteleurope.fr/fr/observatoire-europe/europe-en-idees/entretiens/dominique-reynie.html> (consulté le 21.05.2007).

23) RICARD-NIHOUL, « *Alibi, atout ou arlésienne ?* », *op. cit.*, pp. 3-4.

24) Ces collectifs, constitués à la suite de « l'Appel des 200 » lancé en octobre 2004 à l'occasion de la campagne pour le non au traité constitutionnel européen, ont créé une dynamique unitaire dans laquelle des partis politiques, des associations, des syndicats et des citoyens ont débattu et expliqué le contenu du TCE. Rebaptisés « les collectifs du 29 Mai » après la victoire du non, leur rôle consiste désormais à prolonger la dynamique unitaire, à poursuivre un combat contre le néolibéralisme mondialisé et à apporter une réponse pour l'Europe. Déclinés en de nombreux collectifs locaux, ils ont adopté, le 26 août 2006, la charte antilibérale pour une alternative au néolibéralisme [en ligne]. Disponible sur : <http://www.collectifdu29mai.org/IMG/pdf/Charte-antilibérale-21-08-06.pdf> (consulté le 18.05.2007).

25) Après moult atermoiements, réunions houleuses, accusations de trahison, annonces et retraits de candidatures, l'échec d'une candidature unique de la gauche unitaire anti-libérale à l'élection présidentielle a été consommé à la fin 2006.

favorables au retour à la nation qu'ils soient opposés à l'Europe soumise aux intérêts du grand capital ou à l'impitoyable mécanique bureaucratique bruxelloise.

Enfin, on remarquera que, parmi les thèmes les plus polémiques développés au cours de cette campagne présidentielle, figure le débat sur la nation, l'identité nationale et la symbolique du drapeau tricolore. Ce phénomène, différent des formes de nationalisme exprimées par l'extrême droite classique ou les mouvements souverainistes, correspond à un mouvement de « rétractation nationaliste »²⁷⁾, au moment même où l'Union européenne est passée en 12 ans de 12 à 27 membres. Cette « Europe familière »²⁸⁾ des 6 a ainsi cédé la place à une Europe élargie dans laquelle les solidarités familiales s'estompent et envers laquelle la demande accrue de sécurité et de protection, en raison des nouvelles menaces liées, à tort ou à raison, à la mondialisation, ne semble plus pouvoir être satisfaite. En France notamment²⁹⁾, face aux incertitudes que font peser sur l'avenir le durcissement de la compétition économique, la concurrence entre les systèmes de protection sociale, la pression des flux migratoires, les enjeux du réchauffement climatique et le terrorisme, pour n'en citer que quelques exemples, faute d'une promesse européenne à la hauteur des inquiétudes manifestées, une tendance au repli sur la nation appelant pour conséquence une résurgence de l'étatisme contribue aussi à évacuer du débat politique tout besoin de traitement de la thématique européenne.

II- La relance de la réforme des institutions européennes au cœur des préoccupations des candidats pro-européens

En dépit d'un contexte si peu propice à la réflexion sur l'avenir de la construction européenne, les principaux candidats qui s'y sont déclarés favorables, à savoir Nicolas Sarkozy, Ségolène Royal et François Bayrou, ont toutefois lancé chacun leur « petite campagne d'Europe »³⁰⁾ pour suggérer, en priorité et sans se démarquer par une quelconque originalité, un traitement *a minima* de la question de l'enlissement institu-

26) RICARD-NIHOUL, « *Alibi, atout ou arlésienne ?* », *op. cit.*, pp. 3-4.

27) Voir l'entretien en ligne de Dominique Reynié, *op. cit.*, cf. note 22.

28) *Ibid.*

29) Cette crise de l'identité nationale se manifeste aussi bien dans les pays fondateurs, comme la France avec le Front national, les Pays-Bas avec le Mouvement Pim Fortuyn, la Belgique flamande avec le Vlaams Belang, que chez les nouveaux entrants, comme la Pologne où la Ligue des Familles accuse la mondialisation mais également l'Union européenne de porter atteinte à l'identité nationale polonaise.

tionnel après le constat de l'échec de la ratification du traité constitutionnel (article IV-447 TCE)³¹⁾. La question de l'adhésion de la Turquie, qui fait à peu près l'unanimité contre elle dans l'opinion publique, a, quant à elle, été mise sous le boisseau, et ce d'autant plus qu'elle fait l'objet d'une disposition indirecte à l'article 88-5 de la Constitution de 1958³²⁾.

Bien que traditionnellement classé parmi les personnalités pro-européennes les plus enthousiastes de l'échiquier politique français, François Bayrou, qui s'est exprimé sur ce thème beaucoup plus tard que ses deux rivaux de l'UMP et du PS, à l'occasion de deux discours à Strasbourg, le 12 février 2007, et à Bruxelles, le 8 mars 2007, a prudemment appelé de ses vœux « un nouveau projet de Constitution court, compréhensible par tous, qui précise clairement les droits des citoyens et comment sont prises les décisions européennes »³³⁾. Selon le leader centriste pour qui « l'Europe n'est pas seulement une nécessité pour [les] Européens [mais] une

30) RICARD-NIHOUL, « *Alibi, atout ou arlésienne ?* », *op. cit.*, p. 4.

31) L'article IV-447 du TCE dispose que : « Le présent traité est ratifié par les Hautes Parties Contractantes, conformément à leurs règles constitutionnelles respectives. Les instruments de ratification sont déposés auprès du gouvernement de la République italienne » (art. IV-447.1) ; « Le présent traité entre en vigueur le 1er novembre 2006, à condition que tous les instruments de ratification aient été déposés, ou, à défaut, le premier jour du deuxième mois suivant le dépôt de l'instrument de ratification de l'État signataire qui procède le dernier à cette formalité » (art. IV-447.2), in « *Traité établissant une Constitution pour l'Europe* », Paris : La Documentation Française, 2004, p. 223. En outre, la déclaration n°30 annexée au Traité prévoit que : « La Conférence note que, si à l'issue d'un délai de deux ans à compter de la signature du traité établissant une Constitution pour l'Europe, les quatre cinquièmes des États membres ont ratifié ledit traité et qu'un ou plusieurs États membres ont rencontré des difficultés pour procéder à ladite ratification, le Conseil européen se saisit de la question », in PONCINS Étienne de, « *La Constitution européenne en 25 clefs* », Paris : Éditions Lignes de Repères, 2005, pp. 111-114. Au 31 mai 2007, 18 États ont achevé le processus de ratification, 2 ont rejeté le traité et 7 autres ont suspendu le processus (le Danemark, l'Irlande, la Pologne, le Portugal, la République tchèque, le Royaume-Uni et la Suède). Quant au délai de deux ans à compter de la signature à Rome, il est largement écoulé.

32) A la suite des modifications du Titre XV « Des Communautés européennes et de l'Union européenne » introduites par la loi constitutionnelle n°2005-204 du 1er mars 2005 (article 2), l'article 88-5 dispose que : « Tout projet de loi autorisant la ratification d'un traité relatif à l'adhésion d'un État à l'Union européenne et aux Communautés européennes est soumis au référendum par le Président de la République ». Conseil constitutionnel, *Constitution du 4 octobre 1958* version à jour des révisions constitutionnelles de mars 2005 [en ligne]. Disponible sur : <http://www.conseil-constitutionnel.fr/textes/constit.pdf> (consulté le 14.01.2007).

proposition pour le reste du monde »³⁴⁾, « une partie importante du rejet est venue du caractère illisible des textes ». Il ajoute que cette illisibilité a été perçue par les Français comme un piège ou une tentative pour « leur imposer un modèle de société [ultralibéral, marchand, financier] dont ils ne voulaient pas, [...] leur arracher leur identité [au profit] d'une identité passe-partout et qui ne répondrait plus à leur besoin de fierté nationale »³⁵⁾. Ainsi, François Bayrou propose-t-il une loi fondamentale qui n'aborde que les seuls principes, institutions, compétences et procédures et exclut les orientations et les contenus des politiques, en l'occurrence la partie III polémique du TCE. S'impose alors la procédure de la convention intergouvernementale, aux travaux de laquelle les parlementaires nationaux et européens devront être associés, dans la mesure où il faudra « rebâtir un système entièrement nouveau »³⁶⁾. Quant à la ratification du nouveau texte, étant donné qu'il « s'agit de recréer le lien de toute une nation avec son engagement européen »³⁷⁾, elle ne saurait en aucune manière, en France, éviter la voie référendaire, car « seul le peuple lui-même peut refaire ce que le peuple a défait »³⁸⁾. François Bayrou justifie la fermeté de cette position par « une exigence qui n'est pas d'ordre juridique, mais politique et morale »³⁹⁾, mais peut-être aussi par une « volonté de capitaliser sur son image de pro-européen pour remporter un référendum que son prédécesseur a perdu, renforçant par là sa légitimité d'homme d'État »⁴⁰⁾.

À gauche, sur la question des institutions, le projet socialiste pour 2007⁴¹⁾, dans une sous-partie consacrée à la relance de l'Europe⁴²⁾, n'offre aucune proposition nouvelle : nouveau texte de facture strictement institutionnelle, renégociation du TCE et ratification par voie référendaire. L'accent est néanmoins mis sur les préoccupations

33) BAYROU François, « *La France de toutes nos forces* », Programme d'action de François Bayrou, Programme du candidat pour l'élection présidentielle de 2007, 20 p. [en ligne]. Disponible sur le site : <<http://www.bayrou.fr>>.

34) BAYROU François, « *L'Europe est une proposition pour le reste du monde* », discours prononcé le 8 mars 2007 à Bruxelles. Disponible sur le site : <<http://www.bayrou.fr>>.

35) *Ibid.*

36) *Ibid.*

37) *Ibid.*

38) *Ibid.*

39) *Ibid.*

40) RICARD-NIHOUL, « *Alibi, atout ou arlésienne ?* », *op. cit.*, p. 9.

41) « *Réussir ensemble le changement* », Projet socialiste pour la France, 1er juillet 2006, p. 32. Disponible sur le site : <<http://projet.parti-socialiste.fr>>.

sociales avec l'augmentation du budget européen pour mieux financer les politiques communes, la priorité accordée au plein emploi et la négociation d'un traité social « pour harmoniser par le haut les droits sociaux dans l'Union [et proposer] à nos partenaires d'adopter des critères de convergence sociale »⁴³⁾. Adopté le 1er juillet 2006, le projet présidentiel s'inscrit indiscutablement dans l'esprit de la synthèse opérée au congrès socialiste du Mans entre le 18 et le 20 novembre 2005. Texte de réconciliation, ce projet s'efforce, d'une part, de gommer les divisions récurrentes entre socialistes depuis la victoire du non au référendum. Par un engagement clair, ceux-ci précisent qu'ils refuseront « une ratification du traité constitutionnel européen tel qu'il a été rejeté le 29 mai, même s'il est accompagné d'un nouveau préambule »⁴⁴⁾ et qu'ils proposeront « l'élaboration d'un traité strictement institutionnel qui organisera efficacement les pouvoirs, avec un Parlement européen exerçant ses pleines responsabilités législatives et budgétaires, un Président de la commission élu par le Parlement, un Conseil européen, avec à sa tête un Président de l'Europe »⁴⁵⁾, traité qui « sera soumis au peuple par référendum »⁴⁶⁾. Mais le projet présidentiel socialiste réalise, d'autre part, le tour de force de fédérer une partie des anciens alliés de la « gauche plurielle »⁴⁷⁾. Moyennant une charge contre l'indépendance de la BCE⁴⁸⁾, Ségolène Royal obtient le ralliement de Jean-Pierre Chevènement. Dans leur déclaration commune, le PS et le MRC⁴⁹⁾ déclarent qu'ils « prennent acte du vote des Français du 29 mai 2005, refusent toute ratification du texte rejeté, sauf introduction

42) *Ibid.*, Partie IV « Faire réussir la France en Europe et dans le monde », sous-partie I « Relancer l'Europe », pp. 30-35. Trois thèmes sont ici déclinés : Redéfinir son projet et ses frontières (A), Relancer la dynamique européenne (B), Élaborer un nouveau Traité constitutionnel (C).

43) « *Réussir ensemble le changement...* », *op. cit.*, p. 31.

44) *Ibid.*, p. 32.

45) *Ibid.*

46) *Ibid.*

47) NOBLECOURT Michel, « *La gauche gomme son clivage européen* », *Le Monde*, 27 décembre 2006.

48) Lors de la séance d'ouverture du congrès du Parti socialiste européen à Porto, le 8 décembre 2006, Ségolène Royal suggère que la BCE soit soumise aux décisions politiques de l'Eurogroupe. « *Ségolène Royal s'en prend à la BCE et prône une "Europe des gens"* », *Le Monde*, 7 décembre 2006.

49) Le Mouvement républicain et citoyen est une formation souverainiste de gauche associée à l'aventure de la gauche plurielle, la majorité parlementaire issue des élections législatives de 1997 qui a soutenu le gouvernement de Lionel Jospin (1997-2002).

dans un simple traité institutionnel de dispositions ne posant pas de problème de fond (ainsi la désignation d'un président du Conseil européen pour deux ans et demi renouvelables) ou sur lesquelles un accord entre partis pourra intervenir »⁵⁰⁾. Ils précisent également qu'une « relance sera proposée à nos partenaires, fondée sur une action concertée de retour à la croissance (gouvernement économique de la zone euro, réforme de la BCE et du pacte de stabilité) [et que si] des avancées institutionnelles sont possibles en accord avec nos partenaires, elles feront l'objet d'un traité institutionnel soumis à référendum mais qui ne saurait en aucun cas prévaloir sur la constitution nationale »⁵¹⁾. La campagne interne pour l'investiture de son candidat à l'élection présidentielle, qui reproduit au sein du PS le contexte national de gêne des partisans du oui évoqué plus haut, fournit l'occasion de tester la compatibilité du projet avec de nouvelles propositions. Alors que Dominique Strauss-Kahn et Ségolène Royal sont contraints de demeurer discrets sur la relance institutionnelle de l'Union, leur compétiteur, Laurent Fabius, opposant reconnu du traité constitutionnel, peut y apparaître comme le défenseur d'une Europe qu'il souhaite renforcée grâce à l'adoption d'un traité social et d'un traité fiscal et peut y développer son plan de relance, méthode et calendrier inclus⁵²⁾. Cependant, à cette « Europe par la gauche »,

50) Déclaration commune PS-MRC (Volet politique) adoptée le 10 décembre 2006 pour le MRC et le 12 décembre 2006 pour le PS. Disponible sur le site : <http://www.chevenement.fr>.

51) *Ibid.*

52) FABIUS Laurent, « *Relancer l'Union européenne* », *Le Monde*, 22 mai 2006. La démarche suggérée pour l'élaboration d'un nouveau traité s'organise autour de trois étapes : « [A]bandonner la troisième partie du texte, la plus longue, celle qui a concentré l'essentiel des critiques puisqu'elle comportait des politiques libérales souvent inadaptées à la situation et des dispositions qui n'ont pas à figurer dans une Constitution, [...] reprendre l'essentiel de la deuxième partie du texte, consacrée à la Charte des droits fondamentaux, et qui s'inscrit, en dépit de ses insuffisances, dans le sens de l'Europe sociale nécessaire pour lutter contre la dérive libérale, [...] [et] au sein des première et quatrième parties [...] opérer le tri entre les dispositions acceptables et celles qui ne le sont pas ». Sont notamment évoqués : la conciliation entre le principe du respect de la concurrence et celui du service public, la facilitation indispensable des coopérations renforcées entre États et l'assignation à la BCE d'objectifs en matière de croissance et d'emploi. Concernant la méthode et le calendrier, il évoque : « une élaboration intergouvernementale qui pourrait être préparée après 2007 ; la tenue d'un Congrès, composé [...] à parité de représentants du Parlement européen et des Parlements nationaux ; ou bien encore la réunion d'une Assemblée constituante, élue en même temps que le prochain Parlement européen en 2009. » Quant à la ratification, par référendum ou voie parlementaire, elle devrait dans l'idéal intervenir le même jour dans les 25 États de l'Union.

la candidate socialiste investie par 60,7% des militants à l'occasion d'élections primaires inédites en France⁵³⁾, déclare préférer « réussir l'Europe par la preuve », même si elle n'hésite pas à critiquer le pacte de stabilité et de croissance : « retrouver le sens des choix politiques pour piloter l'économie européenne [suppose] la réforme du pacte de stabilité et de croissance pour instaurer un pilotage par l'Eurogroupe. Ce qui permettrait d'adapter la contrainte budgétaire à l'objectif de création d'activité et d'emplois »⁵⁴⁾. Le lancement, sous présidence allemande, d'un débat démocratique sur les objectifs de l'Europe⁵⁵⁾, poursuivi et synthétisé sous les présidences portugaise et slovène, lui paraît être un préalable à la convocation par la présidence française d'une « convention chargée de rédiger le texte de la réforme institutionnelle qui serait présenté aux peuples, le même jour, suivant la procédure que chaque pays aura choisie »⁵⁶⁾. Hormis, ce dernier aspect calendaire, le Pacte présidentiel de Ségolène Royal reprend ainsi les grandes lignes du projet socialiste pour 2007, notamment le principe de l'adoption d'un protocole social (mesure 90) et ceux de l'inscription dans les statuts de la BCE de l'objectif de croissance-emploi et de la création d'un gouvernement de la zone euro (mesure 89)⁵⁷⁾.

Mais c'est surtout le projet de relance présenté par le candidat Sarkozy qui retient le plus l'attention, en raison, d'une part, de son audace et de son antériorité qui en font la référence aussi bien dans le débat politique interne qu'au niveau européen, et d'autre part, de l'accession à la Présidence de la République de son concepteur et, par voie de conséquence, de son éventuelle applicabilité. Avec sa stratégie en deux volets, Nicolas Sarkozy est très tôt parvenu à se positionner au coeur du débat

53) MANDRAUD Isabelle, « *Les résultats de la primaire au PS - Raz-de-marée pour Ségolène Royal* », Le Monde, 18 novembre 2006. Investie candidate du PS à l'élection présidentielle dès le premier tour, le 16 novembre 2006, Ségolène Royal bénéficie d'une légitimité incontestable avec un taux de participation de 82,3%, soit 178 632 des 216 969 adhérents inscrits. Elle devance Dominique Strauss-Kahn (20,57%) et Laurent Fabius (18,73%) qui « ne retrouve pas le niveau des suffrages qu'il avait obtenus au congrès du Mans en 2005 ». Pour ces derniers « qui ont, jusqu'au bout, tenté d'arracher un second tour après six semaines de campagne, trois débats télévisés et trois meetings communs en province, le coup est rude ».

54) ROYAL Ségolène, « *L'Europe par la preuve (avec les 7 propositions)* », conférence de presse prononcée à l'Assemblée nationale, le 11 octobre 2006.

55) Parallèlement à une consultation des citoyens... sur Internet.

56) ROYAL, conférence de presse du 11 octobre 2006, *op. cit.*

57) ROYAL Ségolène, « *Le Pacte Présidentiel* », Programme de la candidate pour l'élection présidentielle de 2007, 25 p. [en ligne]. Disponible sur le site : <<http://www.desirdavenir.org>>.

européen et au coeur du débat français sur l'Europe⁵⁸⁾, au moyen de quelques idées simples. Tout d'abord, « l'Union doit se donner un texte de référence, [...] qui aille au-delà des dispositions techniques contenues dans les traités actuels, et qui scelle la dimension fondamentalement politique de la construction européenne »⁵⁹⁾. Ce « traité fondamental » devrait notamment définir ce qu'est l'Europe, et par là ceux qui ont vocation à la rejoindre, ainsi que son projet et ses politiques. Ensuite, sur le constat, Nicolas Sarkozy rappelle que « nos concitoyens s'impatientent de voir l'Europe incapable de dégager des perspectives claires et de prendre des décisions compréhensibles »⁶⁰⁾. Le moment lui paraît donc venu de « rétablir la capacité de décision de l'Union [...] [grâce à] des règles de fonctionnement efficaces »⁶¹⁾. Exposé lors d'un discours prononcé à Bruxelles⁶²⁾, le 8 septembre 2006, devant le cercle de discussion pro-européen « les Amis de l'Europe » et la Fondation Robert Schuman, l'agenda européen du candidat de l'UMP privilégie, d'un côté, une première phase rapide de négociation d'un mini-traité, afin de répondre à l'urgence d'une alternative aux modes de fonctionnement inopérants de l'Union européenne dans le cadre juridique du Traité de Nice, et d'un autre côté, une seconde phase de débat sur l'avenir de l'Union, afin d'aborder les questions quasi-ontologiques et téléologiques relatives aux frontières, à l'identité culturelle et au sens du projet européen.

La première phase, qui incluerait l'élaboration et la ratification par voie parlementaire d'un nouveau traité d'ici la fin de la présidence française (décembre 2008), consisterait à reprendre l'ensemble des dispositions du TCE relatives à la majorité qualifiée et à la codécision en matière judiciaire et pénale, à la règle de la double majorité, à l'élection du Président de la Commission par le Parlement, au principe de subsidiarité⁶³⁾, à la présidence stable du Conseil européen, à la mise en place d'un Ministre des Affaires étrangères de l'Union européenne, au droit d'initia-

58) DEHOUSSE Renaud, « *Europe : la Constitution n'est ni le problème ni la solution* », Télés, 22 janvier 2007 [en ligne]. Disponible sur : http://www.telos-eu.com/2007/01/europe_la_constitution_nest_ni.php (consulté le 23.05.2007).

59) SARKOZY Nicolas, discours prononcé le 8 septembre 2006 à Bruxelles. Disponible sur le site : <http://www.u-m-p.org/>.

60) *Ibid.*

61) *Ibid.*

62) L'approche sarkozyste sur l'Europe doit beaucoup à Michel Barnier, ancien ministre des affaires étrangères et ancien commissaire européen, ainsi qu'à Alain Lamassoure, député européen et ancien ministre délégué aux affaires européennes.

tive citoyenne et au renforcement des coopérations renforcées. Nicolas Sarkozy imagine, de façon moins détaillée⁶⁴⁾, la seconde phase avec « une grande Convention, dont les membres seraient désignés après un vrai débat démocratique, notamment devant les parlements nationaux et dont le mandat serait très large. Elle pourrait se réunir après les élections européennes de 2009 : ainsi la campagne européenne serait-elle l'occasion d'un véritable débat de fond sur l'avenir de l'Union, et les représentants au Parlement européen disposeraient-ils de ce fait d'un mandat démocratique clair »⁶⁵⁾. Proche dans son inspiration des propositions formulées par le sénateur français Hubert Haenel⁶⁶⁾, elle verrait la remise à plat des structures actuelles de l'Union selon quatre axes de réflexion : en premier lieu, la transformation de la Commission en véritable gouvernement européen que composerait librement son président avant de se présenter devant le Parlement pour y recevoir l'investiture ; en second lieu, l'extension du vote à la majorité et du développement des coopérations renforcées, afin de passer outre les réticences de certains États et de progresser dans certaines matières, fiscale par exemple ; en troisième lieu, le renforcement du budget par l'affectation de plus de ressources nationales aux différentes politiques européennes ; et en dernier lieu, l'européanisation de l'élection du Parlement avec la possibilité d'appareillement de listes de plusieurs États membres⁶⁷⁾.

Pour séduisante qu'elle apparaisse, la stratégie développée par le candidat de l'UMP pendant la campagne présidentielle méconnaît, cependant, deux aspects non-

63) « Le principe d'attribution régit la délimitation des compétences de l'Union. Les principes de subsidiarité et de proportionnalité régissent l'exercice de ces compétences » (art. I-11.1).
« *Traité établissant une Constitution pour l'Europe* », *op. cit.*, p. 15.

64) Son autre grand discours de campagne consacré à l'Europe, « *Je veux que l'Europe change* », prononcé le 21 février 2007 à Strasbourg, ne revient pas sur les détails du second volet de son projet de relance. Disponible sur le site : <http://www.u-m-p.org>.

65) SARKOZY, discours de Bruxelles, *op. cit.*

66) HAENEL Hubert, « *Réflexions d'un ancien conventionnel sur la relance européenne* », Note de la Fondation Robert Schuman, n°40, février 2007. Ancien maître des requêtes au Conseil d'État (1977-1986), sénateur UMP du Haut-Rhin (depuis 1986). Président de la Délégation du Sénat pour l'Union européenne (depuis 1999), il a été à ce titre membre de la Convention chargée d'élaborer la Charte des Droits fondamentaux (2000) et membre de la Convention sur l'avenir de l'Europe (2002-2003).

67) AUTRET Florence, « *Sur l'Europe au moins Sarkozy n'est pas partisan de la rupture...* », Télôs, 13 septembre 2006 [en ligne]. Disponible sur : http://www.telos-eu.com/2006/09/sur_leurope_au_moins_sarkozy_n.php (consulté le 23.05.2007).

négligeables. Tout d'abord, au plan européen, elle minimise la fragilité des compromis qui sous-tendent le traité constitutionnel. Le risque n'est donc pas nul de voir revenir sur la table des négociations des avancées concédées un peu trop vite au goût de certains États, en particulier les transferts de souveraineté induits par l'extension du champ d'application du vote à la majorité. En outre, au plan national, où nous l'avons vu la question demeure sensible, la méthode choisie d'une ratification par voie parlementaire ne manquera pas de prêter le flanc à la critique et d'être perçue par une frange de l'opinion comme une tentative de faire passer une réforme qui reprend les termes, même si limités exclusivement aux aspects institutionnels les moins controversés, du texte rejeté en 2005.

III- Des propositions europhiles soucieuses d'apporter des réponses aux préoccupations exprimées par les Français en 2005 tentent d'enrayer la tendance au repli national.

« Nous voulons l'Europe, nous la voulons parce que sans elle nos vieilles nations ne pèseront rien dans la mondialisation, sans elle nos valeurs ne pourront pas être défendues, sans elle le choc des civilisations deviendra plus probable et le péril pour l'humanité sera terrible »⁶⁸⁾ lance Nicolas Sarkozy à ses sympathisants. Même si les modalités concrètes diffèrent, la nécessité de prendre en compte l'Europe et sa réalité transpire de quasiment tous les programmes des candidats à l'élection présidentielle, à l'exception de celui de Gérard Schivardi. En revanche, presque partout se répète la même erreur de pédagogie : toutes les tentatives de réconciliation de l'idée européenne avec les Français vantent inexorablement les avantages que la France pourrait en retirer mais rarement les fruits que l'unification politique et économique pourrait apporter à l'ensemble de l'Union. Serait-ce là une vilaine propension de la classe politique hexagonale de décider un jour avec ses partenaires au sein des instances européennes et de pourfendre le lendemain la législation imposée par les bureaucrates bruxellois ? Comme l'affirme François Bayrou, un nouveau traité constitutionnel ne sera pas suffisant pour que l'Union devienne un acteur politique incontournable sur la scène internationale et réponde aux attentes exprimées par ses citoyens. La relance constitutionnelle ne revêt en soi pas d'autre objectif que de mettre un peu d'ordre dans l'édifice institutionnel actuel. De la même façon que le traité constitu-

68) SARKOZY Nicolas, discours d'investiture prononcé le 14 janvier 2007 devant le Congrès de l'UMP. Disponible sur le site : <http://www.u-m-p.org>.

tionnel ne comportait aucune avancée majeure sur les thèmes les plus proches des préoccupations des citoyens, en particulier leur demande de protection, il ne contenait pas plus de réponse satisfaisante sur la meilleure façon de relever les nouveaux défis⁶⁹. Les six grands chantiers à dimension européenne mis en lumière par le candidat centriste, dans les domaines de la politique économique (avec l'harmonisation budgétaire et fiscale), de l'énergie, du changement climatique et de la biodiversité, de la recherche, de l'immigration et du co-développement et de la défense parlent à la raison. Pour qu'une telle Europe se rapproche des citoyens, et afin que l'intégration ne soit plus perçue comme une menace supplémentaire faite à leur sécurité, elle doit aussi leur parler au coeur en apportant des réponses concrètes à ces nouvelles sources d'inquiétude qui n'érodent pas par ailleurs les systèmes nationaux de protection déjà en place.

Sur cet aspect du traitement des peurs et de l'assimilation de l'Europe à ces peurs, les candidats à l'élection présidentielle tâtonnent mais n'ont pas su se faire ni psychologues ni pédagogues. Au contraire, l'incitation au repli national demeure une approche florissante de la problématique européenne.

IV- La permanence d'une exploitation désespérée de la dénonciation multiforme de la construction européenne témoigne du malaise français face aux conséquences de la mondialisation.

Parallèlement au volontarisme courageux mais discret des candidats étiquetés pro-constitution, l'essentiel de l'offre politique de l'élection présidentielle en 2007, des trotskystes à l'extrême droite en passant par les communistes, les altermondialistes, les chasseurs et les traditionalistes, se complaît dans une dénonciation systématique et tous azimuts de la construction européenne accusée de tous les maux, de tous les dysfonctionnements et de toutes les incuries. Pour les uns, le rejet de la construction européenne en sa forme actuelle prend sa source dans la critique de l'ultralibéralisme, dont elle serait le vecteur, et de la mondialisation, dont elle serait le cheval de Troie, et de sa soumission fantasmée aux intérêts du grand capital, dans une rhétorique marxiste-léniniste révolutionnaire jusque dans les slogans. Pour les autres, l'Union

69) Voir notre étude « La problématique européenne post-référendaire. Relecture des étapes et redéfinition des enjeux de la construction européenne », in *Revue du Centre d'études européennes*, Université Nanzan, Nagoya, "Yôroppa Kenkyû Sentâ Hô" Vol. 12, n° 1 (mars 2006), pp. 1-24.

européenne, sous le sobriquet d'Europe de Bruxelles, incarne une machinerie bureaucratique tentaculaire devenue incontrôlable et toute entière vouée à la destruction des nations et de leur souveraineté.

Sont représentatifs de la première catégorie, les cinq candidats issus de la gauche de la gauche. Le Parti communiste français (PCF), la Ligue communiste révolutionnaire (LCR), Lutte ouvrière (LO) et les Altermondialistes militent, dans une surenchère doctrinale lexicalement - sinon conceptuellement - légèrement anachronique, en faveur de l'abrogation de tous les traités existants, y compris celui de Rome, du démantèlement de l'ensemble des institutions de l'Union et de la réorganisation de la coopération en Europe sur des bases souvent éloignées de la réalité. Devant le Bundestag, Marie-George Buffet se déclare « convaincue que le rejet du traité constitutionnel est fondamentalement salutaire [car] il a permis la prise de conscience du dévoiement du projet européen dans cette fuite en avant libérale »⁷⁰⁾. Fidèle à l'expression des préoccupations sociales et sociétales nouvelles, elle propose ainsi de « relancer la bataille pour que la Banque centrale soit enfin sous le contrôle des peuples, pour que sa politique du crédit favorise bien l'emploi, les salaires et une nouvelle croissance socialement utile et respectueuse de l'environnement »⁷¹⁾ et rappelle que « la promotion de la culture exige de vraiment transformer la donne en Europe [...] loin de toute pratique néocoloniale »⁷²⁾. Face à la crise de l'Europe capitaliste, « l'alternative européenne démocratique et sociale » du candidat de la LCR, Olivier Besancenot, qualifiée aussi « [d']États-Unis socialistes d'Europe » « ne pourra naître que d'une volonté des peuples exprimée démocratiquement et non d'un accord au sommet entre les multinationales, les banques et les États »⁷³⁾. Pour l'autre famille trotskyste concurrente, « l'Union européenne n'a été constituée qu'en fonction des besoins des grands groupes industriels et financiers pour élargir la taille de leurs marchés et pour harmoniser en leur faveur la circulation des capitaux, la fiscalité, les contraintes légales »⁷⁴⁾, ce qui, si on se plaçait dans un autre ordre de valeurs, ne serait pas foncièrement inexacte. La vision de l'unification de l'Europe défendue par Arlet-

70) BUFFET Marie-George, discours prononcé le 9 mars 2007 au Bundestag à Berlin.

71) BUFFET Marie-George, discours prononcé le 9 février 2007 à Bourges.

72) BUFFET Marie-George, discours prononcé le 1er mars 2007 à Paris.

73) BESANCENOT Olivier, « *Nos vies valent plus que leurs profits* », Manifeste de la LCR, Programme du candidat pour l'élection présidentielle de 2007. [en ligne]. Disponible sur le site : <http://www.besancenot2007.org>.

te Laguiller se résume ainsi : « la suppression complète des frontières entre tous les peuples qui désirent s'associer »⁷⁵⁾. La même tonalité se fait entendre chez le leader syndical altermondialiste, José Bové, dont 3 des 125 propositions concernent l'Europe. La proposition 113 propose de dresser « un état des lieux de tous les textes européens [...] qui fondent l'Europe libérale et constituent autant de verrous au déploiement d'une politique de progrès social, d'une démocratie citoyenne et d'une stratégie internationale de co-développement »⁷⁶⁾ ce qui passe inmanquablement par la remise en cause du statut d'indépendance de la BCE pour faire « reculer le pouvoir des marchés financiers ». En contre-point de ses concurrents, le Parti des travailleurs (PT) qui ne souhaite en aucun cas de nouveau traité, même plus conforme aux revendications des classes populaires et des catégories les plus pauvres, exige, « pour la reconquête de la démocratie politique et sociale », « une rupture immédiate avec l'Union européenne »⁷⁷⁾ que son candidat Gérard Schivardi rend responsable des licenciements chez Airbus, chez Alcatel et jusque dans l'Éducation nationale : « c'est la BCE qui fixe à la place des États les taux d'intérêt qui poussent à la misère les familles surendettées, la politique de l'euro fort qui bloque [les] salaires »⁷⁸⁾.

La dénonciation souverainiste est pour sa part illustrée, dans cette campagne présidentielle 2007, à l'extrême droite par le Front national (FN) et à ses marges par deux mouvements traditionnalistes, le Mouvement pour la France (MPF) et Chasse, Pêche, Nature et Traditions (CPNT). Défenseur de « nations libres, puissantes et souveraines »⁷⁹⁾ capables de faire front face à la dérive centralisatrice de « l'eurojacobinisme » et à l'hégémonie américaine, Jean-Marie Le Pen affirme que « pour préserver notre identité et notre sécurité, il faut en effet limiter l'accès à notre territoire, ce qui suppose d'en avoir le contrôle et donc d'entrer en négociation avec nos parte-

74) LAGUILLER Arlette, Programme de la candidate pour l'élection présidentielle de 2007 [en ligne]. Disponible sur le site : <http://www.arlette-laguiller.org>.

75) LAGUILLER Arlette, discours prononcé le 30 mars 2007 à Strasbourg.

76) BOVÉ José, « 125 propositions pour gagner », Programme du candidat pour l'élection présidentielle de 2007 [en ligne]. Disponible sur le site : <http://www.unisavecbove.org>.

77) SCHIVARDI Gérard, Programme du candidat pour l'élection présidentielle de 2007 [en ligne]. Disponible sur le site : <http://www.schivardi2007.com>.

78) SCHIVARDI Gérard, discours prononcé le 24 mars 2007 à Montpellier.

79) LE PEN Jean-Marie, « *Libérons la France* », Programme du candidat pour l'élection présidentielle de 2007, 187 p. [en ligne]. Disponible sur le site : <http://www.lepen2007.fr>. Voir les propositions 1 à 8 pp. 70-72.

naires européens pour récupérer, au plus vite, les moyens de maîtriser notre destin »⁸⁰⁾. Le candidat du FN propose ainsi de rétablir les contrôles aux frontières intérieures de l'Europe, de dénoncer tous les traités européens en vigueur. Il préconise dans le même esprit un retour au franc et une sortie immédiate de la France de l'Union, coupable à ses yeux d'être pêle-mêle la fin de la souveraineté politique, de la prospérité économique, des protections sociales, de l'indépendance alimentaire, d'être la faillite financière, un ordre juridique insensé et totalitaire, la submersion par la "culture" d'Hollywood...⁸¹⁾ Le candidat du MPF, Philippe de Villiers, pourfendeur du traité de Maastricht et de la Constitution européenne, souhaite, en revanche, plus simplement contraindre Bruxelles à s'adapter aux États membres, afin qu'une plus grande liberté leur soit accordée. Il propose ainsi de sanctuariser la souveraineté de la France par une révision constitutionnelle qui poserait les principes selon lesquels « le droit français est supérieur au droit européen »⁸²⁾ et « tout nouveau traité européen [doit être] obligatoirement soumis à l'approbation du peuple français par référendum, afin d'empêcher les ratifications "sous le manteau" »⁸³⁾. Favorable à une Europe dirigée par les peuples, il milite également pour jeter les bases d'une nouvelle Europe qui « fixera une fois pour toutes le périmètre, l'architecture et le projet européen »⁸⁴⁾. Enfin, le candidat de la ruralité, Frédéric Nihous, déplore que la construction européenne ait été « depuis trop longtemps l'affaire de bureaucrates qui méprisent les peuples »⁸⁵⁾ et prône une Europe de la coopération, « de grands projets librement consentis par les États et qui respectera les identités et les cultures de chaque État »⁸⁶⁾. Face à l'ogre bureaucratique bruxellois, CPNT réclame des procédures plus simples et transparentes, une information régulière des peuples et l'intégration des parlements nationaux dans les processus décisionnels, l'instauration d'un droit de veto pour chaque État et le recours systématique au référendum pour

80) LE PEN Jean-Marie, discours prononcé le 3 mars 2007 à Marseille.

81) LE PEN, « *Libérons la France* », *op. cit.*, pp. 62-72.

82) VILLIERS Philippe de, « *Pour la France* », le journal de campagne de Philippe de Villiers, n°51, mars-avril 2007. Ce numéro spécial reprend les 337 propositions du candidat, pp. 4-27. Proposition n°314.

83) *Ibid.*, proposition n°315.

84) *Ibid.*, proposition n°316.

85) NIHOUS Frédéric, Programme du candidat pour l'élection présidentielle de 2007 [en ligne]. Disponible sur le site : <<http://www.nihous2007.fr>>.

86) *Ibid.*

tout nouveau projet de traité.

En guise de conclusion

Deux ans après le choc du non de la France au projet de traité établissant une Constitution pour l'Europe, il demeure donc toujours très délicat d'y aborder ouvertement la thématique européenne. Alors que la dynamique communautaire marque le pas et bien que les Français attendent des propositions concrètes sur l'état et le devenir de l'Union européenne, la place de leur pays en son sein et sur leurs grandes interrogations, en matière notamment de développement économique, de protection sociale, de fiscalité, de recherche, de maîtrise des flux migratoires, d'approvisionnements énergétiques et de préservation des équilibres environnementaux et climatiques, dont chacun perçoit l'évidente dimension continentale, les candidats europhiles à l'élection présidentielle de 2007, qui ont pourtant attiré sur leurs noms 77,19%⁸⁷⁾ des suffrages au premier tour, se sont, tout au long d'une campagne prudente et discrète, contentés du service minimum avec des calendriers et leurs modalités de relance du processus institutionnel limité aux seuls aspects les plus consensuels du traité constitutionnel européen (présidence permanente du Conseil européen, répartition des compétences, vote à la double majorité des pays et des citoyens au Conseil, extension du champ de la majorité qualifiée et de la codécision, ministre des affaires étrangères et service diplomatique européens) dans le rappel permanent du respect et de l'irréversibilité du choix exprimé par le peuple souverain.

Néanmoins, l'immanence de cette inhibition noniste dans le débat public pourrait bien se révéler dommageable pour la France, dans la mesure où, depuis le début de la présidence allemande de l'Union en janvier 2007 jusqu'à la réunion du Parlement européen élu en juin 2009, s'ouvre une fenêtre d'opportunité propice pour relancer l'aventure européenne sur des rails raisonnables. C'est en effet le calendrier fixé par Angela Merkel dans la déclaration solennelle de Berlin qui rappelle, d'une part, la nécessité de « toujours adapter la construction politique de l'Europe aux réalités nouvelles »⁸⁸⁾ et suggère, d'autre part, l'objectif « d'asseoir l'Union européenne sur des bases communes rénovées d'ici les élections au Parlement européen de 2009 »⁸⁹⁾. Afin de tenir toute leur place dans les négociations qui devraient ainsi s'engager, les autorités françaises doivent impérativement s'assurer d'une totale capacité de réflé-

87) Soit 28 345 560 des 44 472 834 électeurs inscrits ou des 36 719 396 suffrages exprimés.

xion et de proposition et d'une adhésion refondée de leurs citoyens à l'œuvre européenne, sous peine de ne pouvoir se présenter suffisamment réceptives et ouvertes à toute idée de compromis. Car, entre la remarque de Jean-Claude Juncker, selon laquelle « l'accord est nécessaire, possible, mais pas certain »⁹⁰⁾ compte-tenu des nombreux désaccords « sur la méthode à privilégier, sur la charte des droits fondamentaux, sur la structure du nouveau traité, sur les symboles européens, sur la primauté du droit européen sur le droit national, ou le renforcement des pouvoirs d'intervention des Parlements nationaux »⁹¹⁾, et la ferme mise en garde adressée à la présidence allemande par Jo Leinen⁹²⁾ opposé à tout « pinailage » qui mènerait « au démembrement du traité constitutionnel »⁹³⁾, se profilent l'étrécissement de la marge de manœuvre dont disposeront, d'ici à la fin 2008, les présidences allemande, portugaise, slovène et française et la finesse des concessions et des compromis qu'elles devront réussir à nouer et à faire accepter.

Enfin, ce processus de relance requiert, certes, la bonne volonté de chaque État membre, mais aussi un *aggiornamento* idéologique de la part de la France : « Nier l'Europe, c'est se condamner à l'insignifiance. La taille critique pour exercer une influence n'est plus le pays, mais l'Europe »⁹⁴⁾. Longtemps schizophrène, la politique

88) « *Déclaration à l'occasion du cinquantième anniversaire de la signature des Traités de Rome* », Berlin, le 25 mars 2007 [en ligne]. Disponible sur : http://www.eu2007.de/de/News/download_docs/Maerz/0324-RAA/French.pdf (consulté le 18.04.2007).

89) *Ibid.*

90) JUNCKER Jean-Claude, « *Constitution européenne : l'accord est nécessaire, possible, mais pas certain* », propos recueillis par Philippe Ricard, *Le Monde*, 17 mai 2007. Jean-Claude Juncker est premier ministre du Luxembourg et président de l'Eurogroupe.

91) *Ibid.*

92) Jo Leinen est le président social-démocrate allemand de la Commission constitutionnelle au Parlement européen.

93) « *Le mini-traité voulu par Nicolas Sarkozy jugé "inacceptable" par un responsable du Parlement européen* », dépêche AFP, *Le Monde*, 8 mai 2007. Sont également rapportés les propos suivants : « Le Parlement européen n'acceptera pas que le nouveau traité génère moins de démocratie, moins de transparence et moins d'efficacité que l'ancien. [...] Il n'acceptera pas non plus une restriction des droits civils et de la participation citoyenne. Une telle régression serait un manque de respect vis-à-vis des dix-huit pays membres qui ont approuvé le premier traité constitutionnel. [...] Le traité doit devenir plus compréhensible et plus lisible pour le citoyen, et s'accommoder de déclarations politiques et de protocoles. Une déclaration politique pourrait ainsi décrire les grands défis de la mondialisation pour l'Europe, et les moyens et possibilités de les résoudre. »

européenne de la France, à la fois souverainiste et intégrationniste, a tantôt versé dans la simple coopération entre États, et s'est tantôt aventurée dans d'audacieux transferts de souveraineté consentis à des organes supranationaux. Dans un cas, la conception gaulliste n'y voyait qu'un multiplicateur de puissance, qu'une simple projection des idées et des intérêts français à l'échelle de l'Union, et dans l'autre, la conception des pères fondateurs présupposait une convergence fondamentale des intérêts des États membres en vertu de laquelle les solutions relèvent de compromis acceptés au nom de la conscience de la fragilité singulière de ces membres. Le non français analysé « comme l'effet d'un réveil brutal des Français qui découvrent que la France peut être en minorité en Europe [et] souvent si elle continue à s'évertuer à promouvoir des idées qui n'ont guère de chances d'être partagées par ses partenaires »⁹⁵⁾ pourrait donc bien avoir offert les conditions d'un changement profond de perception de la place de la France en Europe⁹⁶⁾. En matière économique également, la France, qui a freiné sur tous les grands dossiers de la PAC à l'intégration du marché des services en passant par la BCE et le cycle de Doha, devrait admettre que l'économie de marché est la seule à pouvoir assurer la prospérité et que son obstination à réclamer un volet social et fiscal renforce sa marginalisation et réduit son influence⁹⁷⁾. Quant à l'Union européenne, étant donné qu'il « est douteux que les problèmes qui ont joué un rôle central dans l'échec du [TCE] trouvent une

94) GISCARD d'ESTAING Valéry, « *En Europe, la France est totalement isolée* », Le Point, n°1801, 22 mars 2007.

95) CHOPIN Thierry, PERRET Quentin, « Le retour de la France en Europe... pour quelle vision de l'Europe dans le monde ? », in *Questions d'Europe*, Paris : Fondation Robert Schuman, n°62, 21 mai 2007, 8 p. [en ligne]. Disponible sur : <http://www.robert-schuman.eu/print_qe.php?num=qe=-62> (consulté le 25.05.2007)

96) Sur ce point, on notera l'exemple de la proposition, totalement irrecevable par les partenaires européens de la France, avancée par Nicolas Sarkozy de déposséder de son pouvoir de négociation le commissaire européen au commerce au profit du président de l'Union. « Politiser comme il [Sarkozy] le dit la négociation, c'est revenir à une gestion intergouvernementale de l'Europe qui a toujours eu les faveurs des dirigeants français, une gestion qui permet de dire "Stop!" quand on n'est plus d'accord et que l'on est en minorité. » LAÏDI Zaki, « *Sarkozy le national-libéral* », Télés, 2 mars 2007 [en ligne]. Disponible sur : <http://www.telos-eu.com/2007/05/sarkozy_le_nationalliberal.php> (consulté le 25.05.2007).

97) WYPLOSZ Charles, « *L'Europe dans la campagne* », Télés, 6 avril 2007 [en ligne]. Disponible sur : <http://www.telos-eu.com/2007/04/leurope_dans_la_campagne.php> (consulté le 21.05.2007).

réponse dans une relance qui ne s'attacherait qu'au volet institutionnel »⁹⁸⁾, il lui incombe d'« européeniser le traitement des sujets politiques nationaux »⁹⁹⁾ au premier rang desquels trônent les préoccupations liées au sentiment d'insécurité polymorphe ressenti face aux changements rapides du monde.

98) DEHOUSSE, « *Europe : la Constitution n'est ni le problème ni la solution* », *op. cit.*

99) AUTRET, « *Sur l'Europe au moins Sarkozy n'est pas partisan de la rupture...* », *op. cit.*

対応説としてのカントの真理論

ゲアハルト・シェーンリヒ

要旨：「真理とは何であるか」という問いに対しては誰もがその回答として一つの「定義」を期待してよい。しかし、カント自身が考える定義の十分条件に照らして言うと、真理は定義されえず、ただ限定された意味で説明されうるにすぎない。本稿ではまずカントによる真理の説明としての「認識と対象の一致」（対応—直覚 *Korrespondenz-Intuition*）の曖昧さが際立たせられ、その曖昧さは、対応を事実 *Tatsache* に基づいて構想することにおいて取り除きうることが示される。そうした解決策の要点は経験判断における直観の役割を再構成することにある。

1. カントにおける真理への問い

『純粋理性批判』「超越論的原理論」第二部「超越論的論理学」の序論Ⅲの冒頭でカントは「真理とは何であるか」という「古くて有名な問い」を取り上げ、そこであっさり以下のように認めている。

「すなわち真理とは認識とその対象との一致であるという真理の名称説明が、ここでは与えられ、前提される。しかし、ひとが知りたいのは、各々の認識の真理の普遍的にして確実な基準はいかなるものかということである」（B 82）。

「真理とは何であるか」という問いの厳かな伝統に対する含蓄に富んだ指摘は、その問いを立てた者に対する素っ気ない扱いと不思議なコントラストを成している。というのも、その問いを立てた者が手に入れるのは、ほんらい回答として期待されるべき「名称説明」が「ここでは」与えられ前提されており、むしろ問題なのは真理の基準なのだという簡潔な回答だからである。G. プラウスが示したように¹⁾、カントは「ここでは」という表現で『純粋理性批判』を指しているのではなく、古代の典型的な議論状況を指しているのであるが、それは、懐疑論者が論理学者を「窮地に」陥れるという議論状況のことである。論理学者が窮地に陥れられるというのは、論理学者がそ

の方法論的な観点のために初めから認識のあらゆる内容を捨象しているからである。しかし、たとえば「雪は白い」のような判断の真理基準が問われているとき、重要なのはこの内容のほうである。この判断の真理基準と、たとえば「草は緑である」という判断が真理であるかどうかを決定するために引き合いに出される基準とが異なっていなければならないということは明らかである。したがって、普遍的な真理基準を提示しようとする論理学者の試みは——控え目に判定しても——「不合理」(B 83)であることが判明するのである。自分の立てた不合理な問いに対して役に立たない回答を手に入れる軽率な質問者のよく知られた——哲学的にはそれほどセンセーショナルではない——話はここまでにして。

ところが、超越論哲学者にとって真理の「普遍的で確実な」基準への問いに回答が存在するかどうかという問いは、決して不合理ではなく、むしろ哲学的にきわめて刺激的である。とくに、超越論哲学者は〔真理の〕基準の問いに先行する「古くて有名な」〔真理とは〕何であるかという問いに対しても回答を持っているだろうか〔という問いも不合理ではない〕。どちらの問いに対しても読者はカントから回答を期待してよいはずである。というのは、〔真理〕基準の問いに対して言えば、カントが携わっているのは超越論的論理学であって、形式論理学のようにあらゆる「内容」を捨象するわけではない論理学だからである。また〔真理とは〕何であるかという問いに対して言えば、読者が一つの答えを期待してよいのは、カントが懐疑論者や論理学者とは異なり回答を断念しようとしなからである。少なくともカントは「認識とその対象との一致」(B 82)という真理の説明を絶えず〔読者に〕思い起こさせる (vgl. z. B. : B 236, B 296, B 670, B 844)。それにしても、そこではたんなる名目的定義以上のものが問題になっているのだろうか。真理基準の問いと真理とは何であるかという問いの差異を形作っているのは何だろうか。また二つの問いはどのように関連し合っているのだろうか。さしあたり、カントが真理基準と真理の定義との間に設けた区別だけは

1) Vgl. G. Prauss, Zum Wahrheitsproblem bei Kant, in G. Prauss (Hg.), *Kant. Zur Deutung seiner Theorie von Erkennen und Handeln*, Köln 1973, S. 73ff. Vgl. auch die auf diesen Aufsatz folgende Dabette: R. Stuhlmann-Laeisz, *Kants Logik. Eine Interpretation auf der Grundlage von Vorlesungen, veröffentlichten Werken und Nachlass*, Berlin 1976; H. Wagner, *Zu Kants Auffassung bezüglich des Verhältnisses zwischen Formal- und Transzendentallogik. Kritik der reinen Vernunft A 57-64/B 82-88*, in: *Kant-Studien*, Bd. 68 (1977), S. 71ff; G. Schönrich, *Kategorien und transzendente Argumentation*, Frankfurt a. M., 1981, S. 37ff. Neuere Literatur dazu: Th. Scheffer, *Kants Kriterium der Wahrheit. Anschauungsformen und Kategorien a priori in der ‚Kritik der reinen Vernunft‘*, Berlin/New York, 1993; R. Hiltcher, *Wahrheit und Reflexion. Eine transzendentalphilosophische Studie zum Wahrheitsbegriff bei Kant, dem frühen Fichte und Hegel*, Bonn 1998.

明らかである。

(1)真理基準への問いは、ある判断に真理という性質が認められうるために満たされなければならない諸条件を追究している。そのような諸条件をカントは「標識」ともあるいは「徴表」とも呼んでいる。徴表には、諸事物を、それが他の諸事物から区別されうるように性格づけるという機能がある。つまり、徴表は「認識根拠」(Logik Jäsche, Akad.-Ausgabe, IX, S. 58)である。いかなる概念もそれが使用されるときにはそのような徴表として作動し、あるいは部分概念としてそのような徴表を内容としている。カントの概念理論は、これらの徴表の区分の上に構築されている(vgl. Logik Jäsche, S. 58)。真理問題のコンテクストにおいては「必然的な徴表」と「十分な徴表」との区分が重要である。必然的な徴表をカントは「本質的〔徴表〕」とも名付けるが、それは、概念が当てはまる事物が現に存在するものでありうるために不可欠なものである。十分な徴表とはある事物を他の事物から区別するのに十分な徴表である(vgl. Logik Jäsche, S. 60)。これらのことを踏まえれば、ある判断が真であるために満たされなければならない諸条件は必然的でかつ同時に十分な徴表である。

それゆえ真理基準に関する問いは精確には以下ようになる。ある判断が真であるためには、(内容に関係づけられているがゆえに)特殊な必要十分条件が満たされなければならないが、その他にある判断が真でありうるために満たされなければならない普遍的な必要十分条件も存在するのか。この問いに対してカントの超越論哲学は実際に一つの回答をあたえようとしているし、与えることができている。ある判断は、それがそもそも真または偽でありうるためには、超越論的真理条件としてのカテゴリーのうちに表示されている諸条件を満たさなければならない。したがって、カテゴリーを適用して正しく形成されていない判断は真理差異をもたず、言い換えれば、真でも偽でもない。真理の普遍的な必要条件は判断が真理差異を持つための基準であり、したがって判断の「超越論的真理」(B 185)の基準である。言い換えると、真理の普遍的な必要条件は判断の超越論的真理にとって必要かつ十分であり、判断の経験的真理にとって十分ではないが、しかし、それでもたしかに必然的ではある。というのは、真理差異を持たない判断はおのずから真でもないからである。

したがって、われわれは真理基準への問いにおいて超越論的真理の次元と経験的真理の次元とを区別しなければならない²⁾。超越論的真理の次元では、あることがそもそも真または偽でありうるために、つまり真理差異を持ちうるために、いかなる諸条件が満たされなければならないか、という問いの答えが確立されるのに対して、経験的次元では、あることはいつ真と見なされ、いつ偽とみなされるのかが決定される。

2) G. プラウスは(vgl. ebd. S. 82f.)この点を明確に際立たせた。しかし、このテーマについての最近の諸研究ではこうした明確さは見られない。

(2)真理とは何かという問いの回答に関して言うと、カントにおいては絶えず「認識とその対象の一致」としての真理という決り文句が見出される。この定式的表現をさしあたり真理の「名称説明」と理解するならば、競合する他の回答—候補（たとえば整合性あるいは合意のような）の中から、真理の「対応—直覚」と呼ぶことのできる考えをカントは打ち出そうとしているのだ、とわれわれは解釈することができる。そうした対応—直覚ということによって、真理基準が対応という条件のようなものでなければならないということは含意されていない。真理とはそのその本質からして何であるのかという問いは原理的に、何を基準として真理が〔虚偽から〕識別されるのかという真理基準の問いとは独立である。経験的な諸判断の真理基準としてカントはあらゆる諸判断の間での整合性とあらゆる判断者の合意とを考えている（vgl. B 848f.）。以下で問題にするのは、超越論的次元での真理基準（それがどのようなものであれ）と対応—直覚との関係だけであるので、本稿では経験的判断の真理基準については考察しなくてもよいであろう。

普通、何であるかという問いに対して回答として期待されるのは一つの定義である。したがって、われわれは最初に、真理の「名称説明」は厳密な意味での定義であるのか、そもそも真理は定義されうるのか、と問うだろう。さらに、「対応」あるいは「一致」というキーワードでもって言い表されている直覚はその本質からいって何であるのかあるいはその直覚はいかなる含意を持っているのか、ということが明らかにされうるだろう。最後に、これらの考察を背景として真理基準への問いに対して回答を与えることが試みられる。

2. 真理概念を定義する企ての挫折

真理を定義しようとする人は、「真である」を説明すべき項〔定義する項 *definiens*〕が初めから定義されるべき項〔被定義項 *definiendum*〕の「真である」を前提しているように思われるという周知の困難と闘わなければならないだけではない。真理を定義しようとする人はそれだけでなく、より厳しい要求に応えなければならない。〔というのは、〕全ての説明がそれだけですでに定義であるわけではない〔からである〕。カントはこれらの困難を自覚していた。〔それでは、〕カントによって打ち出された定義一般にとっての十分条件、したがってまたとくに真理の定義にとっての十分条件とは何であるのか。

カントの概念理論は、定義を還元的な *reduktiv* 説明の仕方として理解すること、言い換えると、ある概念をそのうちに徴表として含まれているより根本的な諸概念へと引き戻すこととして理解することを思いつかせる。たとえば、「年若い職人」という概念は、「男性の」、「未婚の」、「結婚適齢の」などの徴表によって定義されうる。これら

の徴表はそれぞれ、年若い職人とは何であるか〔を認識するため〕の必要条件を与える。さらに、それらの徴表は（完全にリストアップされることになっているとすれば）全て一まとまりにされることによって、職人という身分を認識するのに十分でもあるような諸条件を形成する。

定義とは「説明」(B 758)の亜種 *Unterarten* であるが、それに関してカントは原則的に「名称説明 *Namenerklärung*」と「実在的説明 *Realerklärung*」を区別する。「名称説明」とはカントによれば、「たんに事象の名前を他のより理解しやすい語で置き換えるだけ」(B 756)であるが、「実在的説明」は問題になっている概念の「客観的実在性をも同時に」(A 242 Anm.) 明らかにしなければならない。ある概念が「客観的実在性」を有するのは、その概念が直観と関係していることが示される場合だけである (B 2f., B 267f. u. ö.)。つまり、実在的可能性は概念の論理的可能性を越えているのであるが、論理的可能性の証明にとっては概念内容の無矛盾性、つまり概念に含まれている徴表のたんなる無矛盾性だけで十分である。

対応一構想の枠内では、ある判断に関わっている諸概念の内容が話題になりうるのは、その概念の論理的可能性を越えて、その概念の直観との関係、つまりその概念の「客観的実在性」が主題化されているという意味においてのみである。したがって、対応一構想においては「実在的説明」だけが頼みの綱である。論究 *Exposition*・解明 *Explication*・表明 *Deklaration*・定義 *Definition*、という説明の四つの亜種をカントは区別しているが、それらの亜種のうち、論究と解明は「与えられた諸概念」に関して行なわれる〔説明〕方法 *Verfahren* を表わし、それに対して表明と定義は諸概念そのものを生み出す。表明は術語としての取り決めにおいて汲み尽くされるのに対して、定義は実際に四つの説明仕方のうちで最も要求の多いプログラムを追究する。

「定義するということは、この表現そのものが示している通り、もともと、ある事物の詳細な概念をその概念の限界内で根源的に提示するということだけを意味すべきである」(B 755)。

定義が要求するこうした側面には、カントも上のように言った後すぐに認めているように、いかなる経験的概念の定義の試みもおよそ適合しない。必然的な徴表に関するわれわれの知識がそのときどきの経験的な知識水準に依存していて、したがって決して「確実な限界の間に」(B 756) 存していない以上、そのような諸概念〔内容〕は決定されていないのである。カントが挙げている事例は「黄金」という概念である。化学の進歩とともにいくつかの徴表は取り除かれ、他の徴表が付け加わる。(カントが語っている概念の未決定性 *Offenheit* を概念の曖昧さと取り違えてはいけない。概念の曖昧さは、「山」あるいは「禿頭」の事例が教えてくれるように、〔概念の〕適用

基準にある程度の幅があることに起因する問題である)。それゆえ、経験的概念は解明されうるにすぎない。

アприオリな概念もカントによれば厳密な定義の試みを受け付けない。アприオリな概念においては「分解の詳細さ」が説明の方法であるが、それには疑わしさが残る。われわれは概念を分析するさいに必然的な徴表を見落とししたことがあるかもしれないではないか。だからこそカントはその箇所、われわれが説明のさいに「多面的に該当する事例」に頼り続けていること (B 756) を知らせるために注意深く論究という言葉を使っているのである。(厳密な意味での実在的定義はを行なうのは数学だけである。数学においてはある概念を生み出すことはその概念を直観において構成することと一致する)。

定義にとっての十分条件をカントは以下のように説明する。

「詳細さとは、徴表が明瞭で十分であることを意味する。限界とは、詳細な概念に含まれている以上のものが徴表には存在しないという精密さを意味する。しかし、根源的とは、この限界規定がどこから導き出されているのではなく、したがって証明を必要とするのでもないということの意味する。証明が必要だとしたならば、説明を自称しているものは対象に関する判断の先頭に立っていることができなくなるだろう」(B 755 Anm.)。

ある定義が十分に厳密であるのは、定義されるべき概念の必然的な徴表が定義によって

- (1) 明瞭かつ十分に示され、
- (2) 徴表の限界内で、概念内容を完璧に形成しているものが厳密に証明され、
- (3) 根本的なもの(つまり、他の徴表から導き出されないもの)として示されうる

場合だけである。

ところで、これらの諸要求は真理概念の定義にとって何を意味するのだろうか。

(1)に関して言えば、真理概念の徴表が明瞭かつ十分に示されうるかということの意味する。われわれがこれまでこの概念に関して知っていることは、その概念には「認識とその対象との一致」という徴表が含まれているということだけである。この〔認識と対象との一致という〕徴表が対応という概念でもって明瞭に把握されているだろうか。対応しているという事態は厳密にはどこに見出されるのだろうか。この点については今までのところまったく明瞭ではない。問題になっているのは、判断とその判断を真なる判断にする相関者との一対一対応 *ein-eindeutige Entsprechung* のことな

のか。それとも一対多 ein-mehrdeutige 対応のことなのか、または多対多 mehr-mehrdeutige 対応のことなのか。そして、判断との相関者はそもそも何であるのか。それは事物なのか、あるいは出来事なのか、それともある事実なのか。それが明らかにされうるとしたら、そのときはそのような徴表〔認識と対象との一致〕は必然的かつ十分な徴表という意味でも十分なのだろうか。

(2)に関して言えば、概念はカントによるとその徴表によって〔他の概念に対して〕個別化されている。二つの概念 F と G はそれらが同一の徴表(部分概念)を有している場合に、厳密に同一である。還元的定義の理念は、それ自体で必然的だと証明されている徴表がまとめられるとそれらの徴表はまた十分でもあると示すことに基づいている。そのことを見出すためには、全ての徴表が完璧に把握されていることがあらかじめ保証されなければならない。しかし、概念を徴表へと分解するプロセスはいつ完了するのか。そもそもそのプロセスを首尾よく終わらせる一つの基準を形成しうるためには、われわれはあらかじめ徴表の全体を知っていなければならない。しかし、それには疑わしさが付き纏う。全ての徴表を把握したとわれわれが確信してもよい場合にのみ、必要条件から十分条件への移行も為されうるのであろう。

(3)に関して、真理は明らかにアプリアリな概念である。スコラ哲学を念頭においてカントは真理概念を「超越論的述語」(B 113f.)に数え入れる。認識論的な観点から考えれば、われわれは、対象の認識を目指す判断、今のコンテキストでは経験判断とは何を意味するのかということを理解するために、すでにこの真理概念を必要とする。われわれは逆に、判断に使用されている概念の意味から、真理とは何であるかということを引き出すことはできない。この優先関係の特徴づけるためにカントは「超越論的真理」という言葉を使う。

確かに、ある概念がそのような仕方で根本的であるならば、その概念はもはやそれ以上根本的な諸概念に還元されることはありえない。しかし、それを要求するのが還元的定義というものなのである。

真理を対応として定義する可能性に関する問いに〔定義の〕十分性という基準を適用する試みは、さしあたりわれわれをがっかりさせる結果に終わった。「一致」とは何を意味しているべきであるかということからして曖昧である。必然的かつ十分な条件を提示するという意味での「十分さ」はリストアップされるべき徴表が完璧でなければならないという要求の前に挫折する。それゆえに、カントは定義されるべき概念が上手に使用されること——事例でもってその概念が真であると証明すること——を指摘することによって自らの要求を軽減する (B 756)。その結果、真理概念を説明することはその概念を論究することないしは解明することに制限されなければならない。ところでそうすると、真理は対応としてどのように十分に説明されうるのであろうか。これがさらなる問いである。

3. 対応という直覚

これまでのところ対応—直覚は、真なる判断はその対象と一致しているべきであるということしかわれわれに言っていない。この〔判断と対象の〕関係のうち判断の側面に対してのみわれわれはカントの分析を使用することができる。もう一方の側面に関しては、カントはこの意味を精確に規定するのに役立つ指摘をほとんどしていない。カントはいわゆる「観念論論駁」の叙述を第二版序文で訂正しているが、その訂正においてカントは〔私の諸表象に〕対応している相関者について、それは「あらゆる私の諸表象から区別された外的事物」(B XLI Aum.) でなければならない、と要求する。カントはその相関者を「私の外部で〔私の表象に〕対応しているもの」(B XXXIX Anm.) と呼び、さらに詳しく「したがって、あらゆる私の諸表象から区別された外的事物でなければならない持続的なもの」(B XLI) と記述している。

真理は、判断において結合している諸表象（諸概念と諸直観）にとって外的な現実性、またその意味で〔それら諸表象から〕独立な現実性の性質と〔判断と〕の対応として理解されうる。(1)独立性という徴表の他にカントは(2)相関者が直観と関係していることを強調している。持続的なものとは、「現象の」時間的「変易」において自らは変易せず、むしろ、同一であり続けるもののことである (B 224f.)。それは、外的対象が空間中に現存する仕方である。この条件にもとづくと、たとえば内的（主観的）諸対象だけでなく、直観とのそのような固有の関係を持たない諸対象は、真理差異を持つ判断の相関者〔の候補〕から除外される。カントが言っていないのは、(3)一致そのものである。一致ということで〔或ること〕を真にする関係が理解されるべきであるとすれば、ある判断は(a)〔それに〕対応する何かによって、あるいは(b)対応するもの以上の何かによって真にされているのか、については決定されないままである。それとも、この関係はむしろ、(c)多くの判断が多くの対応する相関者によって真にされるというように理解されるべきなのだろうか。

より厳密な説明を初めて与えてくれるのはこの対応関係のもう一方の側面、つまり真理の担い手、すなわちカントにとっては判断³⁾である。ところで、判断とは何であるのか、より厳密に言えば経験判断とは何であるのか。

経験判断ということでカントは自らのうちに構造を持つ実在物を理解している。経

3) 真理の担い手の候補者は、文・確信・判断である。文に対してカントは懐疑的である。「ある人は特定の語の表象のある事象と結びつけ、他の人は別の事象と結びつける」(B 140)。確信はカントによれば実然的判断のある客観的根拠によって支持して真と見なす態度である (B 848)。したがって、判断、より厳密には経験判断こそが、カントにとって対応—直覚の意味における真理の担い手として問題になる唯一のものである。

験判断は基本的には——つまり定言的判断の場合には——二つの構成要素，つまり，二つの概念あるいは一つ概念と一つの直観から成り立っている（諸判断の結合から成り立っている仮言的判断と選言的判断はここでは考慮しないでおく）。経験判断はその対象との表象関係 Repräsentationsbeziehung のうちにその本質を有しているが、カントはその表象関係を「間接的認識」と語っている。

「どの判断の中にも，多くの諸概念に妥当する一つ概念が存在する。そして与えられた一つの表象もまたこの多くの諸概念の下で把握されている。そこでその与えられた表象は対象に直接的に関係づけられる。だからたとえば「あらゆる物体は分割可能である」という判断において，分割可能なものという概念は他のさまざまな諸概念に関係するが，この判断においては他の諸概念の中でとくに物体の概念に関係づけられているのである。しかし，物体の概念はわれわれに対して現れる特定の諸現象に関係づけられる」（B 93）。

判断を構成する諸要素はさまざまに異なった役割を果たす。主語概念——カントの事例では「物体」——は一つないしは多くの対象を指示する。「分割可能」といった述語概念はそこで指示されている対象に関するある一定の記述される内容を言い表している。基本的には主語概念の位置に一つの直観が立ち，この直観は言語表現の次元では「これ dies」というような指示機能を示す indexikalisch 表現によって表象される。つまり，「[一つの物体を指示する身振りをして]これは分割可能である」あるいは「[一本のバラを指示する身振りをして]これは赤い」というようにである。この大まかな分析からすでにわれわれの議論のコンテクストにとって話を先に進めるための三つの論点が確認される。

1. 判断は，その内容を形成する諸概念や諸直観と同様に精確に個別化されている。二つの判断が同一であるのは，それらの判断が同一の諸概念あるいは認知的に等価値の諸直観から成り立っているときだけである。
2. 判断とは「客観的に妥当する関係」（B 142）である。つまり，判断は，「それが与えられた諸認識を統覚の客観的統一へもたらす」という点において主観的關係と区別される。
3. 判断は諸対象の表象であり，その表象は諸対象に関する「内容 Inhalt」を伝達する。複数の対象への関係を有する諸表象——諸概念——も，単一の対象への関係を持つ諸表象——諸直観——も，どちらも「内容」を持つ。したがって，判断は合成された「内容」を示している。

ところで、「内容」とは何であるのか。諸概念はその内容をもつ。それは部分概念であり、カントはそれを徴表とも呼んでいる。より理解が困難なのは、諸直観の「内容」について語られる事柄である。直観は以下のような特徴によって概念と区別される⁴⁾。(1)感性 *Sinnlichkeit*。諸直観は感性的である。言い換えると、われわれの感覚器官によって条件づけられた諸表象である。(2)直接性 *Unmittelbarkeit*。諸直観は直接的な対象関係を有している。(3)対象への依存性 *Gegenstandsabhängigkeit*。諸直観は現存する諸対象を指し示す。(4)単一性 *Singularität*。諸直観は一つの対象にしか関係しない。

諸直観が与える「内容」とは何だろうか。私の前に停まっているこの消防自動車の塗装の直観を——私が「赤い」という述語表現を使用することを学んでいる限り——私はその記述される内容に応じて赤いと理解する。私が買おうとしている熟したトマトや赤いバラの直観に関しても事情は同じである。いわゆるクオリア、ここでは赤のクオリア *Rot-Qualia* において生じる *sich einstellen* 主観に固有の体験性格はここでは考慮しなくてよいだろう。経験判断において問題であるのは「現象の述語」、すなわち、「われわれの感官との関係において客観そのものに付与される述語、たとえばバラの赤い色あるいは香り…」(B 69f. Anm.) である。直観はそのような記述される内容を「われわれの感官との関係において」与えてくれる。

「われわれの感官との関係において」という補足が決定的な意味を持つ。というのは、記述される内容が言語表現の次元において述語概念のうちで表現されるとしても、直観内容はそれに対応する述語と単純に一致するわけではないからである。諸概念は直観とのあらゆる関係から切り離されても使用されうる。いくつかの概念はそれぞれどこか、直観との関係を全く持たないという意味で「空虚」である。カントはそのような諸概念に対して「客観的実在性」を認めない。ある概念が「客観的実在性」を持つのは、その概念が直観との関係を持つ場合である。その関係は、現実に確かめることのできる直観関係であろうと、認識の進展につれていずれ確かめられうるという意味で可能的な直観関係であろうとどちらでもよい。概念による述語表現は、現実に与えられている直観関係に対してであれ、可能的な直観関係に対してであれ、場所を確保する役割を果たす。したがって、概念による述語表現が「このバラは赤い」とか「もしかしたら地球外の理性的生物が存在するかもしれない」というような判断にとって

4) Vgl. R. Hanna, *Kant and the Foundation of Analytic Philosophy*, Oxford 2001, S. 195ff. ハナは第五の徴表としてさらに概念に対する直観の論理的優先性を挙げている。それについて批判的に言及するものとして、G. Schönrich, *Externalisierung des Geistes? Kants usualistische Repräsentationstheorie*, in D. H. Heidemann/K. Engelhard (Hgg.) *Warum Kant heute?*, Berlin 2004, S. 126-149.

の真理条件を確立するのである。

そのような真理条件はあらゆるコンテクストにおいて一定不変である。だからこそ消防自動車の塗装や熟したトマトあるいは「地球外の理性的生物」の直観「内容」は、その内容を伝達する直観の現れ *Anschauungsvorkommnisse* が絶えず異なっている、あるいは「地球外の理性的生物」の事例のようにまだ現れていないとしても、同一の内容として理解されうるのである。荷箱の中を捜しているときに飛び込んでくるトマトの直観の根底に存在する直観の現れは、レジで支払いをするときのトマトの直観の根底に存在する直観の現れとは異なっている。それにもかかわらず、「これは赤い」といった判断が下されるさまざまに異なったコンテクストにおいて同一の直観内容が表現されうるのである。

直観の現れ（トークン）の役割は、それが伝達する直観内容、つまり記述され概念的に把握可能な直観内容に指示機能を持たせる *indexikalieren* ことである⁵⁾。直観の現れにおいて〔直観内容に〕指示機能を持たせるのは、客観がある一定の仕方で与えられるその与えられ方に他ならない。しかも、その与えられ方は（「一番上の棚のトマト」といった〔場所を指定することによる〕特徴づけあるいは〔たとえば〕「カクテルトマト」といったクラス名辞によって）記述的にも同定的にも生じえず、それゆえ概念的—記述的には捉まえない。たしかに「これ」や「私」という表現も記述される内容を持っている。その内容は〔「これ」に対しては〕「指示されている方向に存在する対象」、そして〔「私」に対しては〕「この言表の話し手」という言い方で示すことができる。しかし、この表現が指示している対象はコンテクストに応じて異なる対象である。ある直観の現われによって指示されている対象の与えられ方は如何ともし難い仕方でコンテクストに依存している。なぜなら、このような指示機能を持つ構成要素は記述される内容に還元されえないからである。言表の話し手である「私」はまさにこの言表の話し手であり、「これ」という語によって指示される対象はまさにこの方向に見出される。カントが提示しているこのような還元不可能性の事例は直観的のみに為されうる左右の区別である（Vgl. *Prolog*, § 13）。

「客観的実在性」という表現がわれわれに与えられる直観との結び付きを含意しているとすると、その表現は、諸概念が客観的実在性をもつものとして示されるコンテクストの〔概念への〕還元不可能性をも含意している。概念の客観的実在性が問題なのだとなると、カントの概念理論を純粹に内包的に理解することはできない。〔しかし〕概念の客観的実在性をコンテクストにおいて示すことによって生じる外延化がどの程度まで達するのか、という問題はわれわれの議論の目的にとってここでは未決定

5) Vgl. G. Schönrich, ebd. S. 133ff.

にしておいてよい。〔むしろ〕ここで重要なのは、直観と概念から合成された判断内容は、その判断が下されるコンテクスト次第で変わることもありうるということだけである。「私は疲れている」という言表は、フリッツがそれを言うときとハンスがそれを言うときとで別々の内容を持つが、それと同じように直観の現れに条件づけられて、「これは赤い」という判断もそのつど別々の内容を持ちうる。〔もちろん〕トマトの事例——私が最初に棚で目にし、そのちょっと後にレジで目にした——が教えるように、「これは赤い」という判断がつねに異なる内容を持っている必要はない。〔たしかに〕棚での直観の現れはレジでの直観の現れとは別のものである。〔しかし〕この場合には変易する直観の現れにも関わらず判断の全内容は同一であり続ける。〔そこで〕ある判断における〔直観の現われの〕諸変数 *Varianz* に対して判断の全内容の定数 *Konstanz* を術語を用いて際立たせるとしたら、命題 *Proposition* という表現が役に立つ。棚のそばで下された「これは赤い」という判断において表現される命題はレジのところで〔下される「これは赤い」という判断において〕表現される命題と同じ命題である。しかしもちろん、消防車を目前にして「これ」や「赤い」という語で表現される命題とは同じ命題ではない。(カントの言う命題がはたしてまたどの程度まで、フレーゲが命題ということと理解している抽象的な諸対象と比較されるか、ということとはここでは未決定のままにしておかなければならない)。

4. 事態 *Sachverhalte* (事実 *Tatsache*) と超越論的真理

ここまで解明してきたことでもってわれわれには、「対応」ということである判断において表現されている命題と判断から独立のあるものとの間に生じている関係が理解されなければならないということが分かっている。概念と対象との対応は考察すべき問題から除外することができる。というのは、概念は可能な判断一般のための述語としてのみ認識機能を持ち、それに関して真理問題との関係を持つにすぎないからである。したがって、カントには二つの可能性が残る。

つまり、対応が成り立つのは、

- (1) 「このバラは赤い」あるいは「これは赤い」という判断の内容とその客観、つまり赤いバラとの間であるか、
- (2) 「このバラは赤い」あるいは「これは赤い」という判断の内容と、バラが赤いという事実との間であるか〔、のどちらかである〕。

一見すると、すべてのことが客観を根拠とした対応を支持しているように見える。客観を根拠とした対応が問題になるのは、判断において言表されることが、判断が言

表している対象と一致する場合である⁶⁾〔とされている〕。「認識とその対象との一致」という標準的な定式がこうした把握の仕方を思い浮かせるだけではない。カントが〔判断と〕対応するあるものを「外的事物」（B XLI）と特徴づけていることもこうした解釈を支持するように思われる。というのは、カントは「物体は重さをもつ」（B 142）という事例を、「それが言い表しているのは、これらの二つの表象〔物体と重さ〕は客観において、言い換えると主観の状態の違いに関係なく、結合しているのであって、たんに知覚において（それらの表象がどれほど繰り返されようと）集まっているだけではない、ということである」と説明するからである（B 142）。

客観を根拠とした対応—構想の難点は、不適切な単称名辞あるいはむしろ空虚な単称名辞の可能性が考慮されなければならない場合に明らかになる。〔この構想の枠内で〕何も問題が生じないのは、「バラ」という表現が誤って「赤い」という概念ではなく、たとえば「黄色い」という概念と結合されるというような場合だけである。しかし、関係づけられる対象がバラではなく、チューリップである場合には、その判断は〔超越論的に〕偽であり、真理値を持たないのだろうか。さらにこの〔客観を根拠にした対応—構想の〕問題は、夢や幻覚の場合のようにそもそも客観が存在していないようなときにはどのように答えられるのだろうか。さらなる難点が付け加わる。命題から全く独立している諸客観は「物自体」ということになるだろうが、物自体を指し示すことはできない。それならば、諸客観は命題を「真にするもの *Wahrmacher*」という役割をどのように果たすことができるのか。

事実を根拠にした対応—構想はこうした〔物自体という〕想定を避けることができる。というのは、事実は命題によって少なくともともに構成される実在物だからである。ただし、この構想は「独立性」という徴表が修正されなければならないという代償を払っている。さらに事実を根拠にした対応—構想は「一致」という多義的な徴表に関わる難点をも解決してくれる。事実 *p* が命題 *p* によって少なくともともに構成されているとすれば、一对多関係の問題はもはや生じない。というのは、事実の構成要素はこの〔命題が事実の一つの構成要素であるという〕観点においては命題の構成要素にほかならないである。

実際にはカントは、第一印象とは異なって、客観を根拠にしたいかなる対応—構想⁷⁾をも支持しておらず、むしろ事実に基づいた対応—構想を支持している。真理の資格を持つ実在の基本的な事例としてわれわれが規定したのは、定言的判断の内では表現される命題、たとえば「そのバラは赤い」、「その木は葉が茂っている」、「そのロウソクは真っ直ぐである」といった命題であった。〔判断に〕対応している外的事物のカント

6) Vgl. auch W. Künne, *Conception of Truth*, Oxford 2003, S. 108.

7) Wie Künne annimmt, vgl. ebd. S. 127.

による特徴づけを真剣に受け取るならば、つねに重要なのは、「観念論論駁」からの先の引用のコンテキストが示しているように、時間的に変易する状態変化において「持続的なもの」(B XLI) である。今はまだ赤く咲き誇っているバラもすぐに萎んで茶色くなるし、以前には小さな葉っぱしか付けていなかった木に今は葉が茂っているし、朝には日当たりのよい窓際に立ててあったロウソクは午後には曲がっている。客観とは、その「概念」において「一つの直観において与えられた多様なものが […] 一つに結び付けられる」(B 139) ものであるが、「現実存在の規定が […] 時間において」(B 219) 行なわれない間は、そうした客観は十分に規定されていない。「そのバラは赤い」とか「そのバラは茶色い」とかいう命題は、判断の中で行なわれる概念の付与が時間的に適合させられる場合にのみ、同一のバラとの関係において真でありうる。このようにして、「二つの対立する諸規定を有する同一の基体は現実存在するもの、したがって持続するものと」(B 233) 理解されうるのである。時間的に適合させられることなしには、「そのバラは赤くもあり茶色くもある」と言うことは、まったく矛盾していることになってしまうであろう。では、時間的に適合させられた概念付与とは、対応する何か或るものという構想にとって何を意味するのだろうか。

三つの可能性が考えられる⁸⁾。

- (1) われわれは、「赤い」「真っ直ぐ」などといった概念を時間と相関関係にある諸性質、すなわち、時間 t_1 において赤いこと、時間 t_2 において茶色いことなどと理解する。言い換えると、われわれは自分たちの概念による [対象] 理解あるいは述語による [対象] 理解を [そのつど] 修正しなければならないだろう [そのつど対象の概念規定が変わる]。
- (2) われわれは、バラやロウソクなどの諸対象の所与性が時間と相関関係にある、つまり、それらの諸対象は一つの時空世界のそのつど異なった部分的時間における所与であり、その時空世界の一部があるときは「赤い」、あるときは「茶色い」と見なされるのだと理解する [異なる時間ごとに異なる対象が存在する]。
- (3) われわれは、諸性質を持つことを時間との相関関係において理解する、すなわち、あるものが最初はある仕方では別のときは別の仕方では存在すると理解する。その場合にはわれわれは自分たちの素朴な事物—存在論を事態—存在論へと拡張しなければならないだろう。

8) Vgl. E. J. Lowe, *The Possibility of Metaphysics. Substance, Identity, and Time*, Oxford 1998 (Clarendon Press), S. 130; Sally Haslanger, *Persistence through Time*, in: M. J. Loux/D. W. Zimmermann (Hgg.), *The Oxford Handbook of Metaphysics*, Oxford 2003, S. 313–354, hier: S. 340

カントにとっては(1)も(2)も有効な戦略ではないことは明白であると言ってよいであろう。そうすると、カントに残されたのは(3)だけである。(3)において問題なのは、もはや単純に客観とその諸性質ではなく、一定の時間における客観を通して諸性質を持つことである。言い換えると、一定の時間における客観を通して特定の諸性質の具体的事例を示すこと（例証）である。諸性質そのものが時間によって触発されるのではなく、客観と性質の関係、すなわち、諸性質を持つことが時間によって触発されるのである。ロウソクが真っ直ぐであることはロウソクが曲がっていることとは別の事態である。真っ直ぐであることと曲がっていることは、それらが同一の客観に関係づけられているにもかかわらず対立しない。というのは、最初の事態〔真っ直ぐであること〕は朝に、第二の事態〔曲がっていること〕は午後に実現される、言い換えれば事実になるからである。

客観と性質の関係という論点を導入することによって、われわれは客観を根拠とした対応から事態ないし事実を根拠とした対応に移行した。カント哲学の枠組みの中では「事態」あるいは現実存在する事態、すなわち「事実」ということで何が理解されるべきであろうか。「経験の諸類推」でカントが実際に主題化しているのは単純に現象ではなく、諸現象の「現実存在 Dasein」であり、「諸現象の現実存在から見たそれら諸現象の相互関係 Verhältnis」(B 220) である。そのような関係は、すなわち相対関係 Relation である。ロウソクが真っ直ぐであること、〔一般に〕a が F であることは、a = ロウソクと F = 「真っ直ぐ」という性質の総計以上のことであり、a の現実存在と F の現実存在より以上のことである。、a が F である a ist F' という図式 Schema における「である ist」は a が F を例証している a instanziiert F ということの意味しているのである。

カントをたとえばアームストロング⁹⁾ のような事態—存在論から区別するのは、例証は認識的な値を持つことがらであるというテーゼ、つまり、例証は判断する認識主観の働きだというテーゼである。もし、事態が a と F の総計以上のものとして性格づけられるとするならば、その余剰部分は目の前に広がっている世界の構成要素ではなく、概念的に記述される内容と直観内容とを一つの全体的内容に結びつける判断の総合機能である。目の前に広がっている構成要素は直観を通して与えられたものにすぎず、それらはわれわれに一つの a と一つの F とを提示するにすぎない。a と F の結合は見出されるのではなく、作られるのである。

9) D. M. Armstrong, A World of States of Affairs, Cambridge University Press, 1997, S. 113ff.

「事実」が現実存在する事態として特徴づけられ、その事態が一つの判断によって表現される命題を真にする〔真なる命題として作る〕のであるならば、「与えられるもの」、つまりわれわれの直観能力を触発する所与性は「真にするもの」の一部分であるにすぎない。aを通してFを例証するあるいはaにおいてFを具体的に例示するというのが「真にすること」の意味であり、それは判断に還元されるのであるが、そうした「真にすること」それ自体は世界の構成要素ではないのだから、判断は対応する相関者において一部分は判断自体が作ったものに関わっている。したがって、われわれがこの相関者に認めた「独立性」という標識は限定的にしか妥当しない。バラが赤いという事実はバラが赤いという命題と無関係には存在しない。ある事実に関係することはその事実と対応している命題を通して以外の仕方ではいかにして可能であるというのだろうか。事実が命題と無関係であるのは、その根底に存在する対応するものが命題から生み出されていない限りにおいてのことである。事実は命題から作られ、事物は質料から作られる。

キュネがフレーゲに依拠して表現しているように¹⁰⁾、ある命題が全体としてある事態の与えられ方であるならば、その与えられ方の内部で概念的に記述される与えられ方と直観の与えられ方がきちんと区別されなければならない。そうでなければ、こうした記述からの帰結に関して問題が生じる。というのは、命題が事態の与えられ方であるならば、真なる命題は事実の与えられ方であるからである。偽なる命題には明らかにいかなる事実も対応しないのだから、そうすると偽なる命題はたんに可能的な事実という意味の事態であるのか。〔真なる命題と偽なる命題の〕様相の違いはどこに置かれるべきであろうか。

カントは「客観的実在性」と「客観的妥当性」という術語をしばしば同義的に使用しており、それでもって、「客観的実在性」は事実に関係するが、それに対して「客観的妥当性」は可能的な事実の意味での事態に関係するという誤解を助長している。そうすると、R. ハナ¹¹⁾に依拠して事態という術語の助けを借りて、以下の三つを区別することは容易に思いつかれる。

- a) 論理的に無矛盾的な概念形成。矛盾なく思考されうる全ての概念に事態が対応するわけではない。チョムスキーが挙げている「野原で寝ている緑の理念」という事例は論理的に無矛盾な概念結合であるが、その内容はカテゴリー的な諸規則に違反しておりそれゆえに事態として理解されえない。カテゴリーに従っ

10) Künne, ebd. S. 25.

11) R. Hanna, Kant and the Foundation of Analytic Philosophy, Oxford: Clarendon Press 2001, S. 86ff.

で適切に形成されているという意味では不可能な対象でも思考されうるのである。

- b) 事態の領域としての「客観的妥当性」の領域。事態は可能な諸性質を伴った絶対的に可能な諸客観である。この場合の基準は対応する命題がカテゴリー的に適切に形成されていることである。カテゴリーによって要求される直観関係もこの場合では、われわれ人間の直観においてではなく、（その所与が他の種類の感性的な直観であろうと超感性的な直観であろうと）何らかの直観における所与性を意味するにすぎない。
- c) 事実の領域としての「客観的実在性」この場合の基準は、対象とその性質がわれわれの直観においてカテゴリー的に適切に形成されていてかつ直観を通して与えられていることである。

しかし、このような区分はカントが念頭に置いていたものではない。ここで領域(b)と領域(c)を区別する基準として用いられているのは、明らかに思考可能な諸客観とその諸性質、すなわち、現実には存在しないが、カテゴリー的に（ただし図式化されていないカテゴリーの意味においてであるが）適切に形成されているがゆえに原理的には存在しうるであろう諸事態の間の様相的区別である。そうすると領域(c)は認識可能な現実的客観とその諸性質によって形成される。そのことは図式化されたカテゴリーの使用を前提している。こうした区分の問題性が明らかになるのは、直観関係に対する様相の諸カテゴリーの役割が考慮される時である。すでに示されたように、われわれは諸直観を直観の現れにおいてしか持ちえない。直観そのものではなく直観のトークンの性格、つまり直観の現れとの結びつきが「われわれの直観」の固有性と「客観的実在性」という概念の固有性を形成している。「客観的実在性」と「客観的妥当性」の境界線を引くために、超感性的直観を持っている存在者について語る必要はない。初めから直観の現れとの結びつきから開放される可能性があるような存在者ならば、もはや「客観的実在性」に制限されていないことになるであろう。そうすると、そのような存在者の直観の概念的に記述される内容はわれわれには認識によって捉えることができないであろう。そうした内容は、絶対的にコンテクストから逸脱したものとして、われわれにとって検証可能ないかなる意味をも失ってしまうであろう。神がそのような思考の主体として考えられるかもしれない。そのような神の思想の命題的内容は「これ」「ここ」あるいは「私」といった指示機構をもったいかなる関係をも表わさない。そうした命題的内容は、われわれの命題のように、直観の現れとそれ以上還元不可能な仕方では結びついていない。概念的に記述される内容は同一であり続けるにもかかわらず、われわれはそのような神によって思考された命題をわれわれの命題に移し変えることはできないであろう。したがって、これらの命題に対応する事態

はわれわれにとってまったく可能な事実ではないのである。

「可能な」と「現実存在する（現実的な）」との様相的な区別は「客観的実在性」の領域へと完全に移行する。可能的な諸事実も「客観的に実在的」である。カントは「月の住人」(B 521)の事例を援用している。カントが生きていた当時は、「もしかしたら月に理性的な生命体が存在するかもしれない」と言うことは真なる判断であった。現在ならば、「宇宙のどこかに地球外生命体が存在するかもしれない」とわれわれは言うだろう。このような判断は、「経験が進行する可能性をもっているかぎり、われわれはそうした生命体に遭遇できるかもしれない」ということを意味しているにすぎない。というのは、経験的な前進の諸法則に従って一つの知覚と脈絡づけられるすべてのものは、現実的だからである」(B 521) 事実 p が可能的事実であるのは、可能的世界が存在し、その世界では命題 p が事実 p によって真にされる場合だけである。

ただしカントにとって可能的な世界は認識的に捉えられる世界である。すなわち、原理的に認識によって到達可能な脈絡である。「脈絡」という表現はわれわれに固有な直観を指し示している。厳密に言うと、われわれの直観とその指示機能を持たせる働きが直観の現れと結びついていることを指し示している。絶対的に可能なものという概念は脈絡から逸脱した概念であり、カントの企ての枠組みの中では意味を持たない概念である。こうした強い制限の根拠は様相の諸カテゴリーの位置の中に探すことができる。様相の諸カテゴリーは、カントによれば、「それ自体に特殊なもの」を持っている。「それは、それらのカテゴリーは、それが述語として付与される概念を客観の規定としては少しも豊かにせず、むしろ、認識能力への関係を表現しているにすぎないということである」(B 266)。様相は概念的に記述される内容ではない。ある事態は、それが「現実的」あるいは「現実に存在している」という述語でもって「可能な」事態から区別されるということによって様相的に規定されるのではなく、その事態が脈絡づけられることによって、言い換えると、少なくとも原理的に到達可能な脈絡——その中で判断に対応する客観に対応する性質を例証する——が存在することによって、様相的に規定されるのである。可能性とは、少なくとも認識によって到達可能な脈絡の中に現実存在している事実に対して言われるのである。可能的事実は現実に存在する。ただ目の前に与えられた脈絡のうちに存在していないだけである。

5. 真理の対応—基準の有効性・無効性

[こうして] 対応—直覚が真理とは何であるかという問いに対して有効であることがわかったが、真理基準の問いに対しては有効ではないことが分かる。真理基準はある判断が真である事例と、ある判断が偽である事例とを区別することに用いられる。偽である判断の事例は有意味な諸判断の領域、すなわち客観的実在性の領域へと移ら

なければならない。いかなる実在性が偽である判断に対応するのであろうか。それに答えるには、どのようにしてある判断はそもそも偽でありうるのかということの説明が必要である。カントの判断論の枠組みで語っているわれわれはここでは直観的に与えられる対象を伴った実然的な単称判断、たとえば「このバラは赤い」といったような判断に限定する。三つの場合が区別されうる。

- (1) バラが枯れてしまっていて、「赤い」という述語が「このバラ」という主語名辞の指示している対象に的中しない場合。この場合の誤りは付加語的機能のうちに見出される。
- (2) 「このバラ」という主語名辞がバラを指示するのではなく、たとえば赤いカーネーションを指示している場合。この場合の誤りは指示機能に見出される。
- (3) 知覚される領域にそもそも適切な対象が見出されない場合。つまり、赤いバラは夢に見られただけか幻覚として見られたにすぎない。

(1)と(2)の場合に関しては、与えられた脈絡にはそのバラが赤いという事実は全く存在しないということが当てはまる。真理基準の探究のためには事実を構成する要素が区別されて考察されなければならない。というのは、命題の記述される内容の中に保存されているあらゆる条件が、つまり主語概念の条件もまた満たされなければならないからである。ある判断が真であるのは、主語概念が指示する直観的所与が主語概念の記述される内容と一致し（対応し）、述語が主語概念の指示する対象の性質と一致する（対応する）ときである。

(3)の場合はカント的な枠組みから逸脱する。その場合には、一致（対応）を語るための基盤が明らかに脱落しているからである。判断の対象になる赤いバラは目の前にある現実的な対象ではない。その赤いバラは「主観的実在性」しか持たない。しかしそれでもその赤いバラは「客観的実在性」の意味で、判断が一致することもあるいはしないこともありうる可能的な対象でありつづける。(1)と(2)の場合は経験的な誤謬のことが言われているのに対して、(3)の場合には超越論的な次元で何かが上手くいかなかったように思われる。

(a) 認識的議論

対応を真理基準と見なす解釈は——超越論的次元か経験的次元かに関係なく——カント解釈者の間では信頼を得ていない。しかも、カントが反実在論者の陣営に数え入れられるときにはとくにそうである。たいていカントの以下の議論が引き合いに出される。

真理は認識と対象との一致のうちにあると言われる。それゆえ、このたんなる名称説明に従えば、私の認識は、それが真と見なされるためには、客観と一致していなければならない。しかし、私は客観を私の認識と比較することができるのは、その客観を私が認識することによってであるにすぎない。こうして私の認識は自己自身を確証するが、しかしそれは真理のためには未だ十分ではない。というのは、客観は私の外部に存在し認識は私の内部に存在するからである。そうすると、私は、客観に関する私の認識が客観に関する私の認識と一致するかどうかを判定することができるにすぎない。説明におけるこのような循環を古代の人々は循環論法と呼んだ (Logik Jäsche, S. 50; vgl. KrV B83)。

経験的次元では上のカントの議論は、 p ならば x は厳密に真であるという図式に従って対応が基準として適用されることに該当する。たとえば、「ケルン大聖堂は二本の塔を持っている」という判断が真であるのは、ケルン大聖堂が二本の塔を持っているときである。純粹に認識的な議論としての狙いは、対応という基準が役に立たないことを証明することにある。対応—直覚の意味での真理が確認されるのは循環せずに、「ケルン大聖堂は二本の塔を持っている」という判断と客観、つまりケルン大聖堂の二本の塔そのものとの比較によってである。しかし、この客観をわれわれは判断と無関係に捉えることはできない。その客観は、私にはある認識の形式においてのみ与えられており、その認識の真理性は、最初の判断がその認識を基準として比較されることになる場合には、あらかじめ前提されているのである。それゆえカントは上の引用箇所では対応という基準を放棄し、整合性という基準を頼りにしているように見える。

超越論的次元での問題は、夢に見られたバラもカテゴリー的に適切に形成された対象であるという点にある。その対象は、夢における形成物としてその内容の点で客観的に実在的なバラと区別される必要はない。夢と現実の区別の問題においても、枠組みが十分に広く採られているならば、整合性が真理基準として受け継がれているように見える (vgl. Prolog § 13 Anm. III)。夢における形成物もあるいは幻覚によって垣間見られたものも確かにさしあたりは整合的でわれわれが頼りにしている経験的な合法性と一致していると見なされる。しかし、目が醒めた状態へと移行するとそのような一連の表象は途切れてしまう。つまり、夢の中の一連の表象は目が醒めた状態の表象の繋がりとは整合的ではない。ところが、カント自身は認識的議論をあまり重要視していない。カントにとってはの次の議論が前面に出ている。

(b) 意味論的議論

認識の内容に相当する性質としては、真理は個別の性質である。つまり、その性質は、対応する対象が異なればそれに応じて変化する。

真理が認識とその対象との一致のうちにあるならば、それによってこの対象は他のさまざまな諸対象から区別されなければならない。というのは、ある認識はそれが関係づけられる対象と一致しないならば、その認識がおそらくは他の諸対象に妥当するかもしれないようなあるものを含んでいようとも、偽だからである。ところで、真理の普遍的な基準というものがあるとすれば、それはあらゆる認識にその諸対象の区別なく妥当するようなものであることになろう。しかし、その基準においては認識のあらゆる内容（認識の客観との関係）が捨象されているのに真理はまさしくこの内容に関わるのだから、認識のこの内容の真理の徴表を問うのは全く不可能であり不合理だということ、したがって、真理の十分なしかし同時に普遍的な徴表を提示するのは不可能であるということ、そのことは明らかである（B 83）。

まず経験的次元に関して。真理基準が十分なものであるならば、その基準は普遍的ではありえず、反対に、真理基準が普遍的であるならば、その基準は十分なものではありえない。というのは、内容に関する基準への問いにおいては——カントによれば——「ある認識は、何らかの客観一般——それに関してはほんらい何も言われていない——とではなくまさしくそれが関係づけられる客観と一致するかどうかの問題だからである」（Logik Jäsche AA IX, 50f.）。したがって、「雪は白い」という判断は、その判断が雪に関係づけられ、雪の白さという性質によって真にされることによって真なる判断なのである。その判断の真理基準は「雪が白いときに「雪が白い」〔という判断〕は真である」によって表現されているが、しかし、「白い」という概念に関してはその真理基準は「白鳥が白いときに「白鳥は白い」〔という判断〕は真である」にも適用される。そして、それと類比的に「草が緑色であるときに「草は緑色である」〔という判断〕は真である」における真理基準も、「アマガエルが緑色であるときに「アマガエルは緑色である」〔という判断〕は真である」という事例が示すように、潜在的に無制限の適用事例を持つ。

雪だけでなく全ての白い対象は「白い」という徴表でもって同等に一致すると規定されるし、草だけでなく全ての緑色の対象が「緑色」という徴表でもって一致すると規定される。それゆえ、〔個々の判断を〕「真にするもの」の区別が求められているのだが、その区別のためには、そうした不確かな徴表では不十分である。さらに悪いことには、徴表の普遍性をあくまで要求する人は、同一の基準がある判断を真にし別の判断を偽にするということを受容することになるであろう。そうすると、たとえば「雪は緑色である」という判断は偽である。というのは、その判断はその判断の対象と一致しないからである。しかし、その判断は、たとえば草に妥当するものを含んでおり、それは——草に関係づけられて——「草は緑色である」といった判断を真にするので

ある。

こうした失敗からただ一つの結論が引き出される。すなわち、経験的真理に関しては、それが明らかに判断の個別の性質として選言的な性質を持つ¹²⁾ という点で、対応を基準と見なす解釈は挫折するということである。

真理差異の超越論的次元では対応を基準と見なすとどのようなことが起こるのか。超越論的次元ではその基準の機能は諸判断に客観的実在性を付与するという点にある。ある判断は、判断の構成要素と実在性の構成要素が一致する場合に超越論的に真である¹³⁾。そのような基準は判断の構成要素において、真理差異を持つあらゆる判断に妥当し実在性の構造においても同様に妥当するアプリアリな構造が問題である限りにおいて、じっさいに普遍的であろう。(判断を下すこととしての) 経験の可能性の諸制約——カテゴリー——はもちろん経験の諸対象の可能性の諸制約であるべきなのである (B 197)。

しかし、こうした理解においては主観的実在性を客観的実在性から区別できない基準は有効ではない。客観的に実在的な対象の経験的な諸規定が主観的に実在的な対象の経験的諸規定からほとんど区別されないのと同様に、どちらの対象もそれらがカテゴリー的に適切に形成されているという点に関してもほとんど区別されない。夢や幻覚がときどきだけでもアプリアリな諸規則に従ってただで——それは明らかである——、対応を〔真理〕基準として理解することを無効にするのに十分である。ここでもまた対応基準は整合性基準といった他の基準の助けを必要とする。

対応を真理基準として適用するさいに困難さがあるからといって、対応—直覚の意味での真理の説明が影響を被るわけではない。そのことを思い起こせば、本論稿の成果はわれわれをそれほど不安にさせることはない。対応がどのように確認されるかという問題は、対応としての真理が何であるのかという問題とは〔論理的に〕無関係なのである。

(高畑祐人 訳)

12) 選言的性質の概念については、vgl. G. Sher, On the Possibility of a Substantial Theory of Truth, in: Syntese 117 (1999), 133-172, ここでは S. 139.

13) こうした提案をしているのは、R. ハナである。The Trouble with Truth in Kant's Theory of Meaning, in: History of Philosophy, Vol. 10 (1993), S. 9.

規則に従うことの制度化？ モデルとしてのカントの法状態

ゲアハルト・シェーンリヒ

要旨

規則に従うことに関する問題は、とりわけクリプキのワイトゲンシュタイン解釈以来認識論に関連する枠組みで議論されているが、政治哲学の基礎づけ問題もまた記述している。規則に従う者の共同体は、ホッブズにおける全能の主権者リヴァイアサンのように振る舞うと思われる。この主権者を作り上げるのは、規則に従う者各人以外の何ものでもない。さて、本稿での考察は、この規則とそれに基づく制度の正当化への問いに対する最終的な答えとして、ある共同実践が事実的に機能することに満足するようなものになるわけではないであろう。記号論的な転回による、カントの自然状態の構想とのアナロジーで示されうるのは、規則と制度の正当化可能性が普遍性・平等性・相互性という規範的なモメントに依存しており、このモメントが規則に従う場合には必ず妥当するということである。

1. 古典的 - 実在論的な意味の理論への批判としての規則懐疑主義

規則に従うことについてのよく知られた理解は——周知のクリプキの批判¹⁾の成果がそれであるが——、パラドクスのままに終わる。その理解は、古典的 - 実在論的な意味の理論(Bedeutungstheorie)を通じて形づくられるある誤ったイメージ(Bild)に依拠する。パラドクスの展開によってわれわれが直面するのは、私は「+」という記号で加法関数(Additionsfunktion)を、あるいは「赤い」という述語で赤い表面を言い表している、といったような主張である。われわれはその場合に、そうした記号使用の過去の事例の内ですでに把握しているはずの「意味(Bedeutung)」を通じて、この主張を裏づけるように要求される。見ての通り、われわれは絶望的にも挫折する。われわれはアディション(Addition)をクワディション(Quaddition)から、プラス(plus)をクワス(quus)から区別できないのである。

懐疑論者によってこのイメージが構成されるとただちに、問題となっている「意味」、たとえば記号「+」の「意味」が正しく和と呼ばれうるものに対する標準(Standard)

を確定する。記号操作主体(Zeichenbenutzer)によるこの意味の把握はその場合に、「意味事実(Bedeutungsfaktum)」として特徴づけられる²⁾。これでもって言い表されているのは、そうした把握が何らかの仕方でのこれまでの自分の志向的生活の内に明確に示される——意味事実が実際に存在する場合であるが——、ということである。懐疑的論証の核心をなすのは、意味事実がキマイラであるとする証明である。この論証は——ここではウィルソンとソームズに従って——根底にある古典的な意味の理論の背理法(*reductio ad absurdum*)として理解される³⁾。基本テーゼは以下の通りである。

- (B) 記号(Zeichenmittel) M が客観(Objekt) O へと記号操作主体によって適用可能であるべきならば、次のような固有性(Eigenschaft) $I_1 \dots I_n$ が存在する。すなわち、この固有性は M というしるし(Zeichen)を O へと正しく適用するために構成的である。

記号論的に表現されるならば、そのような正しさを保証する固有性は解釈項 (I) であり、これが記号 (M) の客観 (O) との関係づけを可能にする。(B)が記述するのは、使用されているしるしに応じたあらゆる規則には、われわれ記号操作主体が単純に把握しなければならない内容がある、ということである。一つのしるしは一つの三項関係である。すなわち、解釈項によってそのように規定されているゆえに、一つの媒介物(媒介物)は一つの客観と関係する。たとえば、「赤い」という媒介物が正しく客観へと適用されるのは、その表面が赤い場合である。固有性としての表面の赤さが一つの解釈項の形で、「赤い」の適用に対する正しさの条件(Korrektheitsbedingung)を引き受ける。さて、こうした規則内容はいまここで事実として把握されて、自分のものにされなければならない(事実主義テーゼ(Faktualismusthese))。

- (F) 固有性 $I_1 \dots I_n$ が存在して、記号操作主体に対して記号 M の O への正しい適用を規則化するならば、その記号操作主体に該当する次のような事実が存在する。
すなわち、この事実はその固有性 $I_1 \dots I_n$ を
- (1) M に対する正しさの条件として明確にして、かつ
 - (2) 拘束力あるものとして設定する。

事実主義テーゼ(F)の内に特徴づけられるような「意味事実」は、ここでその二義性のために解体される。「意味事実」はまず、客観 O について固有性を把握することにその本質があり、そうした把握はその固有性が与えられている志向的体験のうちで明確になる。事実主義テーゼはそのかぎりではエピステマティック(epistemisch)な事態のみを要請する。この客観が固有性を指し示して、その固有性が解釈項として記号 M

の適用を規則の事例の一つにする、と記号操作主体は知っている。これを基礎とするならば、問題となっている規則の類型は「Yは文脈Kの中でXとして妥当する」という構成規則の類型となろう。しかし、なぜ記号操作主体はここでMをOに適用すべきなのであろうか。欠けているのは規範的な構成要素、つまり先記述的なモメントであり、このモメントによって認識されている正しさの条件が拘束力あるものとして、換言するならば、行為を導くものとして引き受けられて設定される。ある意味を捉えたとしても、さらに把握された内容に応じて行為するように強要することは説明されない。意味事実では同時に次の二点が言い表されている。すなわち、(1)適用に先行して正しさの標準を明確に志向することと、(2)適用に対して義務づけるものとしてこの標準を引き受けることである。

懐疑論者はいまや非事実主義テーゼ(Non-Faktualismusthese)として以下のことを示すであろう。

(NF) 次のような記号操作主体に関する事実は一切存在しない。すなわち、この記号操作主体は、

- (1) 固有性 $I_0 \dots I_n$ をすでに把握していることを裏づけて、かつ
- (2) 仮にそのような事实在存在するならば、その固有性を正しさの条件として拘束力あるものにすることができる。

クリプキ的懐疑論者の再構成で呈示されているのは、次のような状況である。固有性を正しさの条件と解するために、記号操作主体はMをOへと適用する前に固有性 $I_0 \dots I_n$ を把握していなければならない。さもなくば、その固有性は標準としてなど役立ちえないであろう。まさにこのことに対して、いまや懐疑論者が記号論的論証をもって異論をとる。記号操作主体は、所有者を欠く対象に対してのように固有性 $I_0 \dots I_n$ へと介入して、これを記号論的客観にする。しかし、その場合に引き続き記号操作主体がこの固有性を引き合いに出しうるのは、言語記号のようなまた別の記号(M)を使用することを通じてのみであり、そうした記号には再び適用のための正しさの条件が求められる。そのつど新たに組み入れられた媒介物のために、さらにまた別の解釈項へと背進することには、もはや終わりが無い。

ある無限の観察者が問題となっている固有性を事実上固定化しうると想定しよう。われわれは、彼には無限の背進を成し遂げる能力がある、と信じている。この観察者がその場合に見出すのは、これまでの適用事例の内の規則正しい構造——一つの模範——という事実にすぎず、クワスの仕方でも計算を続けることを決定的に排除するようないかなる事実でもない⁴⁾。無限の観察者は意味事実の規範的な構成要素を手中に収

めていない。つまり、問題となっている固有性をこれからの適用事例に対する正しさの条件として引き受けるわけではないのである。そして、正しさの条件を欠いては、あらゆる記号使用は任意のものとなる。懐疑論者によってラディカルなものにされた推論はその場合に、規則のパラドクス(Regelfolgen-Paradoxon)へと至る。

(RP) いずれの記号操作主体も、何らかの記号Mを適用することができない。

2. クリプキのホップズ主義

意味事実は規範を与えるものとして適していない。クリプキが提案するのは、記号操作主体からなる一つの共同体の規則に従う実践をこの役割へと組み入れることである。この実践によって事実主義テーゼ(F)で要請されることが正確に実行されるはずである。つまり、(1)正しさの条件を確定して、(2)妥当させるということである。

この「懐疑的解決」の不十分さが最もよく際立たせられうるのは、クリプキの分析を他の枠組みに入れてホップズのカテゴリーを手がかりにして再構成する場合である。実際、クリプキの言う規則に従う者の共同体は、ホップズの絶対的主権者と同様に振る舞う。ホップズの絶対的主権者と同様に無謬性——共同体は誤りえないという——を独自に要求して、絶対的な制裁力を賦与されているときに——、共同体はそれ以上の権力の審廷にも外在的な規範にも服従していない。ホップズ的な論証が持ち出されるならば、デウス・エクス・マキナのように舞台に呼び寄せられたクリプキの共同体主権者がいまや——ドラマトゥルギーに相応しく——一步一步導き入れられていく。

2.1 自然状態

前述のような「ホップズ＝クリプキ的(Hobbkesch)」な分析は、規則のパラドクスで記述されている状況を記号論的自然状態として構成するであろう。この状態では、あらゆる記号操作主体が正しさの条件に関する自分の見解を標準として押し通そうと試みる。非事実主義テーゼの内では確固たるものとされた古典的－実在論的な意味の理論の破綻は記号論的市民闘争へと、つまり「真の」意味をめぐる闘争へと至る。記号論的自然状態にある者おのおのが各人と各人との権利要求(*ius in omnia et omnes*)を行う状態にあり、換言するならば、おのおのが意味を独占するという要求を掲げる。これはまさに、おのおのがすべての記号に対する正しさの条件を確定しようと試みて、自分の確定に従おうとしない者を個人の制裁力で脅かすことを意味する。闘争状態が強制的なのは、記号論的自然状態にある者がその意のままとする記号論的資源一般という基礎のうえで、記号の使用に対する正しさの条件の安定したシステムを仕立てあ

げる可能性をまったく所有していないからである。この記号論的自然状態の資源とは何であろうか。

ホップズ＝クリプキの方法では、膨れ上がったウイトゲンシュタインの生活形式という見通のきかない絡みあいが還元不可能な構成要素へと分解されて、複雑な対象がこの構成要素からあらためて合成されうるかどうか、ありのまま吟味されることとなる。音声上の出来事、印刷用の黒インクからなる図形、腕の動き、円形や三角形の着色されたブリキなど、記号操作主体が扱う記号はいったん還元不可能なものとして妥当する。（ここではまだ、記号のトークンについて語ってはならない。というのも、タイプに対する関係は規則問題の解決を前提しているからである。）観察者の目の前に呈示されるようなこれらの記号が扱われるときには、みずから際立たせる規則正しい模範もまた還元不可能である。結局、自然的資源には個人の制裁活動も数え入れられ、これでもって個々の記号操作主体が記号を扱う自分の仕方をそのまま続けようとする。

記号論的自然状態のホップズ＝クリプキ的な構成によって、意味事実を求めることにいつまでも成功しないのはいかなる経験的問題でもないことが明らかにされる。必然的な仕方で意味事実が存在しえないのは、記号論的自然状態では他の資源を欠いているために、いかなる志向的介入も新たな記号を用いてなされて、その記号に関して要求される正しさの条件について新たな闘争となるからである。

記号論的自然状態の内では、他の人に先んじて——魔術を用いるシャーマニズムのようにおのずから規範的に拘束力をもって作用する意味へと特権的に接近する、といったような形で、あるいは並外れた個人の制裁力を通じて——優位に立つような人は一人も存在しない。まさにこの普遍的な平等性ゆえに、その場合にまた意味を所有する要求が相互に提出されて、それが個人の制裁力で裏打ちされる。各人が各人に対して自分の要求を押し通そうとする。だれも自分の制裁力の行使を放棄することはない。したがって、自然状態にある者の関係は普遍性・平等性・相互性という条件の下にあるが、これらの条件はここではしかしながら、決して規範的ではなく、純粋に記述的に理解されなければならない⁵⁾。つまり、不平等や相互関係の制限という事態へと自然に陥るならば、「人工的」な人間リヴァイアサンを作り上げなくとも、なるほど記号論的闘争は回避されるであろう。

2.2 規則共同体の制定

思考実験で遂行されているのは、契約の形式で規則共同体を制定することである。ホップズと同様に、ホップズ＝クリプキ的な構成もまた二つのステップを必要とする。つまり、(1)すべての契約の当事者が制裁力の行使を放棄することであり、(2)契約を通じて特権を与えられる者に全権を委任することである⁶⁾。

個人の決定力や制裁力が万人の行使の放棄を通じて束ねられるとともに、これにより絶対的主権者の地位に手が届くような最終審級へと譲渡される場合にのみ、記号論的闘争は終結されうる。このことは容易にあとづけられる。これほど判明ではないのが、全権委任という第二のステップである。記号論的な枠組みに入れるならば、このステップではホップズ自身の場合よりも厳密に輪郭が描かれると想定される。消極的な放棄とそこから結果的に生ずる特権を与えられる者への譲渡に加えて、この審級への全権委任という積極的なステップが遂行される場合にのみ、多数の記号操作主体からなる人工的な人間が作り上げられることに基づいて、規則に従う者の共同体が成立する。政治的な枠組みの内自己統治の権利の譲渡とされるものは、記号論的な枠組みの内では、規則内容ないしは意味を自己確定する権利を主権者へと譲渡することとして記述可能である。主権者が規則内容ないしは意味と記号との結合をあらゆる個人の代理として遂行しうるかぎり、このステップを通じてはじめて、規則共同体が実現する。主権者によって制裁力で裏づけられて事例の系列を続けることは全権委任を通じて、まさにそうするように個人によって意図されていたかのように見なされうる。主権者としての共同体による個々の記号操作主体の「代理」ないしは「代表」という定式化は、決定力と制裁力の譲渡を通じてではまだ決して成立しえない、新しいモメントである。なぜならば、それ自体ある記号使用に依拠するからである。全権委任のモメントを欠いては、ホップズ＝クリプキ的な規則共同体は不正な強制的共同体以外の何ものでもないであろう。このモメントでもってしかし、ホップズ＝クリプキ的な再構成には問題があることになる。というのも、記号主権者を規則共同体として制定した後にはじめて、記号使用は存在しうるからである。

2.3 制裁力の限界づけという問題

ホップズ＝クリプキ的な読みがこの件の最終的な結論にとどまるならば、その場合には共同体の無謬性に問いを立てるチャンスもなければ、共同体の無制限な制裁力を手なずけるチャンスもない。ホップズ＝クリプキ的な想定によれば、記号論的自然状態と規則共同体の制定との間にはいかなる第三のもの存在しないとされる。規則共同体を抑制しようとするのならば、たとえば正しさに対する上位基準としての真理のように、共同体の事実的実践に対する尺度の役割をはたす共同体の外部の規範的なものに頼らざるをえないことになる。この解決の方途はクリプキの懐疑的異議を通じて遮断されている。なぜならば、実践外在的な規範との関係づけは解釈項を必要とする記号の内でのみ生じうるからであり、そのさいにわれわれは解決のために絶対的主権者が指定されるような状況にまた陥るであろう。

しかし、そもそもわれわれにはいかなる代替案があるのか。ここでは二つの案が考えられる。いったん啓蒙思想以前へと、つまりポリス共同体というアリストテレスの

構想の段階へと立ち戻る案と、啓蒙思想が完成した、カントの法哲学の内へ導かれていくような段階へとステップをすすめる案である。

アリストテレスの実体的構想では、規則に従う個々の者はポリスとの対立からは理解されない。規則のパラドクスから結果的に生ずる記号論的市民闘争は、そもそも起こりえない。記号操作主体は、あとから付け加えられた思考実験を通じてはじめてみずからに対して規則に従う者の共同体を正当化しなければならないのではなく、自然本性上すでに共同体的存在なのである。すなわち、「人間は自然本性上ポリスの動物である。」（『政治学』1253a 2） 共同体の体制は規則に従う者の自然体制に基づいており、ただ教育を通じてその目的が展開されるだけでよい。自然本性の規範的な理解によって共同体は決定力と制裁力を賦与されると同時に、これらの権力を限界づける。絶対的主権者という像は、たとえその主権者が共同体の形をとったとしても、ポリスの内での平等という規範的に理解された関係とは両立不可能であろう。その像はポリスと対立する国であるペリオイコイに由来するものであって、そこでは非対称が支配している。

規範実在主義の内在的な困難をここで議論することができないのでこれを度外視すると、私が信ずるところでは、啓蒙思想とともに一度は達成された「規範的個人主義」⁷⁾ からもはや後退することはできない。この考え方にはもちろん、補完的な対立要素として、ホッブズ＝クリプキ的な想定のもとでモデル化されうる以上に強く規範的な共同体の構想が必要である。

3. モデルとしてのカントの法状態という構想

3.1 制度化の制度化

カントの法哲学がはたす寄与は実質的に、前述のような補完的な提案である。規則に従う個々の者から独立して絶対的な、規則の妥当性を保証するための制裁力の設立 (Errichtung) は、その理論的な目標ではない。むしろ、それは個人の社会化の過程を規則違反に対する制裁の脅迫と同等に扱うことである。カントの決定的な一手は実質的に、自然状態の構造的メルクマール、つまり普遍性・平等性・相互性を規範的に課すことである。区別を術語のうえで識別しやすくするために、制定すること (Instituierung) ではなく、制度化すること (Institutionalisierung) という語を、さらに正確には——ルーマンに依拠した定式化における——「制度化を制度化すること (Institutionalisierung der Institutionalisierung)」⁸⁾ という語を用いよう。一階の制度化は慣例や風習から制度を作りだす。二階の制度化がここで関係するのだが、これは手続き化された規則共同体そのものである。ルーマンは二階の制度化を決して規範的なものとして評価することができなかったが、カントの場合にはこれとは反対に、制度化の手

続きを通じて産み出される規範的なモメント（つまり普遍性・平等性・相互性）が同時にこうした手続きそのものへと適用されて、これでもってその手続きが再帰的なものとなる⁹⁾。

3.2 自然状態と意味の占有としての所有物論

カントの場合、自然状態の構成ははじめから、自然状態にとって代わる法状態へと寄生するものとして理解されねばならない。カントが自然状態からの脱却の原理 (*principium exeundi e statu naturali*) を基礎づけた論証は寄生論証である。私的に規則に従おうとする普遍的な試みは——カントの場合もそれによって記号論的自然状態が記述されている——、共同体的に規則に従うという記号論的平和状態に関与しており、これがまず制度化されるべきである。記号論的自然状態にある者は、規則に従うこと自体の制度化を規範的に、つまり命令されたものとして理解するために、共同体的に規則に従うための規範的資源をひそかに借り入れていると認めざるをえない。

カントの構成は記号論的自然状態により厳密な輪郭を与える。すなわち、所有者を欠いた対象のように意味を占有して他人の利用を排除する権利が、自然状態にある者のおのおのに与えられる。「意味」という表現が記号使用の正しさの条件を意のままにできることとして導き入れられるときに、これが言い表しうるのは、個人の記号操作主体によって確定されたこの条件にあらゆる他の記号操作主体は服従するべきであるということのみである。政治的に言えば、カントの自然状態は法を欠いたものではない。カントは私法について記述したが、これは公法へと移しかえられるものではない。記号論的にみると、自然状態にある者は試みに私的な規則に従おうとするが、これは共同体的実践へと移しかえられるものではない。正しさの条件の私的な解釈が記号操作主体と同じ数だけ存在するかぎり、またここでも摩擦は不可避となる。

3.3 法状態への移行

意味との関係づけを伴うクリプキの非事実主義テーゼは、プロト制度化というカントの構想の規範的な骨組みをあらわにする特殊な仕方で適したものとなる。というのも、意味との関係づけでもって非事実主義テーゼが首尾よく主張されるならば、他のすべての対象領域がただちに把握されるからである¹⁰⁾。意味の占有はその場合に、たんにカントの所有物論とのゆるやかな類比関係にあるだけではないではない。意味の把握ないし掌握は、さもなくば所有者を欠く客観を自分のものにするのである。そして、このことを通じてそれは客観に新しいステイタスを授けるであろう。このようにステイタスを授けることの規範的な含意に関して、規則共同体の制度化というカントの構想は根本的に三つの点で、制定というホップズ＝クリプキの記述的な構想から区別される。

1. カントにとって重要なのは、契約として一度固定化される決定力と制裁力の放棄とこれらの主権者への譲渡ではなく、決定力と制裁力の行使を条件の下に従わせる手続きである。カント的な契約とは、手続きそのものである。意味を占有する者は、占有を通じて所有から排除されている他のすべての潜在的な所有者とともに、一つの共同体へと手を結ばなければならない。共同体化するプロセス——規則共同体の根源的な制度化——は、制度の制度化(Institutionalisierung)を普遍性・平等性・相互性の下に従わせることにのみその本質がある。制度の設立(Errichtung)を通じた積極的な整備は——これがウィトゲンシュタイン的な言語ゲームの家族全体であるが——、どのような外観を呈しているとしても、これらの形式的条件を満たさなければならない。

この構想の要点で目指されているのは、制度の内容的な規則化がそのつどの生活形式の偶然性にまかされるということである。（アザンデ族のニワトリの神託と西ドイツ技術監査協会（TÜV）の設立とは規範的には同等の価値のものである。） 制度化の手続きにおける普遍性・平等性・相互性は、二次的に制度に服従する者の関係における普遍性・平等性・相互性を保証する¹¹⁾。われわれの記号論的問題構制へと置き移すならばこうなる。すなわち、記号使用の正しさの条件の私的所有は、すべての記号操作主体に対して（普遍性）、比較可能な環境のもとで同じ条件で（平等性）、所有を相互に保証しながら（相互性）、調整されなければならない。これらの条件を侵害して自分のものにされたものは、所有物のステイタスを維持しない。そのステイタスは手続きの正しさに負っている。

「意味」というメタ制度の制度化に対して、私的所有物のステイタスの手続き化は驚くべき帰結に至る。「意味」はなるほど、一組の正しさの条件として理解されている。意味を私的所有物にする試み、換言するならば、一時的な所有を持続的なものに変える試みは、普遍性・平等性・相互性という規範的なアスペクトを通じて形づくられている手続きとしてのみ可能である。公的な手続き合理性は、まさにこれらのアスペクトを排除する私的所有の内容に矛盾する。

カントが古典的 - 実在論的な意味の理論をプラトンのように主張する者であったならば、カントもわれわれも解決不可能なアポリアへと巻き込まれていただろう。しかしながら、ウィトゲンシュタインと同様にカントの前提のもとでは、いずれにしても自分のものにする手続きが前述の条件を満たしていないうちは、意味の私的所有はほとんど問題にならない。そして、手続きの適用でもって、私的言語を用いる者は意味の占有者として規則共同体の制度化をすでに承認している。彼が私的な意味と見なしているものは、もはや問題にならない。この私的な意味を通じて、「箱の中の物」（『哲学探究』第二九三節）というウィトゲンシュタインの具体例で示されていたように、単純に短絡させることができる。箱の中に何があろうとも、それは記号に対する正しさ

の条件を規定しえない。カントはリベラルな立場からこう告げる。短絡してはならない、と。だれもがカブトムシかあるいはカブトムシと見なしているものを持ち続けてもかまわない。それはその人の私的な事柄にとどまる。リベラルな規則共同体ならば、箱の内容に対してあらかじめ与えられた内容に関する条件すべてを自制するであろう。こうして、カントの構想は強制的共同体に反対するすぐれた議論を提供することになる。この強制的共同体は意味の所有に干渉して、操作と制裁の全権を委任された特権への通路となるにちがいないが、こうした特権は普遍性・平等性・相互性という制度化のための条件を侵害する。

2. カントの構想では、契約によって特権を与えられる者は、ホッブズ＝クリプキのように絶対的主権者としてではなく、手続きとして指定される。個人の制裁力の行使の放棄はその場合に、限界づけられることのない制裁力に至るのではなく、規則共同体の制度化を通じて限界づけられるものとして、それも記号操作主体の抵抗に関して限界づけられるものとして明らかになる。抵抗する記号操作主体は、総じて私的言語を用いる者のように制度化から逃れようとして、前述の正しさの条件を侵害するのである。いかなる言語ゲームが行なわれているのか、という問いについては、これでもっては何も決定されておらず、歴史的な規則共同体の偶然性に委ねられたままである。決定されているのは、いかにして意味の紛争が規則化されうるか、つまり手続き的なものとなるか、ということのみである。

3. 第三の論点は自己関係性である。すなわち、規則共同体の制度化はまさに制度化自体がその根底にある正しさの条件、つまり普遍性・平等性・相互性を産出する。正しさの条件は制度化過程の構造的メルクマールである。この種の実践は、その規範的な内実を外部から取り寄せるわけではなく、それゆえにまた外在的な規範を解釈しなければならなくなるという困った状況に陥ることはない。

解釈背進の抵抗は循環という代価を支払うように思われる。こうして、所有物制度は次の点にその本質があることになる。すなわち、たとえば他人が自分の所有物を利用することを排除するなど、所有者が一定の態度をとって、そうした排除が受け入れられると他人から所有者として扱われるということである。所有者がそうした態度をとるのは彼らがそのように扱われるからであり、そのように扱われるのは彼らがそうした態度をとるからである。以上のような実践は、所有物のステイタスとその規範的な帰結をまず最初に産み出すというところで、自己創造的である¹²⁾。所有物のような制度やこれに相当する意味のようなメタ制度にとって、自己創造的な循環が徴表として強調されるが、このことについて規則共同体を制度化するなかで不安になる必要はない。規則共同体の制度化の規範的な内実は——これを示しているのが寄生論証であるが——、その共同体が規則に従わないことを阻止する点ただそのみにその本質がある。これを「法外な事実」として、あるいはむしろ「哲学的な誇張」としたほうが

よいかもしれないが、いずれにしてもそういったレッテルを貼るかどうかは、そのような規則実践がその外部で規範と関係づけられないことを付け加えるならば、どちらでもよいことになる。（近堂秀 訳）

- 1) S. A. Kripke, *Wittgenstein über Regeln und Privatsprache*, Frankfurt a. M. 1987 (Orig. 1982).
- 2) G. M. Wilson, Semantic Realism and Kripke's Wittgenstein, in: *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol. LVIII (1998), S. 99-122; S. Soames, Facts, Truth Condition, and the Skeptical Solution to the Rule-Following Paradox, in: *Philosophical Perspectives*, 12, Language, Mind and Ontology, 1998, S. 313-348.
- 3) さらに次の文献を参照。Wilson, ebd., pp. 105ff. ここでは、用語のうえでソームズも従っているウィルソンの表現を変更して、以下の政治哲学に定位した考察と結びつくようにした。
- 4) Vgl. Kripke, S. 55.
- 5) Vgl. W. Kersting, *Die politische Philosophie des Gesellschaftsvertrags*, Darmstadt 1994, S. 65.
- 6) これについては、次の文献を参照。Kersting, ebd. S. 85ff.
- 7) Vgl. Kersting, XXX
- 8) Vgl. N. Luhmann, *Rechtssoziologie*, Reinbek 1972, S. 79.
- 9) Vgl. I. Maus, Zur Theorie der Institutionalisierung bei Kant, in: I. Maus, *Zur Aufklärung der Demokratietheorie. Rechts- und demokratietheoretische Überlegungen im Anschluss an Kant*, Frankfurt a. M. 1994, S. 249-336. (ここでは、特に S. 280.)
- 10) 次の文献もまた参照。C. Wright, *Wahrheit und Objektivität*, Frankfurt a. M. 2001, S. 270.
- 11) 次の文献もまた参照。Maus, ebd, S. 275.
- 12) Vgl. D. Bloor, *Wittgenstein, Rules and Institutions*, London/New York 1997, S. 29ff.

* 翻訳作業にあたっては、大阪大学の舟場保之氏から貴重なアドバイスを頂きました。この場をお借りして、感謝申し上げます。

戦争の記憶と記憶の戦争

——フランスにおける植民地主義の評価をめぐる論争¹⁾——

丸 岡 高 弘

伝統や記憶の共有（ないしはそれを共有しているという意識）が国民国家形成の重要な契機のひとつであることはアンダーソンやホブズボウムを待つまでもなく、つとにエルネスト・ルナンが1882年の有名な講演「国民とは何か」で指摘していることである。ヨーロッパ連合が最終的にどのような形態をとるのかはいまだ予測することが困難である。しかしフランスやオランダにおける国民投票の失敗という挫折はあったにせよ、欧州憲法をもとうとする意志の表明は、ヨーロッパが単なるプラグマティックな統合（経済統合、制度の統合等々）だけではなく、国民国家と同じような政治的実体、すなわち各人がそこに帰属感を感じ、欧州市民として自己同定できる、そのような存在になることを志向していることを示している。ルナンは、《過去の記憶を共有しているという意識と未来をともに生きるという意志》が国民意識の基礎であると考えたのであるが、ヨーロッパ市民は未来をともに生きるために、一体化して過去の記憶を共有することができるのだろうか？——こうした疑問は一昔前には現実の日程にはのほりそうにもない空想的な問題設定に思えただろうが、今やこれはすでに解決済みの問題とまでは言えないまでも、遠くはない未来に実現されるであろう課題でしかない。フランスとドイツは長く深刻で頻繁な対立の歴史をもったにもかかわらず、戦争（第二次世界大戦）の記憶が現在において深刻な葛藤の原因とはならない。もちろんそれは自然にそうなったのではなく、両国のさまざまな努力の結果であることは言うまでもないが、とりわけドイツが誠実なそして徹底的な歴史の清算を行なったことが最大の原因であるに違いない。それに比べて未だに歴史問題をひきずっている日本の拙劣さは目を覆うばかりである。

しかしそれではヨーロッパにはもはや歴史問題は存在しないのだろうか？ もちろんそうではない。というよりむしろヨーロッパはある意味では日本よりももっと深刻な問題を抱えていると言える。いまやヨーロッパには大規模な人口移動のために、明白に異なった歴史・伝統・記憶をもった社会集団が無視できない大きさで出現しつつ

1) 本論文は2006年度南山大学地域研究センター共同研究助成による研究成果である。

ある。しかもかれらが体験した歴史はヨーロッパと全く無関係なのではない。むしろ交錯し、葛藤的な関係をもった歴史（植民地主義の過去）をヨーロッパとは逆の立場から共有している。そしてそれは「戦争の記憶」が「記憶の戦争」を誘発する危険を内包している。こうした点を検討するために、本論では2005年2月に成立したひとつの法律がフランスの国内外に重大な論争をひきおこした経緯を紹介し、この論争の分析を通じて現在のフランスが抱える深刻な問題、「歴史の亀裂」という問題について考察してみたい。

【2005年3月25日の「政府公認歴史教育拒否アピール」】

2005年3月25日、ル・モンド紙にクロード・リオジューを初めとする6名の著名な歴史家によって「植民地主義：政府公認歴史教育は拒否」と題したアピールが発表された。アピールは「フランス人引揚者にたいする国家の感謝表明と交付金支給に関する2005年2月23日の法律」（以下、「引揚者援護法」と略称する）の第四条に抗議し、その廃止を要求するものであった。「引揚者援護法」の四条には次のような規定が含まれていた。

大学における研究プログラムにおいて、海外とりわけ北アフリカにおけるフランスの存在の歴史に対して、それにふさわしい位置づけを与える。

学校教育のプログラムは海外とりわけ北アフリカにおけるフランスの存在の肯定的な役割を認め、当該地域出身のフランス軍兵士の歴史と犠牲に対して、それにふさわしい卓越した位置づけを与える²⁾。

かれら歴史家がこの条項に抗議の声を上げたのは、まず第一にそれが国家権力による歴史研究・教育への介入になるからであり、第二には、それは歴史を改竄するものだからである。植民地主義の歴史は犯罪的行為をとまなっており、時にはジェノサイドと形容できるほどの大虐殺もあったし、奴隷制度もあった。さらには現在の人種差別主義が植民地主義に根をもっているという事実もある³⁾。植民地主義の「肯定的役割」のみをとりあげることはこうした過去の否定的側面を隠蔽する結果になるだろう。そして最後に、おそらく最も重要なのは第三の理由だが、それは次のように述べられている。

2) LOI n° 2005-158 du 23 février 2005 portant reconnaissance de la Nation et contribution nationale en faveur des Français rapatriés

3) この点は2005年1月に発表された「共和国の原住民」アピールと同じ主張である。「共和国の原住民」アピールはフランスにおけるマイノリティーの自己表象のあり方について重大な問題を孕んでいると思われるが、この点については稿を改めて論じたい。

この法律は国家主義的な共同体主義を法制化しているが、その反動ですべての過去を剥奪されたグループの共同体主義を誘発する恐れがある⁴⁾。

「共同体主義」という言葉はフランスでは明確に否定的なニュアンスでもちいられる表現だが、国家のなかで小共同体が並立し、それぞれが固有の習慣（場合によれば法律）をもち、固有のアイデンティティを自覚して、相互の間に交流がない状態をいう。つまり、フランス国民である以前に、イスラム教徒であるとか、アルジェリア系住民、あるいは「生粋の」フランス人という意識をもち、他の集団との交流を拒否する。歴史意識が個人のアイデンティティ形成に重要な役割をはたすとすれば、つまり自分がどんな社会集団の「体験」（記憶）を引き継いでいるかという意識が社会の中で自分をどんな風に位置づけるかについて決定的な要因になるとすれば、歴史意識の亀裂は市民のアイデンティティの亀裂に直結することになり、そしてそれは「共同体主義」的の社会を発生させてしまう。「引揚者法」第四条は植民地主義を支持するような反動的な心性の反映であり、植民地主義の犠牲者となった人々への配慮と想像力を欠くという意味で「国家主義的な共同体主義」への自閉に他ならない。しかし、植民地時代を懐かしく思う人たちが（そういう人たちだけが）抱懐するような歴史認識が法律で明言されることになると、植民地主義を被支配者として体験した社会集団に属する人々はそうした歴史認識を共有できない。つまり植民地主義の「肯定的側面」を強調し法制化することは、マイノリティーには容認できない特殊な（そしてマジョリティー特有の）排他的記憶を出現させ、それは結果的に、マジョリティーの記憶を共有できないマイノリティーに対してマジョリティーと共有できないかれら独自の特殊な記憶を主張させることになるだろう。共同体主義はそれと対抗する共同体主義を惹起する。そしてそれは記憶の戦争を誘発するだろう——これがリオジュー等6人の歴史家が憂慮することがらであったのだ。

【2005年の「引揚者援護法」とはどんな法律か】

1962年の独立で植民地アルジェリアからフランスに「引き揚げた」人々には二種類のグループが存在した。つまり一方で非イスラムのピエ・ノワールと呼ばれたヨーロッパ系の人々⁵⁾、他方でアルキと呼ばれたイスラム系のフランス軍現地補充兵部隊である⁶⁾。前者のピエ・ノワールは90万人程度、その大半がフランスに引き揚げたと

4) 《Colonisation: non à l'enseignement de l'histoire officielle》, in *le Monde*, le 25 mars 2005, p. 15

5) これにはアラブ系住民とは異なり1870年という早い時期にフランス国籍を取得した現地出身ユダヤ系住民も含まれる。

6) 現地補充兵の家族や親フランス系イスラム教徒もこのカテゴリーに含まれる。

言われている⁷⁾。一方、26万人程度いたイスラム系フランス軍兵士・現地補充兵部隊・親フランス系住民はアルジェリア独立後、その家族も含め、10万人弱の人々がフランスにわたり、フランス人として生活するようになった。

アルキは独立派勢力からは裏切り者と見られ、独立時に独立派住民の報復行為の犠牲になった者も多かった。またフランス政府もかれらをフランスに受け入れることに消極的で、フランスに移住できた者も困難な生活を送ることを余儀なくされた。またピエ・ノワールは搾取者⁸⁾と見なされていたから反植民地主義的なフランス左翼から歓迎されるはずもなかったし、また植民者の頑な態度が事態を紛糾させたと考えたド・ゴールの政府もかれらに対して冷淡な態度をとっていた。しかしピエ・ノワールたちはフランス社会に問題なく適応し、容易に生活を安定させることに成功した。それに対してアルキは新しい環境への順応に困難をおぼえ、長い間、劣悪な生活環境の中で放置されていた。引揚者援護法はこうした人々に対するフランス社会の精神的な補償という面もあったが、そもそも引揚者のなかにはアルジェリア独立で現地に所有していた財産を失った者も多かったから、そうした意味でも歴代政府がこの法律を含め、一連の補償法を制定したり援護策を実施したのは当然のことではあった。とはいえ、このような特定のカテゴリーの住民への支援策を票目当ての政治家が選挙対策に利用するということはどこでもありがちなことであろう。実際、2005年の援護法も引揚者が多い選挙地盤の議員たちが推進して制定されたものだった。

この法律の本来的な立法の意図は引揚者への年金制度・生活支援であったのだが(6条～11条)、それに先立った1条から5条においては引揚者の「名誉回復」という面が強く強調された。その各条を以下に要約的に紹介しよう。

第一条：旧植民地において「フランスによって成し遂げられた業績に寄与した人々」への国家の感謝の意の表明と、植民地独立で損害を被った人々の被害を認め、かれらに賛辞を捧げる

第二条：(独立派による)エヴィアン協定違反行為による民間人犠牲者を戦死軍人と一緒に顕彰する

第三条：独立戦争を記念する財団設立

第四条：大学で植民地主義について正当な評価を行えるよう研究推進(第一項)、学校における植民地主義の「肯定的役割」の教育(第二項)

第五条：アルキへの侮辱・中傷行為、および独立時、アルキに対してなされた犯

7) 他のマグレブ諸国からの帰還者とあわせて150万員程度の間人が脱植民地化の過程でフランスに「引き揚げた」。

8) とはいえ数的には大部分が労働者・都市プロレタリアートであり、搾取の張本人と見られることは不当であるという意識を強くもっていた。

罪行為擁護の禁止

ここに見られるように、第四条（特にその第二項）は明らかな勇み足で、これに対して集中的に批判が浴びせられたのだが、精神としては第一条から第五条の他の部分もそれと大きな差がないことは明らかだろう。ピエ・ノワールがすべて植民地の搾取者であったというのは間違いだし、アルキが祖国（アルジェリア）の裏切り者だというのは不当な中傷と言うべきであろう。かれら自身も、フランスが植民地主義という不幸な過去を清算する作業の犠牲者だったのだ。しかしそうした人々に対する配慮や復権の試みが、植民地主義そのものの復権の誘惑とつながりかねないことは容易に想像可能である。第四条第二項はもともとの法案ではなくヴァネストという議員が審議中にもぐりこませた修正案で、皆があまり注目することもなく採択されたものなのだが、しかし植民地主義について「自虐史観」から脱却したいという欲求はフランス政界・言論界にずっと底流としてあった⁹⁾。実際、2003年3月5日にジャン・レオネティ、フィリップ・ドゥスト＝ブラジ（2005年6月から外相）を筆頭とする110名程の議員の共同提案で「フランスが現前していた時期にアルジェリアで生きたフランス市民全員のポジティブな業績が公的に認められる」という条項だけからなる法案が提出されている¹⁰⁾。この法案は国民議会の文化・家族・社会問題委員会で審議されたもののそのまま廃案になったのだが、引揚者支援などのプラグマティックな目的を持たない、単に歴史認識のみを表明した奇妙なこの法案は、植民地主義の過去再評価の欲求が具体的な政策とは独立して存在していたことを明確に示すものであろう。どうしてこうした欲求がこの時期に発生したのだろうか。ここには相反する二つの要素が動機として作用しているように思われる。その第一は復古主義・懐旧主義、第二は現在に対する新共和主義的危機感である。前者は要するにフランスの過去の栄光（フランス植民地帝国）を懐かしんだり、あるいは単純に過去を美化したいという審美的態度であり、そしてそこには旧植民地で植民者として生活した人々の自己肯定の欲求が含まれる。それにたいして、後者は過去ではなく、むしろ現在の状況認識から出発する。つまりそれはどちらかと言えば左翼的な発想であり、植民地主義批判を共和主義の全面的否定と考え、多文化主義による共和主義の弱体化に対抗する言説を構築しようとするのだ。

9) この法律の成立事情とそれを推進した政治勢力については Romain Bertrand, *Mémoires d'empire : la controverse autour du «fait colonial»*, Edition du croquant, 2006 に詳細な分析がある。

10) 《Proposition de loi (No 667) visant à la reconnaissance de l'œuvre positive de l'ensemble de nos concitoyens qui ont vécu en Algérie pendant la période de la présence française》, <http://www.assemblee-nationale.fr/12/propositions/pion0667.asp>

【法律の政治問題化】

最初はさほど注目されなかったこの法律もル・モンド紙での「政府公認歴史教育拒否アピール」などによりやがて政治問題化していく。まずこの年の6月7日、アルジェリア独立以来、ほぼ一貫して政権与党だったFLNが引揚者援護法にたいして抗議のコミュニケを発表し、この法律が「植民地主義を讃え」、「反動的な歴史観を法制化し」、「きわめて醜悪な行為を隠蔽して植民地主義の野蛮さ」を正当化しようとしていると批判する¹¹⁾。当時、フランスとアルジェリアの間では「1963年にドイツと結ばれたエリゼ条約」にも匹敵するとされる友好条約が締結寸前だったのだが、それが引揚者援護法のために頓挫してしまう¹²⁾。この法律をめぐる論争がおこったために外相ドゥスト・ブラジーが2003年の法案の共同提案者であったという事実も遡及的に問題化され、外相のアルジェリアとの外交交渉責任者としての適格性そのものが問題とされるようになった。そしてやがてアルジェリアの大統領ブーテフリカもフランスへの批判を繰り返すようになる。引揚者援護法は「否定史観、歴史修正主義」であり、「どうして一国の議会がアルジェリア国民全体を虐殺するという罪を犯した植民地主義を賞賛し、フランスの存在が植民地支配を受けたアルジェリア人に対して貢献をしたなどと主張することができるのだろう」と述べる¹³⁾。一方、フランスでも保守派政治家たちはブーテフリカ大統領のこうした激烈な批判に対して反発するものもでてくる。歴史認識をめぐるこうした挑発と反発の連鎖は日本での状況を彷彿とさせるものがある。

やがてその秋、日本でも大きく報道されたフランスの都市郊外での大規模な騒乱事件が発生する。郊外は移民ないしはその子弟が集住する地域であったから、実態がどうであったにせよ、この騒乱事件は旧植民地出身者のフランス社会に対する蜂起として、双方から（フランス社会からも、そして旧植民地出身者の側からも）意識される傾向があった。実際、哲学者フィンケルクロートは新聞のインタビューを受けて事件をそのような仕方でもとめている。すなわち、かれによれば2005年秋の都市郊外騒乱事件は「黒人とアラブ人」による共和国に対する破壊活動だったのだ¹⁴⁾。

長期にわたったこの騒乱事件を沈静化するために政府は11月8日のデクレで「1955

11) 《La résurgence du passé colonial jette un froid entre Paris et Alger》, article du *Monde*, le 11 juin 2005, p. 2

12) 《Les mots de la rancœur continuent de faire obstacle à la réconciliation franco-algérienne》, article du *Monde*, *ibid.*

13) 《Le président algérien accuse la France de “cécité mentale”》, article du *Monde*, le 5 juillet 2005, p. 4

14) フィンケルクロート発言の分析については拙稿「フランスにおける反人種差別主義的ディスクールの危機」(『南山大学ヨーロッパ研究センター報』第12号、2006年3月、p. 25～49) 参照

年4月3日の法律」(55-385号)を適用して緊急事態令を発令したが、この法律はアルジェリア独立戦争の際に成立したものであったし、また1961年10月17日、FLNがパリでエヴィアン交渉に圧力をかけるためにおこなったデモの際にもこの法律が適用されて夜間外出禁止令がだされ、その時、パリ警視庁長官モーリス・パボンの指示で行なわれた厳しいデモ規制で多数のデモ参加アルジェリア人が警察の手にかかって殺害されている¹⁵⁾。従って、こうした経緯をもった緊急事態令は、意図されたものではないにしても、結果としてきわめて挑発的な措置となった。それはマイノリティーのフラストレーションにたいする配慮に欠けるというだけではなく、マジョリティーにたいしてもアルジェリア独立戦争の際と同じような民族的対立感を煽り立て、「記憶の戦争」を誘発・激化させる危険性のある措置だったのである。

歴史家の批判やアルジェリアの抗議をみて問題の深刻さを初めて認識した社会党は国民議会で引揚者援護法の四条廃止提案をおこなう。社会党は批判が集中した四条二項だけではなく四条全体の削除を提案した。それは植民地主義の「肯定的な役割」の「法による公認」は論外としても、そもそも「議会には大学における研究プログラムは言うに及ばず学校の教育プログラムを決定する権限はない¹⁶⁾」からである。この社会党提案は11月29日、国民議会で議論されるが、与党が正式審議を拒否し、廃案となる¹⁷⁾。

折しもその年の12月2日はナポレオンのアウステルリッツ会戦200周年にあたり、ヴァンドーム広場や現地アウステルリッツで記念式典がおこなわれた。しかしアンヴァリッドに遺骸がまつられているこのフランスの「偉人」の戦勝を記念する式典に大統領も首相も出席しない¹⁸⁾。シラクはともかく首相のヴィルパンはナポレオンに関

15) 死亡者の正確な人数については当時の警察発表の「数人」からFLN側の「300人」まで、論争があってまちまちである。

16) 《Rapport fait au nom de la Commission des Affaires culturelles, familiales et sociales sur la proposition de loi (No 2667) de M. Bernard Derosier et plusieurs de ses collègues visant à abroger l'article 4 de la loi No 2005-158 du 23 février 2005 portant reconnaissance de la Nation et contribution nationale en faveur des Français rapatriés》, par M. Bernard Derosier. Rapport No 2705, Document mis en distribution le 25 novembre 2005, p. 9. この報告書は国民議会のサイト (<http://www.assemblee-nationale.fr/12/rapports/r2705.asp>) で入手可能である。四条全体を否定するこうした議論は当然「トビラ法」とも関わってくる。トビラ法については後で論じるが、援護法4条と同じような大学研究プログラムや教育プログラムへの言及を含んでいるからである。実際、社会党法案提案代表者ドロジエはトビラ法に言及し、この法律の内容自体に誰も異議を唱えないが、教育への干渉という点で「不幸な先例」となっていると述べる。(ibid.)

17) J. O., Année 2005 - No 99 A. N. (C. R.), p. 7623

18) 《Ni Chirac ni Villepin ne commémore Napoléon accusé d'esclavagisme》, article du *Monde*, le 30 novembre 2005, p. 10.

する著作もあり、その心酔をかくさなかったにもかかわらずである。何故か？ それはフランス革命の際にいったん廃止された黒人奴隷制度が、ナポレオンによって1802年に再開されていたからであり、フランスの海外県出身者（とりわけカリブ海の黒人奴隷の子孫の多い地域）の団体がその点を問題視していたからである。引揚者援護法のために世論が歴史問題に敏感になった中、騒ぎを大きくしないための政治的配慮だったのだが、しかしこの欠席自体が注目を浴びてしまう。大統領・政府のこうした態度にとりわけ反発したのは与党議員たちだった。かれらはそれを「ポリティカリー・コレクトの圧力」にたいする妥協と感じ、「改悛至上主義という現代特有の傾向」を強く批判する¹⁹⁾。これに歴史学と政治の無原則な相互干渉を嫌う歴史家の批判が加わる。高名な歴史家ル・ロワ・ラデュリはフィガロ紙で「政権担当者が海外県の圧力に屈した」ことを批判し、「ルイ13世からルイ＝フィリップにいたるまでのフランス国王が奴隷制度の共犯者だったという理由で、かれらの行為を記念する行事を将来にわたってすべて禁止しなければならないのだろうか」と自問する²⁰⁾。

一方、海外県出身者は12月3日にアンヴァリッドでデモをおこなう。掲げられた横断幕には「ナポレオン＝奴隷商人＝犯罪者。ナポレオン賞賛は拒否する。歴史の偽造は拒否する」と書かれ、デモ参加者の一人は政府が「奴隷制度の肯定的役割を強調」しようとしていると憤慨する²¹⁾。ナポレオン戦勝公式式典と引揚者援護法を意図的に短絡させて結びつけたこうした発言は、不用意に採択された法律がフランス国内にうみだした緊張を如実に表現していると言えよう。

しかし波紋はこれだけにはとどまらなかった。内務大臣サルコジが予定されていたマルチニック・グアドループ訪問を取り消すことを余儀なくされたのだ。それはマルチニックのネグリチュードの詩人エメ・セゼールが内務大臣の表敬訪問を受ける意志がないと明言したためだった。エメ・セゼールは高名な文学者であるが、政治的にも重要な役割をはたし、長い間、マルチニック選出国會議員をつとめ、80歳を超えて政界を引退した今もフォール・ド・フランス市の名誉市長だった。かれは内務大臣との会見を拒否するのは「『植民地主義論』の著者として2005年2月23日の法律の精神と文言を支持するような態度をとることはできない」からだと述べた²²⁾。その他、マルチニックの地方議員や労働組合関係者が、秋の暴動の際のサルコジの移民に対する挑

19) 《Polémique autour des célébrations du bicentenaire de la bataille d'Austerlitz》, *Le Monde fr.*, le 3 décembre 2005 (<http://abonnes.lemonde.fr/cgi-bin/ACHATS/ARCHIVES/archives.cgi?ID=0e49a919f926a14cc3e75811548b600abb2206a33c5b95>)

20) 《Napoléon boycotté, l'Histoire amputée》, article du *Figaro*, le 1er décembre 2005

21) 《Des associations d'outre-mer manifestent contre la "falsification de l'histoire"》, article du *Monde*, le 6 décembre 2005, p. 12

22) 《Aimé Césaire refuse de voir Nicolas Sarkozy》, article du *Monde*, le 7 décembre 2005, p. 11

発的な発言に抗議して、かれの来訪にあわせてデモを計画しているという報道もサルコジの日程変更の理由となったようである。

このように外国政府の抗議だけではなく、海外県出身者の強い反発もうけて、シラク大統領はこの問題の政治的出口を模索せざるをえなくなる。こうしてかれは12月9日、国民議会議長ジャン＝ルイ・ドゥブレに「記憶と歴史に関する議会の活動を評価するための多党派委員会」を結成して問題を検討するよう要請する²³⁾。そして最終的に2006年1月25日の大統領コミュニケで次のように述べて、引揚者援護法の第四条第二項をデクレによって廃止することを発表する²⁴⁾。

共和国大統領は2005年2月23日法がすべてのフランス人引揚者およびあらゆる出自のフランス軍兵士に対して正当に必要な賛辞を捧げるものであると考えている。しかし第四条第二項は国民の多くに疑問と誤解を生じさせた。国民の和解を回復するためにはそうした疑問や誤解を解消することが必要である。自国の歴史に関して国民は結集しなければならない²⁵⁾。

こうして2月15日、デクレ2005-158号で問題の条項は廃止されたのである。

【もうひとつのアピールと問題の拡大】

このように2005年初頭の法律成立から2006年初頭まで、丸々一年間、引揚者援護法の「植民地におけるフランスの存在の肯定的役割」をめぐる、フランス政府は外交的にも内政的にも（とりわけ常に微妙な問題を孕まざるをえない海外県との関係において）窮地に追い込まれ、最終的に第二項削除を余儀なくされるのだが、大統領がドゥブレ委員会設置（四条修正への舵きりの意志表明であることは明白だった）を発表したその数日後の12月13日、「歴史の自由アピール」と呼ばれる新たなアピールがリベラシオン紙に発表される。これは歴史認識問題を単に特定の法律の問題箇所への反対というのではなく、もっと大きな枠でとらえなおして新たな問題提起をしたものだった。このアピールの共同署名者19名のなかでは、エリザベート・バダンテールや

23) 《Mémoire coloniale: Jacques Chirac temporise》, article du *Monde*, le 11 décembre 2005, p. 9

24) http://www.elysee.fr/elysee/elysee.fr/francais/salle_de_presse/communiqués_de_la_presidence/2006/janvier/loi_du_23_fevrier_2005_communique_a_propos_de_l_entretien_du_president_de_la_republique_avec_le_president_de_l_assemblee_nationale.38884.html

大統領は国務院に当該箇所が「立法的」法文ではなく「規則的」法文であること、したがって立法措置によってではなくデクレによって改正することが可能であることを確認させた。議会による条項削除ではなくデクレによるそれを選択したのは論争を激化させないための政治的配慮であることは明白である。

25) *Ibid.*

ジャック・ジュリヤールなど「反多文化主義的（あるいは新共和主義的）左翼」知識人の存在が注目されるが、その他ルネ・レモン、アラン・ドゥコー、ジャン＝ピエール・ヴェルナン、ピエール・ノラ、モナ・オズーフなどフランスを代表する第一級の歴史家が名前をならべている。

このアピールはまず、「近年、ますます頻繁に政治が過去の出来事の評価に介入するようになり、また歴史家や思想家が裁判にまきこまれることが多くなった」ので、そうした事態に深い憂慮をおぼえていると述べる。アピール署名者によれば歴史は宗教でも、道徳でも、単なる記憶でもない、科学である。だから歴史学にとって大事なことは厳密な方法による事実の確定であり、決して過去を「裁判する」ことではない。そして「自由な国において、歴史的真理を確定する権利を持っているのは議会や司法権ではない」として、引揚者援護法のみならず、これまで採択されたすべての「歴史の記憶」関連の法律を廃止するよう要求する。何故ならば、そうした法律は歴史的判断を法文に明記することによって「歴史家の自由を制限し、歴史家に調査対象・研究対象を指示してそれに従わなければ罰則をあたえ、研究方法を規定し、制限を設け²⁶⁾」ているからである。

このアピールが言及した「歴史の記憶法」とは、2005年の引揚者援護法の他、三点ある。それは

- 1) ゲソー法（「人種差別、反ユダヤ主義その他の排外主義的行為を抑圧するための1990年7月13日法」：90-615号法）
 - 2) アルメニア法（「1905年のアルメニアにおけるジェノサイドを確認する2001年1月29日法」：2001-70号法）
 - 3) トビラ法（「奴隷売買と奴隷制度を人道に反する罪と認める2001年5月21日法」：2001-434号法）
- であった。

まずゲソー法だが、これは法律の正式名称が示す通り、民族・人種・国民・宗教にもとづくあらゆる差別を禁止することを主眼とした法律であった。歴史研究との関連で問題になったのはその第9条である。9条は1881年の出版自由法を改正する条項を含んでいた。すなわち1945年のロンドン協定で定義された「人道に反する罪」で有罪になった組織のメンバーその他がおこなった罪を否定する見解をなんらかの手段により公表した場合、それを罰するという規定がこの法律にはあったのである。これは、1980年代、歴史学の常識に反してナチスによるユダヤ人虐殺の存在自体を否定する見

26) 《Liberté pour l'histoire: Une pétition pour l'abrogation des articles de loi contraignant la recherche et l'enseignement de cette discipline》, article de *La Libération*, le 13 décembre 2005, p. 35

解が頻繁に繰り返されており、それに対処するためのものであった²⁷⁾。

第二のアルメニア法は「フランスは1915年にアルメニア人に対するジェノサイドがあったことを公式に確認する」という一条だけで構成された法律である。これは第一次世界大戦中の1915年、ロシアとの戦争にそなえるためにオスマン帝国政府が国境地帯のキリスト教系住民アルメニア人を迫害し、多数の死者がでた事件にたいする言及であるが、アルメニア人はこれをトルコ政府による計画的なジェノサイドであると主張し、トルコ政府はそれを否定して、トルコの欧州連合加盟ともからんで国際的な論争の的になっている。フランスにはある程度アルメニア出身者のコミュニティが存在しているし、また欧米諸国で一般にかれらに対する同情・共感が強いことは事実であるが、歴史認識（しかも外国の）のみを含んで規範的価値をもたない点できわめて特異な法律と言わざるを得ない。しかし国民議会で全会一致で採択された²⁸⁾この法律は制定された当時、トルコとの関係悪化を懸念する声はあったものの、フランス国内ではさしたる反発も（そしてある意味では、反響も）呼ばなかった²⁹⁾。この法律がフランスで制定されることが何故必要であるかという論拠として国民議会での審議の際のジョルジュ・サール議員の法案支持演説の次のような箇所は代表的なものと言える。

1915年の出来事に法律で正しい名称を与えることはまず第一に歴史の真実を樹立することになります。(……)

この真実を確立すること、それは単に記憶の義務や人権そしてフランス共和国の普遍的価値に対するわれわれの愛着を表明することを意味しているのですが、それだけではありません。それはさらに集団的記憶喪失に対する終わりなき戦いに参加することでもあるのです³⁰⁾。

27) 歴史家 Pierre Vidal-Naquet は1987年に出版された *Les Assassins de la mémoire* (La Découverte) の序文で「二年前から《修正主義史観》の試み、つまりヒトラーのガス室など存在しなかったと主張し、精神病患者、ユダヤ人、ジプシー、きわめて劣等であると見なされた民族のメンバーたとえばスラブ人、などが虐殺されたという事実を否定する試みが不安を感じざるをえない程、激しくなっている」と述べている。(éd. de 1995, p. 7)

28) <http://www.assemblee-nationale.fr/11/cra/2000-2001/2001011809.asp>

29) トルコによるアルメニア人ジェノサイド問題に関しては、イギリスの歴史家バーナード・ルイスがル・モンドでのインタビュー（1993年11月16日、ル・モンド・エディション編『《ル・モンド》インタビュー集、哲学・科学・宗教』産業図書、1995年刊に集録）でトルコ側に民族絶滅の意図や計画がなかったのでジェノサイドと形容しがたいと発言したことについて、アルメニア系住民から訴えられ（《Le Forum des associations arméniennes poursuit l'historien Bernard Lewis》, article du *Monde*, le 19 mai 1995）、パリ大審裁判所で敗訴して1フランの損害賠償金を支払うよう命じられている（《Bernard Lewis condamné pour avoir nié la réalité du génocide arménien》, l'article du *Monde*, le 23 juin 1995）

第三のトビラ法はアルメニア法と同じ年、仏領ギアナ出身のクリスチアンヌ・トビラ議員の発議で成立した法律である。その第一条は「フランス共和国は大西洋横断黒人奴隷売買とインド洋奴隷売買およびアメリカ、カリブ海、インド洋、ヨーロッパで15世紀以来おこなわれたアフリカ人、アメリカ・インディアン、マダカスカル人、インド人にたいする奴隷制度が人道に反する罪であると認める」と宣言する。つまりこれもアルメニア法同様、まずなにより歴史的認識を法律で規定することを主眼としているのである。その他、第二条では奴隷制度の歴史の教育・研究を推進することがうたわれ、第三条で奴隷制度が人道に反する罪であることを国際機関にも承認させる努力をおこなうことが明記される。さらに第四条では奴隷制度廃止記念日について言及され、そして第五条で1881年の「出版の自由法」を改正して、奴隷の記憶を擁護する団体が奴隷問題に関する中傷的発言・意見表明に対して民事訴訟の原告となれることが規定される。この法律も国民議会で、超党派で全会一致で採択されている³¹⁾。

この「歴史の自由アピール」は非常に大きな反響を呼んだ。それは何よりもゲソー法が批判対象に含まれたからである。ゲソー法は言論の自由を制限する内容を含んでいたから制定当時、一部の人権団体（人権協会など）の反対があったことは事実である。しかし当時、勢力を着実に伸長させ続けていた極右政党国民戦線の半ば暴力的な言説や歴史の捏造への対抗手段としてやむをえないというコンセンサスがフランスでは徐々に成立していた。ユダヤ人虐殺の否定がスキャンダラスなものと感じられるというのは感覚的に理解できる事柄であるし、またそれはフランスの内なるデーモンの「悪魔払い」という側面もある。実際、フランスにおいてユダヤ人虐殺に関する「記憶の義務」はほとんど「市民的義務」となる。そしてそうした世論の存在によって政府の「国民の記憶」への干渉は倫理的正当性を与えられるのみならず、ほとんど政府の義務・責務であるかのように感じられる。ショアーという事件の例外的な重要性、そしてこの明白な事実を執拗に否定しようとする政治勢力がいまなお残存するという事実、こうしたことのためにショアーをめぐる「記憶の義務」はいつまでもアクチュアリティを失わず、立法措置をとってさえ擁護されるべき価値とされつづける。しかしこうした「記憶の義務」が特定の事件に限定されず、さまざまな歴史上の悲劇の被害者（あるいはその子孫）がみずからが被った被害の例外的甚大さを強調して、国民的記憶のなかに自分たちの過去の体験がしかるべき地位を占めるべきであると主張するとき、それを選別する作業はきわめて微妙なものとならざるをえない。その結果、政治が「国民の記憶」に関与する領域が際限なく拡大され、奇妙な事態をひきおこす可能性があることは十分予想されることであろう。実際、「歴史認識」を対象にした法

30) *op. cit.*, <http://www.assemblee-nationale.fr/11/cra/2000-2001/2001011809.asp>

31) http://www.assemblee-nationale.fr/11/cra/1998-1999/99021809.asp#P422_122507

律は「歴史の自由アピール」が問題にした四つにとどまらないし、それに記念日の設定や記念博物館の建設、さらには歴史問題に関する政府要人の発言なども含めると、近年フランスにおいて政治がどれだけ「記憶」に関与しているか、少々驚愕の念を禁じ得ないほどである。

「歴史の自由アピール」は記憶をめぐるフランス的な常識に冷や水を浴びせかけたと言える。フランス的常識とは、強制的な手段をもちいてでも守られるべき記憶が存在する、それをおこなうことは正当であるだけでなく、政治の義務でもあるという確信・コンセンサスなのだが、しかしそうした干渉はどこまで許容されるのかという問題は早晚提起されざるをえない。フランスにおけるユダヤ人虐殺の「記憶」に相当するのはもちろん日本では原爆被害であり、そしてそれもまたユダヤ人ジェノサイドと同じように神聖化された「記憶」となり、それにたいする批判はほとんど冒瀆とさえ感じられる。しかしもちろん原爆被害の強調が日本の第二次世界大戦での加害者としての側面を弱める効果があるという批判があることも周知のとおりである。政治と記憶の関係は、その一見平明な外観にもかかわらず、きわめて困難な問題を常に内包しているのだが、「歴史と自由アピール」は、ショアーというフランス人の政治的倫理の根源に触れる問題をまきこんだ形で、政治が記憶に関与することの危うさを訴えかけたと言えるだろう。

このアピールに対してさまざまな批判的反応がだされているが、そのいくつかを紹介しよう。まず「歴史の自由アピール」がリベラシオン紙で発表されたその数日後の12月20日、無料配布新聞ヴァン・ミニユット紙で「混同は避けよう」と題されたアピールが発表された³²⁾。その筆頭署名者はセルジュ・クラルスフェルト、ヴィシー政権のユダヤ人強制移送への関与を追求し、この問題へのフランス政府の責任を問いつけた弁護士であった。このアピールは歴史研究に学問の完全な自律性が保証されることが必要であると認めながら、「歴史の自由アピール」に言及された四つの歴史認識関連法について引揚者援護法とそれ以外の三つを区別し、両者の「混同」を批判する。というのもかれらは「極めて議論の余地の大きい法律の条項と、それとは全く性質を異にする他の三つの法律を混同することは有害」であると考えているからである。

前者（引揚者援護法）はひとつの政治的立場にすぎないものを法律によって学校で教える教育内容にしているのだから、それを廃止することは好ましい。それに対して後者はジェノサイドや人道に反する罪を構成する事実、すでに証明された事実を認め、そうした事実を否認したり、またそれによって犠牲者の尊厳が侵さ

32) ヌーヴェル・オブセルヴァトゥール誌のサイトにその全文が転載・紹介されている (<http://archquo.nouvelobs.com/cgi/articles?ad=culture/20051220.OBS9491.html&host=http://permanent.nouvelobs.com/>)。

れないようにするものである。

要するにこのアピールの署名者によれば一方はすべての歴史家に認められた明白な事実を法律によって保護するのだが、他方は単なる政治的立場にすぎないものを法律にしようとしているから問題が生じている、政治は歴史の解釈に介入してはならないが、歴史の真実が侵害されることがないように介入しなければならないのである。

もう一つ、今度は政治家の反応を紹介しておこう。社会党党首フランソワ・オランダは歴史家と政治家の役割の違いを認めながら、政治家にも歴史認識について一定の役割をもつと述べる。というもどんな風に歴史的事件を解釈するかによって「具体的な立法上の影響が出る場合がある」からである。その例としてオランダはアルジェリア独立戦争がフランスにとって単なる「事変」であるのか「戦争」だったのかによりそこから生じた損害を法的にどのように補償するかについて違いがでてくることを指摘する³³⁾。オランダが言及しているのは1999年10月18日の「《北アフリカにおける軍事行動》という表現を《アルジェリアにおける戦争あるいはチュニジア・モロッコにおける戦闘》という表現に変更することにかんする法律99-882号」で、マグレブにおけるフランス軍の軍事行動に戦争という名称を与えることにより、負傷者・死亡者に戦傷者・戦死者のステータスを与え、それに応じた金銭的補償をおこなうことを目指したものである。こうした事例において歴史的事件の評価が政治的行為（立法措置）と直結し、従って政治家が歴史認識に介入することに全面的に正当性をもつことは明らかである。しかしオランダはここで政治と歴史認識の関係を非常に限定的にとらえ、ある意味では核心的な問題を回避していると言える。というもオランダ的な観点からは逸脱的な歴史解釈を公言した者にたいして罰則を与えるという発想（ゲソー法）は視野には入らないからである。ここで問われている問題をもっとも極限的な形で表現するとすれば、それは次のようになるだろう。すなわち、政治は国民的記憶を管理することを自らに禁じるべきなのか、それとも逆にそれは政治の義務であるのか？

「歴史の利用方法について警戒を促すアピール」

この問題に関して「歴史の自由アピール」にもっとも正面から反論を加えたのは「歴史の利用方法について警戒を促す」と題されたアピールをだしたグループであった。このアピールの中心人物のひとりである歴史家フィリップ・ノワリエルは拙論で最初に紹介したアピール「政府公認歴史教育拒否アピール」の共同署名者でもあった。従ってこれも「歴史の自由アピール」と同じように引揚者援護法第四条が示すような政治による歴史学への干渉を否定するのだが、しかし19人の歴史家のそれとは異なり、「歴

33) <http://www.aidh.org/hist-mem/querelles.htm>

史の利用方法について警戒を促すアピール」は「歴史の自由アピール」とは全く異なった角度から歴史的知識と政治のかかわり合い方を考えようとする。まず、新しいアピールの署名者にとって、歴史認識関連四法の全廃を主張する「歴史の自由アピール」はそれ自体が政治的な含意をもつ。というのもそれは世論に対して悪い影響を与えることが危惧されるからである。ゲソー法などこれまでの三つの法律が「擁護しようとしている原理の普遍的価値」は否定しがたいものである。それなのに歴史研究の自由を主張すると称して、そうした否定しがたい事実を認定した法律を廃止することは歴史を歪曲する極右政党によって悪用される可能性がある。歴史研究の自由は保証されるべきである。しかし

「歴史の自由」の名の下に記憶の重要性を規定した法律の廃止を求めることは我々には法外で根拠のない要求であるように思われる。集団的記憶は市民全員の問題であり、歴史家のみ占有物ではない。従って、歴史についての科学的知識と過去の政治的評価は民主主義社会においてどちらも同じくらい必要な事柄ではあるが、しかしこの両者が混同されてはならないことをわれわれはよく肝に銘じておかなければならない³⁴⁾。

と述べ、そして「歴史の自律性を擁護するという意志に動かされ、現代社会において過去の出来事をどんな風を使用するかという問題についてみんなで考えたいと希望する教員や研究者」を集結した「歴史の公的使用を監視する委員会」を結成すると宣言する。このグループはネットのサイト³⁵⁾をつくり、それをひとつの核として現在も活動を展開している。このサイトには歴史認識と政治とのかかわりについていくつもの論文が掲載されているが、この問題についてグループでは一定の共通した論点がみられる。それは「科学的な作業としての」歴史研究のかたわらで「記憶」は市民社会において正当な存在意義をもつということである。歴史学が政治的圧力を受けて学問の自由を制限されることがあってはならないことは当然である。しかしそれは歴史が歴史学者の占有物であり、そこには他のいかなる者も容喙することが許されないという意味ではない。実証され、学問的に確立された歴史的眞実の上に政治が集団的記憶というモニュメントを建設したいと考えるならば、それは政治の権利であり、そして市民がそれを熱望するならばそれは政治の義務なのである。

「歴史の自由アピール」と「歴史の利用方法について警戒を促すアピール」の対立は最終的には「記憶」をどのように評価するか、あるいはそれをどのように定義するかという問題に還元できるだろう。19人の歴史家によるアピールは歴史と記憶の違いを正確さの度合いの問題に還元している。つまり、かれらにとって記憶とは主観的・

34) <http://cvuh.free.fr/debat/appel.usage.histoire.htm>

35) <http://cvuh.free.fr>

個人的体験にすぎず、従って資料批判がされていない不確実な知識にすぎない。それに対して歴史学の知識は科学的手続きを前提としており、主観的確信に安住せず、すべてが一時的な（現時点での）通説にすぎず、いかなる「真実」であれ絶えざる科学的検証によって何度も書き換えられ、精緻にされていくべきものにすぎない。それなのに一連の「歴史の記憶法」はそうした歴史的「事実」を権威的に固定化するものであり、その意味で学問の自由に対する侵害となる……。

一方、「歴史の利用方法について警戒を促すアピール」署名者にとって「記憶」とはなによりも価値判断なのである³⁶⁾。「歴史の自由アピール」は四つの「歴史の記憶法」をすべて政治の歴史への介入として批判するが、それは誤りである。というのも引揚者援護法の問題の条項は解釈に議論のあるテーゼだが、残りの三つの法律は歴史的事実に関しては議論の余地のないものであるからだ。では何故、議論の余地なく認められている事実を法律に明記しなければならないかという点、それはその事実が共同体の過去にとってきわめて重要な意味をもっており、そして未来の指針として長く掲げられるべきであると判断されるからである。もちろんここには「学問的正確さ」とは無関係な恣意性、あるいは自由意志によっておこなわれる選択がある。しかしその恣意性は事実の認定に関わるのではなく、その重要性・価値判断にのみ関わっている。過去に何が occurred のかを決定するのは市民ではなく歴史家である。しかし未来のための戒めとしたり、来るべき社会のモデルとするために、過去のどの出来事を選び、ひとびとの記憶に供するかを決定するのは歴史家ではなく市民である。学問としての歴史学は事実の認定に関しては全面的に発言権を確保されるべきであるが、歴史から教訓をひきだすのは市民社会であり、政治である……。

「歴史の自由アピール」と「歴史の利用方法について警戒を促すアピール」、この二つのアピールの違いはこんな風に言い換えることもできるだろう。つまり一方は歴史と政治を完全に分離することができ、もし両者が相互干渉することがあれば、それは逸脱的事態であるから排除されるべきであると考えたのに対して、他方は「歴史の公的利用」を全面的には否定しない。かれらが「歴史の公的利用を監視」しなければならないと考えるのは、いずれにせよ歴史は政治の場で利用されるものであるし、またそれは不当であるどころか、むしろそうされるべきであるからである。そもそも公的議論の場で歴史的知識が一切「利用」されないとしたら、それこそが異常な事態であろう。過去の政治的な評価なしには未来の政治的選択はありえないのだ。しかし歴史

36) ジェラルド・ノワリエルは歴史と記憶について次のように述べる。「マルク・ブロックが示したように、歴史は現象を理解し、説明しようとする限りにおいて科学的な活動であるが、それに対して記憶は過去に関する価値判断を優先する。」(《A propos de la "Liberté de l'historien"》 par Gérard Noiriel, *in* <http://cvuh.free.fr/debat/noiriel.liberte.historien.html>)

の公的利用にも正当なものとの問題性を孕んだものがある，だからこそそれは注意深く監視されなければならないとかれらは考える。「問題性を孕んだ」歴史の公的利用については，とりあえず二点指摘することができるだろう。第一は事実認定への政治の干渉であり，第二点は価値判断のレベルでのありうべき論争である。もし前者があれば歴史家はかれらの固有な領域への不当な介入としてそれを排除すべく努力しなければならないが，後者に関しては科学性に裏打ちされた知的権威としてではなく，一人の市民として論争に参加しなければならない³⁷⁾。というのも，どれだけ科学的・実証的に確定された事実であれ，過去の事件のその範例としての重要性，さらにはそこから未来に向けてどのような教訓をひきだすべきかという問題でさえ，その時々政治的課題や，それに対して世論がどのように対処しようとしているかといった点に左右されざるをえないからである。そうした局面においては歴史家といえども特権的な発言権を有しないことは明白である。

【記憶のポリティクス——結論にかえて】

こうした観点からすると，歴史と政治の完全分離を主張する「歴史の自由アピール」がある意味では歴史の政治性³⁸⁾を隠蔽する結果になると考えざるを得なくなるだろう。もしこのアピールが主張するようにゲソー法が廃止されれば，それがもつ政治的インパクトはきわめて大きく，とりわけこれまでこの法律を適用されたケースが多かった極右政党国民戦線の「正当性」をいっそう強化することになるだろうし，「植民地主義の肯定的側面」を規定した法律と「黒人奴隷売買が人道に反する罪である」と規定した法律を同列におくことは，歴史的事実の実証的確定というレベルを超えた，政治的立場の表明に属する行為であろう。そもそも過去を範例としない，過去から学ばないという意味表明もまたひとつの政治的立場の選択なのだ。

政治権力が集団的記憶の管理に関心をもつことはほとんど不可避的・必然的であるように思われるし，実際にそれはフランスのみならずいたるところで，——「歴史の記憶法」のような直接的な形をとることはないにしても——様々な形でおこなわれている。記念日の制定，記念碑の建立，歴史博物館の建設……。従って，一連の「歴史

37) 「過去の出来事の評価に政治が介入することは共和国の歴史の中でこれまでもずっと存在してきた。確かにそうした（記憶関連の）法律を批判することはできる。しかし歴史家としてではなく，市民としてそれをおこなわなければならない。私に関して言うと，植民地主義を擁護する法律と，人種差別主義・奴隷制度・大衆迫害を断罪する法律とを同列におくことを私は否定するのだが，それは政治的理由のためである。」（フィリップ・ノワリエル，*ibid.*）

38) これは歴史が必然的に政治と関わりざるを得ない，それを避けることはできないという程度の意味で理解していただきたい

の記憶法」とそれをめぐる論争を前例のない特異な事態であるとか、例外的で逸脱的な事例であると考えべきではない。歴史が政治に取り込まれ、さまざまな形で利用されることは歴史と政治の関係の常態である。

とはいえそれはフランスにおける近年の状況が特異な性格をもっていないということではない。かつて政治権力は国民の幅広い支持を受けながら記憶の祭司として歴史の祭儀を平穩のうちにとりおこない、そしてそれは国民の間に共通の記憶を共有させることに概ね成功していた。しかし近年、フランスにおいて歴史をめぐる公的行為が頻繁に、そして強い身振りを伴っておこなわれるようになるのだが、それは必ずしも集団的記憶の普及に貢献せず、むしろ激しい論争の的となる。つまり政治と歴史の相互干渉における近年の特異性とはその頻度と有効性の欠如であると言える。歴史の解釈をめぐる国家の責任者が頻繁に発言を繰り返す³⁹⁾。「移民の歴史博物館」、「アルジェリアにおけるフランスの歴史博物館」、「海外フランス国立記念館」など歴史記念博物館がつぎつぎと建設される⁴⁰⁾。2006年に設置された「奴隷制度廃止記念日（5月10日）⁴¹⁾」、2005年に設置された「インドシナでフランスのために死んだ人々に賛辞を捧げる国家記念日（6月8日）⁴²⁾」など、記念日が過剰なまでに制定される。このようにほとんどヒステリックと思われるまでに集団的意識を共有するための狂奔的な身振りが繰り返されるのだが、それは何故だろうか。それは集団的記憶が危機に陥っているからに他ならないだろう。国民の一人一人の記憶に同質性があり、（無視することができないマイノリティーは常に存在するではあろうが）、個人的記憶の自然な集積が集団的記憶になる場合には、記憶は法や公的制度の支えを受ける必要はない。記憶を「法制化」しようとする要求が生じるのは集団的記憶の同質性が確保されなくなったからである。植民地主義を植民者として推進した社会集団と、その支配を受けた人々の子孫から構成される社会集団とが植民地主義に関して異なった個人的記憶をも

39) そうした発言の中で最も典型的なのはユダヤ人強制移送への「フランス人やフランス国家」の関与をみとめたシラク大統領の発言であろう。Allocution de M. Jacques CHIRAC, Président de la République, prononcée lors des cérémonies commémorant la grande rafle des 16 et 17 juillet 1942. http://www.elysee.fr/elysee/elysee.fr/francais/interventions/discours_et_declarations/1995/juillet/allocution_de_m_jacques_chirac_president_de_la_republique_prononcee_lors_des_ceremonies_commemorant_la_grande_rafle_des_16_et_17_juillet_1942-paris.2503.html

40) Pascal Blanchard, 《Introduction》 in *La Fracture coloniale* (sous la dir. de P. Blanchard, La Découverte, 2005), pp. 15-16.

41) Décret n° 2006-388 du 31 mars 2006 fixant la date en France métropolitaine de la commémoration annuelle de l'abolition de l'esclavage

42) Décret n° 2005-547 du 26 mai 2005 instituant une journée nationale d'hommage aux morts pour la France en Indochine, le 8 juin de chaque année.

つことは当然であろう。ユダヤ人ジェノサイドについて幾ばくかなりとも罪悪感を共有するヨーロッパ系住民とそうではない社会集団の間で、その記憶を保持し続けることの切迫感が大きく異なることは十分予想可能なことであろう。しかし国家が成立するためには機能的な統治機構が存在するだけでなく、集団的記憶も共有されなければならない。「記憶」の拡散という現実には「集団的記憶」に求心力を回復させるために、それにより明確な輪郭とより厳格に定式化された内容をもたせようとする欲求を生じさせる。

しかしある意味で集団的記憶が共有される範囲はその内容の明確化と反比例するから、そうした試みは必ずしも記憶を均一化する役にたつとは限らない。むしろ記憶の対立、記憶の戦争を激化させる危険性さえある。しかもそこにおいては見解の相違はたんなる意見の相違といったレベルにとどまることはできない。特定の主観的記憶が法制化されることは自己の主観的記憶、血肉化された記憶にたいする堪え難い侵害と感じられ、ひいては自分自身のアイデンティティの否定とさえ解釈される。記憶の戦争はエモーショナルな反応を誘発せざるをえないのである。言うまでもなく、日本も近隣諸国との間に「記憶の戦争」の危険を抱えている。しかしフランスにおいて現在、この問題は日本におけるよりずっと深刻な問題を孕んでいるように思われる。というのも「記憶の亀裂」は非常に大きなスケールで導入された移民集団の存在によってフランスの国内に持ち込まれているからである。フランスが直面しているのは「記憶の戦争」の脅威ではなく、「記憶の内戦」の危険性である。

しかし「記憶の戦争」を回避できるとしたら、それは政治からの歴史の完全な分離を主張することによってではないだろう。政治は歴史と無関係であることはできないし、またその逆も真である。それにいずれにせよ政治は記憶に干渉し、それを管理しようとする。つまり、好むと好まざるとに関わらず、記憶のポリティクス（政策）は存在する。従って、もし記憶の内戦という悲劇を回避したければ、必要なのは記憶のポリティクスを批判的に検討するディスクール（記憶の政治学）を構築することであろう。

多国籍企業の支配に対する 不安に揺れるヨーロッパ

アロイス・モースミュラー

ゲーテの詩“Den Vereinigten Staaten”は、有名な句で始まっている。

アメリカよ、君はうまくやっている
われわれ旧大陸よりも。
君は朽ち果てた城跡も
朽ち果てた鉱山も持たない。
活発に活動している今
君を邪魔するものは君の中にはない。
役に立たない思い出も
無益な争いも

「南ドイツ新聞」(2004年8月7・8日)はジェレミー・リフキン Jeremy Rifkin の著書 *Der Europäische Traum: Die Vision einer leisen Supermacht* [『ヨーロッパ・ドリーム』柴田裕之訳, 日本放送出版協会] に対するコメントに「ヨーロッパよ、君はうまくやっている」という見出しを付けた。現代の古きヨーロッパに対するオマージュであるその著書の中で、リフキンは新しい夢が実現しつつあると見ている。その夢は、統治があたかもオーケストラの演奏を意味し、国家が場所ではなくプロセスを表わし、政治的決定が「白か黒かの論理」だけに従うのではなく、「不確実性の精神」にも導かれるようなところでしか実現しえないかのごとくである。リフキンによれば、この地球全体の福祉に関わるコスモポリタンの夢はEU憲法に具体化されている。というのは、この憲法は「人類の歴史における全く新しいもの」を表現しているからである。その憲法の中心には、生活の質・平和の保証・環境保全・グローバルな意識の促進といった概念や文化的多様性の尊重が位置している。このヨーロッパンドリームは実際に国家の枠組みを超えた初めてのヴィジョンであり、人間にとって世界規模で指針となりうるというわけである。こう言われて多くのヨーロッパ人は喜ぶだろう。しかし、懐疑的な人々は、リフキンがヨーロッパの実情、つまり、結局のところ資本主義はヨーロッパでもアメリカでの機能と異なった機能をするわけではないと

いうことを全く分かっていないと言う。それでもリフキンははっきりと主張する。アメリカとは異なり、ヨーロッパの資本主義は暴走しないように制御されており社会に適合するように出来ている。そして、EUは世界最大の域内市場であり、世界のトップ企業500の中にヨーロッパの企業が140（アメリカの企業は50にすぎない）も含まれているのだから、ヨーロッパの夢は本当に実現するであろう、と。

多文化的な企業世界

懐疑的な人々に言わせれば、このような議論はお決まりの路線を進む。すなわち、経済と社会の基本的な利害対立が覆い隠され、企業の実際の意図（全体的な賃金水準を下げ、社会保障制度を弱体化させ、環境保全に関する諸規定を回避する etc.）がカムフラージュされることになるが、そのさいにグローバリゼーションというレトリックや文化の多様化というレトリックが重要な役割を演じるというのである。つまり、「文化的多様性」「多様性」「異文化理解力」という言葉を抜きにしてはもはや企業戦略を考えることが出来ない。文化的多様性はグローバル資本主義において重要な資源になっている。たとえば、文化的に異質な構成員からなるチームの方が文化的に同質な構成員からなるチームより成功するのであり、文化的に混じり合った部門のほうがグローバルな市場に適した製品を企画できる、etc. 過去20年の間に企業の自己イメージは根本的に変わった。日本を模範としたような出来るだけ同質な組織構造という理想は、異質なものを許容する開かれた企業共同体という理想に席を譲った（Thurow 1992: 248）。今や、文化的差異の尊重ならびに多様性と多文化性とのマネジメントは経済的成功にとって不可欠の前提と見なされており、それはいくつもの企業の自社紹介にも現れている。それについてヨーロッパで最も大きな20の企業のうち13社のホームページを調べてみた¹⁾。

13社のうち9社で、文化的な異質性と多様性との重要さならびにその戦略的意義が中心的に指摘されている²⁾。多様化した市場で成功するための鍵を握る要因は創造性である。多様な構成員で出来ているチームはより創造的であり、同質的なチームより

1) 取り上げられているのは、イギリスの2企業（BC, HSBC）、オランダ-イギリス合弁の2企業（Royal Dutch/Shell, Unilever）、スイスの2企業（Novartis, UBS）、フランスの2企業（France Telecom, Aventis）、ドイツの2企業（Siemens, Deutsch Telekom）、スペイン1企業（Telefonica）、フィンランド1企業（Nokia）、イタリア1企業（ENI）である。その選択はFinancial Times in Deutschland, 2004年7月 online Version の「ヨーロッパのトップ500企業」の一覧表に基づいている。

もよりよい解決策を見出す。われわれは顧客たちのニーズを確実に理解するために市場における多様性を自分たちの組織に反映させなければならない。われわれはつねにわれわれが見出せる最良の人々を雇わなければならない。定義によって、このことは多様な国籍と文化的背景を持つ人々を含む。（…）したがって、実際の被雇用者も将来的な被雇用者も、その人種、信条、肌の色、国籍、民族的起源年齢、宗教、ジェンダー、再雇用かどうか、性的志向、既婚か未婚か、少数民族との関係、政治的意見、疾病、労働組合員か否かということによって不利な扱いを受けることがあってはならない（Nokia）。この理念を実行に移し多様性を統合した企業文化を生み出すために、従業員たちは「diversity program」という特殊な教育プログラムで教育される。多様なものを包括する Nokia の環境は差異を模索し、尊重し、評価し、差異から利益を得る一つの文化である。イギリスの金融会社 HSBC のホームページには「世界の地方銀行」と書かれている。われわれは多様性を尊重してきたわれわれの長い伝統を誇りにしている。多様性はわれわれの組織とわれわれの商標にとって不可欠である。（…）わが社の従業員は、彼らがサービスを提供するコミュニティの多様性を反映している必要があり、実際に反映している。多様性に対するわれわれの取組みは上層部から始まっている。わが社の役員会は世界をリードする国際的な企業の中でも最も民族的に多様な企業の一つである。それは、従業員が基礎になっている。半分は女性であり、10人に3人はアジア人であり、7人に1人はラテンアメリカ出身である。白色人種は少数派である。ここでもまた、より業績を上げるために個人の能力を伸ばす措置を実行する必要性が強調される。しかし、われわれはもっと上手くできる。2002年の一年間、わが社はその主要な市場における多様性の実践を大々的に反省した。調査結果は今後の戦略を練るのに役立つであろう。わが社の教育訓練プログラムがわが社の多様性戦略を支えている。たとえば、異文化理解に関するワークショップはわが社の顧客の多様な選好に対するより深い理解を促してくれるのである。

同じような内容の話は他の企業のホームページ上でも見られる。そのような話がどれほど重要であるのか。ただたんに流行りのテーマが取り上げられ、多様性というレトリックが披露されているにすぎないのではないか。[そうではないと答えようとしても] 13社のうち4社³⁾が文化的多様性に関して明示的に述べていないという事実は、不利な証拠を提示している。さらに、提示された企業イメージが慎重に練り上げ

2) 諸価値や倫理的諸原理に対する言及はホームページ上で「行動規範」や「私たちの経営方針」などのカテゴリーの下での自己の表わし方（「私たちは何者か」「私たちについて」など）に見られる。

3) Unilever (Niederlande, GB), France Telecom, Telefonica (Spanien) und ENI (Italien)

られ戦略的意義を有するものであることから出発して考えるべきである。多くのヨーロッパ大企業にとってはとくにEUの東方拡大以来、文化的多様性と上手く付き合うことが重要な意義を持つテーマであるという前提から出発しておそらくかまわないだろう。文化的多様性と上手く付き合うことの意義が生み出す利益が従業員のあり方にさまざまな影響を及ぼす。かつては異文化を理解する能力あるいは多様性をマネジメントする能力を身につけることは経営者だけに求められたが、今日ではそうした能力を身につけることがますますあらゆる従業員に求められるようになってきている。もちろんそのさい重大な問題が生じる。つまり、こうした変化の過程で必ず生じてくる多面的な苛立ちはたいいていの企業では真剣に受け取られないのである。成功と昇進を目指している従業員たちはいずれにせよ新しい要求に同化し、自分は〔文化多様性を理解できる〕知的な能力を持つことを——実際はそうでないとしても——示そうとする。文化的多様性によって引き起こされる苛立ちは真剣に受け取られないとすると、その苛立ちは合理的な議論や合理的な学習プロセスによっても解消されえない。そうすると、その苛立ちは不十分な発想によって解消されるという結果になる。文化的差異に対するたいいていの従業員の態度は、アンビヴァレントである。一方では自信があり受容的であるが、他方では不安であり拒絶的である。多国籍企業においては差異と多様性に親和的な雰囲気が支配的であるが、そうした雰囲気によって、先のアンビヴァレントな態度は分裂する。肯定的な側面は望ましい態度に対応し、したがって自覚的に実現される。望ましくない態度を伴う否定的な側面は無意識のうちに抑圧され、もはや意識的に体験したり概念化したりできない。グローバリゼーションに伴う変化に対して実際に従業員が見せる留保やためらいや不安は、多国籍コンツェルンの日常世界においてはほとんど主題化されない。そのために学習を通して個人的に成長する可能性は減少し、生産的かつ適切に文化的多様性と付き合うチャンスは遠のく。冷静で合理的な対話は行なわれず、その代わりに否定的側面が破壊的な力を発揮する。文化的多様性に対するひそかな抵抗が芽を出し、偏狭な行動や閉鎖的な集団思考が増大し、経済活動の障害になる態度が固定するのである。

懐疑的な人々の見解——資本家ネットワークと隠れた権力

ペシミスティックな見方では、グローバリゼーションとは不確実性が増大し、職場が外国に移転し、貧富の差が拡大し、諸文化の衝突がますます激しくなること、言い換えると、資本〔家〕の関心が抑制の利かないままに貫徹されることを意味する。マルチカルチャリズムの構想は根本的にポジティブで理想主義的であり多様性を本当に尊重しようとする努力によって支えられているが (Parekh 2000)、その構想の本来の意図はヨーロッパの多国籍企業によって骨抜きにされ容赦なく道具化されるだろ

う。それが成功しうるように、そうなるための枠組み条件がコンツェルン企業のロビー活動組織の影響を受けているような EU 政治家たちによって作られるであろう（そして、リフキンが誉めたようなヨーロッパの仕組みは消滅する）。ブリュッセルにある最も重要なロビー活動組織だと懐疑的な人々が見なしているのは ERT（European Roundtable of Industrialists）である。ERT のメンバーはヨーロッパのほとんど全ての国々の大企業 45 社の代表からなる。半年に一度の会合で決定される活動計画は ERT のさまざまな委員会で実行に移される（www.ert.be/; Balanyá u.a. 2003: 58-67）。ERT の代表者たちは半年に一度、欧州審議会の議長と顔を合わせ、優先課題の順序を調整する。ERT の代表者たちは他のさまざまな EU 委員会としょっちゅう緊密なコンタクトを取っており、同一人物が相補の役職に就くことなど日常茶飯事であるという。またとくに緊密なコンタクトがヨーロッパの他の経済諸団体との間にある。たとえば、とくに EU の諸機関に対するヨーロッパ経済界の公式の代表者である UNICE（Union of Industrial and Employers Confederations of Europe）、ヨーロッパのサービス産業の統一団体である ESF（European Services Forum）、そしてグローバルな舞台の上で新自由主義的な改革の意味において企業に親和的な枠組み条件を作る立場にある諸機関とのコンタクト、たとえばとくにアメリカ商務省と EU 委員会の共同組織であり、ヨーロッパとアメリカの重要なコンツェルン企業の経営陣が属している TABD（Transatlantic Business Dialogue）という組織、そして 125 の多国籍企業の代表で結成されており、「産業界の緑の良心」だと自己を特徴づけつつ実際には環境にやさしくない措置を覆い隠すのに役立っている WBCSD（World Business Council for Sustainable Development）という組織とのコンタクトである⁴⁾。

問題は明らかである。「21 世紀のもっとも重要な衝突は企業と民主主義との闘いになるだろう」と環境運動家でジャーナリストの George Monbiot は述べ、また「強力な利益団体がブリュッセルで EU の政治を牛耳っている」と Philipp Mimkes は述べている⁵⁾。彼らのメッセージは明らかである。すなわち、政治が特定の利益団体に牛耳られるならば、民主主義は存在し得ないということである。Balanyá u.a. (2003) は多くの事例を用いて ERT とその下部組織がその影響力をいかに行使しているかを詳しく記している。たとえば、ERT 直属の機関である European Centre for Infrastructure Studies (ECIS) は、エコロジー的に疑わしく人間に負担を強いるにもかかわらず

4) www.unice.org/Content/Default.asp; ESF Homepage: www.esf.be/; Balanyá u.a. 2003: 103-104, 150-154

5) Stichwort Bayer 1998, Nr. 1; online-Ausgabe (http://www.cbgnetwork.org/Ubersicht/Zeitschrift_SWB/zeitschrift_swb.html)

ず、各国政府の意に反して、また欧州議会の同意なしにヨーロッパ交通網の構造改革を行なった。スイス政府は1990年代に、スイスを通過する大型トラックの大部分を2004年までに鉄道に移すことを計画した。それを成し遂げるために、通貨割り当てが凍結され、通貨料金が値上げされた。しかし、ECISのイニシアティブでスイス政府はEUの圧力を受けている。言い換えると、貿易協定を取り消すように脅かされている。その後スイスは1998年に譲歩し、通貨料金をわずかだけしか値上げせず、大型トラックの年間の通過割り当てを凍結しなかったどころか、2000年の25万台から2003年の40万台へと通過割り当てを引き上げたのだった (Balanyá u.a. 2003: 74-75)。しかし、ERTや他の機関の反民主主義的な意図は Multilateral Agreement on Investment (MAI) のための交渉に最も明らかに示されていると見てよいだろう。この取決めは OECD と国際商業会議所 Internationale Handelskammer によって提案されたのだった。この取決めに署名した国々は外国の投資家たちにきわめて広い自由を保障することが義務づけられ、それによって、環境保護あるいは住民保護がその自由を制限することを求めている場合でも、その自由を制限してはならないことになっていた。批判的な立場の人々の意見によれば、この取決めが成立してしまえばコンツェルン企業の決定的な支配が確立されることになるのであった。しかし、1998年に抗議行動があって MAI は棚上げにされたのである⁶⁾。

「密室での首脳会議は ERT の専売特許である」と Balanyá u.a. (2003: 162) は書いており、また公的なコントロールから逃れようとする傾向は他の企業家団体にも、公的な EU の研究所にも——それらは産業界に従属していることを覆い隠そうとしているが——当てはまると言う。たとえば、EU 市民は 2000 年リスボンの EU サミットでの企業家に有利な諸決議の影響について真相を知らされていない。ヨーロッパの人々の背後で「EU の新自由主義的なリストラ」が進められている〔と Balanyá たちは言うのである〕。批判的な立場の人々がコンツェルン企業や産業界と親しい組織あるいは研究所、またそれらの不誠実な利益政治から成る権力ネットワークを記述する仕方は悪夢を想像させ、現実と虚構、実際の脅威と陰謀説のシナリオの境界をぼやかせるには持ってこいである。企業が反民主主義的な態度を取り事実を覆い隠しているという根本想定が一旦受け入れられると、それ以上考えることは行なわれなくなってしまう。

6) Balanyá u.a. 2003: S.109-122. この取決めの草稿 (と言われているもの) は多くのインターネットのサイトで見ることが出来る。たとえば、www.web.net/coc/maitext.html あるいは www.globalissue.org/TradeRelated/MAI.asp.

「ビルダーバーグ・グループは世界で一番古くもっとも不透明な国際的グループの一つである」と“Europe Inc.”の著者たちは言う（Balanyá u.a. 2003: 145）。この「ビルダーバーグ・グループ」あるいは「ビルダーグループ会議」についての話はとくにインターネットで広まっている。その名前は、1954年にHotel de Bilderbergでオランダのベルンハルト王子が組織した会議に由来する。その会議はヨーロッパと北アメリカの経済界・政界・軍・貴族など上流階級のメンバーが集まり、ヨーロッパならびに（当時はきわめて赤字に苦しんでいた）環大西洋の経済関係を改善するために開かれた。それ以来毎年この会議は開かれ、50周年記念会議は2004年6月イタリアのStresaで、2005年5月にはドイツのRottach-Egernで、2006年6月にはカナダのオタワで催された。この会議には100人ないし150人の優秀な人々が参加することになっており、きわめて厳重な秘密保持体制の下、しっかりと警備された（ヨーロッパあるいは北アメリカの）豪華なホテルで開催される。この秘密会議ではヨーロッパと北アメリカの経済・政治・軍事のエリートがこの世界の成り行きについて決定しているらしい（Gill 1990: 127）。イギリスのジャーナリスト、Will Huttonの言うところによれば「グローバリゼーションの指導者」であるこの会議のメンバーたちはグローバリゼーションのプロセスを調整し、われわれ全員の運命を操っているというのである⁷⁾。

こうしたビルダーバーグに関するインターネット上の話の最も重要なモチーフは秘密保持である。多くの話が勇敢なジャーナリストを通して出回っている。たとえば、この秘密会議に迫ろうとする彼らの試みは公安スタッフによって容赦なく阻止され、ビルダーバーグの企みを一般社会に知らせようとする出版が禁止される、etc。この意味での英雄にTony Goslingがいる。Tonyは以前BBCのラジオジャーナリストで、現在は一種のビルダーバーグ啓蒙センターを運営し、そこで以前禁止されたビルダーバーグ・レポートを公刊し、ビルダーバーグ会議への政治家の参加に関して議会に説明を求めている。またGordon Tetherは20年以上にわたりFinancial Timesのコラムニストであったが、1976年にビルダーバーグについての批判的な情報を公刊しようとしたという理由で失職した。またAmerican Free Pressの通信員であるP. Tucker Jr.は会議に近づこうとした話でインターネットのサイトに登場している、etc。ビルダーバーグの活動の表現は秘密結社ふうであり、陰謀理論の性格を持っている。つまり、ビルダーバーグは組織のメンバーと活動をERTのように決定してい

7) インターネットにはビルダーバーグに関する情報が豊富にある。よく見られるサイトのいくつかには、www.heise.de/tp/deutsch/inhalt/co/4258/1.html; www.crystalinks.com/bilderberg.html; www.bilderberg.org/; www.bilderbergers.co.uk がある。

るというのである。さらにローマ条約(ヨーロッパ経済共同体の設立文書)はビルダーバーグ会議で起草されたと言われ、1973年の Trilateral Commission⁸⁾ の設立はビルダーバーグのイニシアティブで行なわれたなどと言われている。重要な政治家たちはビルダーバーグの恩恵に与っている。たとえば、ビル・クリントン、トニー・ブレア、ロマーノ・プロディ、ジョージ・ロバートソンや他の重要な人物は、ビルダーバーグ会議に参加した直後に要職に就いているとも言われている。こうした隠れたネットワークを介してビルダーバーグ・グループは世界の出来事をコントロールすることができるというのである。

ビルダーバーグに関する出典箇所は全く不明であるにもかかわらず、学問的なコンテクストや真面目な出版物においてもこのグループは言及される⁹⁾。それについてここではこれ以上詳しくはできないが、以下のことだけは指摘できる。それは、インターネットで出回っている話と Bernt Engelmann の「ノンフィクション長編小説」Hotel Bilderberg の間には見逃せない類似があるということである¹⁰⁾。1977年に初版が出されその後も版を重ねているその長編小説で Engelmann は、ロートシルト [ロスチャ

8) この影響力の大きい組織はヨーロッパから150人、北中米から110人、日本とアジア太平洋から85人のメンバーで構成されている (Balanyá u.a. 2003: 147; Commission のホームページを参照のこと。www.trilateral.org/memb.html)

9) ミュンスター大学社会学教授の H. J. Krysmanski は2000年にケルンで開かれた社会学会でビルダーバーグ・グループが「地球を測定し直す」という諸国家にまたがる事業において果たしている役割を指摘した (<http://www.uni-muenster.de/PeaCon/dgs-mills/mills-texte/Krys-eliten-globalisierung.html>)。ビルダーバーグ・グループについて指摘しているその他の(真面目な)出版物を以下に挙げる。Atkinson, Rodney 1997. Europe's Full Circle, Corporate Elites and the New Fascism. Compuprint. Eringer, Robert 1980. Bilderberg Group. The Global Manipulators. Bristol. Krieg, A. H. 1998. The Satori and the New Mandarins. Tampa, Florida. Ross, Gaylon, Sr. 1995. Who's Who of the Elite: San Marcos, Texas. Scholte, Jan Aart 1997. Global Capitalism and the State. in: International Affairs', 73, 3: 427-452.

10) Bernt Engelmann の略歴。1921年ミュンヘンに生まれ、1994年同地で没する。1944年から翌年にかけてユダヤ人を匿ったとしてダッハウの強制収容所に送られる。大学でジャーナリズムを専攻し、最初は労働組合新聞に記事を書いた。その後、『シュピーゲル』、その後に NDR-Mgazine Panorama のレポーター兼編集者を務めた。1962年からはフリーの著述家。40冊以上の本を書いたが、たいていは啓蒙書であった。“Geschichte von unten”などの本も書き、衝撃的な政治的テーマを取り上げた反シュトラウス活動家であった。社会民主主義者である Engelmann は1977年から1984年までドイツ作家協会 (VS) の会長であった。1972年から1984年まで西ドイツの PEN センターの幹部会に所属した。1984年にハインリヒ・ハイネ賞受賞。旧東ドイツとの関係のために Engelmann の評価は揺れている。本人は存命中には否定していたが、旧東ドイツのスパイ活動に「非公式に協力していた」と考えられている。

イルド] 一族やロックフェラー一族、オラニエーナッサウ家の物語を事例にして、この世界のお金と権力の持ち主がどのようにして厚顔無恥な容赦のなさでそうなったかを、また世界経済と国際政治における彼らの権力が Klientelismus [ロビー活動を通した口利き政治] と贈収賄、不誠実な取決めと秘密主義によって保たれているかということを描写している。Engelmann はそのさいしばしばビルダーバーグ・グループに言及し、スキャンダラスなビジネスが進められたり（ビルダーバーグ会議でロッキード社が当時の国防大臣シュトラウスも同席のもとでドイツ国防軍への戦闘機 Starfighter の売りこみを進めた）、大統領官邸がビルダーバーグに都合のいいメンバーで占められることによって（ジミー・カーターが大統領になったのは、ビルダーバーグの一員である CIA の Milton Katz や David Rockefeller がカーターに肩入れしたからにすぎない）、世界政治に影響を及ぼすその権力の有様を描く。Engelmann にとってビルダーバーグはナチスの世界征服イデオロギーの隠れた継承者であり（それはおそらくベルンハルト王子の過去におけるナチスとの関係のうちに根拠があるだろう）、そのイデオロギーは「産軍複合体」の権力を貫徹することによってクライマックスに達する。最終的にはこの小説でも、この秘密結社の企みを暴くのはジャーナリストたちである。Engelmann の階級闘争小説がどの程度じっさいにビルダーバーグ神話にアイデアを提供する中心的情報源であるのか、それはもちろんここでは触れずにおかれなければならない。

民族学にとっての帰結¹¹⁾

陰謀理論は近代の現象と見なされる。〔というのは、〕陰謀理論の広まりは、たとえば明瞭さ・追体験可能なこと・透明さへの欲求といったような「近代的な態度ないし近代的な見方」を前提している〔からである〕（Rogalla von Bieberstein 2002; Pipes 1998）。それによると陰謀理論は一見説明不可能なものに対する十分な説明を「近代的な精神」に提供し、逆に明らかなことを見えぬ曖昧で混乱した状態にするのに役立つ。この倒錯した意味において国家社会主義〔ナチス〕の反ユダヤ的な陰謀理論は秩序と明瞭さという近代的イメージが「クライマックス」に達したものと見なされる（Baumann 1995: 127）。「近代的な精神」は現在ではおそらく見通しの利かない世界によってかなり過剰に要求されており、それによって全体主義的な説明モデルを形作りやすい傾向にあるに違いないのだろう。陰謀理論が現在のように大流行であるとい

11) とくにヨーロッパ的な民族学あるいはヨーロッパ民族学にとっての帰結という意味である。というのは、民族学が非ヨーロッパの民族学者によっても研究されうることを排除しないためである。

うのは何を意味しているのであろうか。不確実性や曖昧さに全く問題を感じない立場の「ポストモダンな精神」は生じえないということだろうか、それともそのような精神は全体主義的な理論に対して抵抗力がないということだろうか。

インターネットで広まっている陰謀理論は、何人かの意見よれば (Lutter 2001), 個人が現実を意味づけようとするさいに提供される多くの手段の一つにすぎない。その意見によれば、陰謀理論はとくにインターネット利用者が自分の個人的な考えを形作り、世界の出来事にクリエイティブに関わり、いわゆる「自分の匂い」をネット上に残すことに役立っている。そのように理解すれば、現在の陰謀理論は民衆を導くのに役立たず、政治的に利用されることはほとんどありえない¹²⁾。しかし、主観的な次元では現実を意味づけようとするさいに役立つであろう (Fenster 1999; Melly 2000)。ただし、そのような理論が個人的に利用される傾向がますます強まるとともに、心理的なリスクとパラノイア的な見方が特定の間人たちには重大な影響を及ぼす可能性がある (Hofstadter 1996)。

陰謀理論が現在の世界に振り撒いている毒性はダン・ブラウンの本が世界的に売れていることに示されているが、そうした毒性は、切迫した社会的問題や個人的問題の表現と見なされるべきである (Reinalter 2002)。ビルダーバーグ陰謀説は、グローバルゼーションとEUの東方拡大とによって引き起こされた変革の過程で多くの人々が感じた苛立ちの現れなのである。こうした苛立ちに見舞われているのはとくに多国籍企業の従業員であり、そうした人々にとってはその苛立ちの原因、すなわち異文化からの挑発とじっくり向き合うことは困難である。多くの企業で支配的な多様性と多文化性に対する陶醉は、他の文化へのアンビヴァレントな態度に対する感受性の欠如と対になって学習し適応するプロセスを妨害している。内面的な留保と内面的不安が表に出され主題化されないと、ルサンチマンが生じ、そのルサンチマンは変化と適応を阻害し現実離れした理論を形成することに破壊的なエネルギーを与えるのである。

こうした問題の素描をふまえると、重要なのは、多国籍企業の日常業務における差異への陶醉ならびにそれに伴う表面的理想化 *idealisierende(n) Überformungen** が

12) このことは20世紀の初めにはまだ可能であった。たとえば、「エルサレムの賢者の文書」によってあるいは Friedrich Wichtl の “Weltfreimaurerei, Weltrevolution, Weltrepublik” という本によって。その本を読んだあとハインリヒ・ヒムラーは「全てを明らかにしてくれて、われわれが誰と闘わなければならないのかを教えてくれる本だ」と日記に書いている ((Rogalla von Bieberstein 2002: 26)。

〔従業員たちには〕どのように感じられるのか、〔彼らは〕多様性や文化的差異とどのように付き合っているのか、あるいはその付き合いがどのように概念的に理解されているのか、という問いの回答を見出すことである。〔したがって、〕民族学が組織研究を進めるのに相応しい。つまり、全体論的な見方と民族誌的方法是、とくに文化的背景を豊富に取り込んだ濃密な形で「クライアントの観点」を際立たせることが出来るという点では、きわめて効果的に研究を進められるようにする（Gellner 2001, Zabusky 1995）。そのようなヨーロッパ的な組織に関する民族誌は組織文化やヒューマンリレーションズ運動、ホモ・エコノミクス概念をめぐる議論を取り込み、とくにインフォーマルな社会的ネットワークならびに組織倫理の実践に関わるに違いない（Newfield 1998, Götz & Moosmüller 1992）。そのさい民族学は批判的で反省的な科学としてその地位を明瞭にし、組織マネジメントによる効率化のどんな試みにも反対するだけでなく、ある種の「民主主義の基礎に関わる組織民族誌」に取り組むことになるであろう。民族学はそのような自己理解によって、たとえば組織の発展に取り組みをもった応用科学として活動することもできよう。Diel-Khalil と Götz が言うように、「とくに今日のようなグローバルな経済関係のコンテクストにおいては民族学の思考法はますます重要性を増している。なぜなら、民族学は人間・社会・文化に対するその特殊な眼差しによって、国際的市場で自己主張しようと懸命になっている企業に対しても決定的な刺激を与えることが出来るからである」（Diel-Khalil & Götz 1991 : 13）。

* 表面的理想化 *idealisierende(n) Überformung* : *Überformung* とは、ある事柄を理解しようとするとき、その事柄の核心部には触れられずに、表面的に変更して受け取られること。*idealisierend* は「理想化する」の現在分詞形である。したがってこのような訳語を当てた次第である。

結論

ヨーロッパがリフキンの考えているように実際に上手くやっけていけるかどうかという問題は、ヨーロッパにおける文化的差異の扱われ方に少なからず依存するといつてよからう。そのさい組織民族学には、日常的な場面でのインフォーマルな行為という、企業においてはほとんど注意されないテーマを探究するという課題が与えられる。こうしたアプローチによって従業員の実際の欲求を尊重することができ、企業のイデオロギーと希望的観測を相対化することができ、文化的差異〔の尊重〕と異文化間の協働という複雑な課題に対して調和の取れた実りある取組みができるのである。以前には世界的コンツェルンの統率者であった Edzard Reuter は、グローバリゼーションの進む世界の中で自分の方向を定めることがだんだんできなくなっていることを告白している（2003）。Reuter は、「たいていの人間は、自分に見通すことのできない未知の

力に晒され続けることに耐えられない」と考える。グローバリゼーションのプロセスが無秩序で終わってはならないとすれば、世界は市場の力学に委ねられてはならないであろう。むしろ、政治による理性的なコントロールが必要であろう。肘の代わりに協定による理性的なコントロールである。こうした原理の基礎の上にヨーロッパは存立し、したがって未来の世界にとって適切なモデルである、ということをして Reuter はリフキンと同様に確認している。ヨーロッパ的民族学あるいはヨーロッパ民族学の課題は、そのような議論をまだほとんど解明されていない視点から、言い換えれば不確実で方向を失っており惑わされやすい人々の視点から照らし出すことであると言えるであろう。

参考文献

- Balanyá, Belén ; Doherty, A.; Hoedeman, O.; Ma'anit, A.; Wesselius, E. 2003. Europe Inc. Regional and Global Restructuring and the Rise of Corporate Power. London : Pluto Press.
- Baumann, Zygmunt 1995. Moderne und Ambivalenz. Frankfurt am Main : Fischer Taschenbuch.
- Diel-Khalil, Helga ; Götz, Klaus 1999. Ethnologie und Organisationsentwicklung. Mering : Rainer Hampp Verlag.
- Dracklé, Dorle ; Kokot, Waltraud 1996. Neue Feldforschungen in Europa: Grenzen, Konflikte, Identitäten. In : Kokot, W ; Dracklé D. (Hrsg.) : Ethnologie Europas. Berlin : Reimer Verlag, S. 3-20.
- Engelmann, Bernt 1977. Hotel Bilderberg. Tatsachenroman. München : AutorenEdition bei C. Bertelsmann.
- Fenster, Marc 1999. Conspiracy Theories : Secrecy and Power in American Culture. Minneapolis, London : University of Minnesota Press.
- Gellner, David N.; Hirsch, E. (Hrsg.) 2001. Inside Organizations. Anthropologists at Work. Oxford, New York : Berg.
- Gill, Stephen 1990. American Hegemony and the Trilateral Commission. Cambridge : Cambridge University Press.
- Götz, Irene ; Moosmüller ; Alois 1992. Zur ethnologischen Erforschung von Unternehmenskulturen. Industriebetriebe als Forschungsfeld der Völker-und Volkskunde. In : Schweizerisches Archiv für Volkskunde 88, 1/2 : 1-30.
- Hofstadter ; Richard 1996. The Paranoid Style in American Politics. In : Ders. (Hrsg.) : The Paranoid Style in American Politics and Other Essays. Cambridge 1996 : Harvard University Press, S. 3-40.
- Lutter, Marc 2001. Sie kontrollieren alles ! Verschwörungstheorien als Phänomen der Postmoderne und ihre Verbreitung über das Internet. München : edition fatal.
- Melley, Timothy 2000. Empire of Conspiracy. The Culture of Paranoia in Postwar America. Ithaca, London : Cornell University Press.
- Newfield, Christopher 1998. Corporate Culture Wars. In : Marcus, George E. (Hg) : Corporate

- Futures. The Diffusion of Culturally Sensitive Corporate Form. Chicago : University of Chicago Press, S. 23-62.
- Parekh, Bhikhu 2000. Rethinking Multiculturalism. Cultural Diversity and Political Theory. Cambridge : Harvard University Press.
- Pipes, Daniel 1998. Verschwörung-Faszination und Macht des Geheimen. München : Gerling Akademie Verlag.
- Reinalter, Helmut 2002. Einleitung. In : Ders. (Hrsg.) : Verschwörungstheorien. Theorie-Geschichte-Wirkung. Innsbruck u. a.: Studien Verlag, S. 9-13.
- Reuter, Edzard 2003. Wege und Irrwege der Globalisierung. In : Merkur 653/654 : 825-831.
- Rogalla von Bieberstein, Johannes 2002. Zur Geschichte der Verschwörungstheorien. In : Reinalter, Helmut (Hrsg.) : Verschwörungstheorien. Theorie-Geschichte-Wirkung. Innsbruck u. a. : Studien Verlag, S. 15-29.
- Thurow, Lester 1992. Head to Head. The Coming Economic Battle Among Japan, Europe, and America. New York :
- Van Maanen, John 2001. Natives 'R' Us : Some Notes on Ethnography of Organizations. In : Gellner, D. N.; Hirsch, E. (eds) : Inside Organizations. Anthropologists at Work. Oxford, New York, S. 233-261.
- Zabusky, Stacia E. 1995. Launching Europe. An Ethnography of European Cooperation in Space Science. Princeton : Princeton University Press.

（高畑祐人 訳）

ヨーロッパ統合のなかのドイツの政治教育

近藤 孝弘

1. 多様な政治教育

市民性教育あるいはシティズンシップ教育は、間違いなく21世紀初頭の教育学界を代表する研究テーマの一つである。全国各地で開催されるさまざまな教育系学会で、それらのタームを含む発表を目にしないことは、むしろ稀と言って良い。しかし、その一方で政治教育という言葉が使われることは少ない。こうした事情は、たとえば日本のドイツ教育研究者がその政治教育 (politische Bildung) を紹介する際に、あえて政治学習 (politisches Lernen) と婉曲にそれに言及するといった配慮や努力を余儀なくされているところに、象徴的に表れている。

つまり、改正教育基本法第14条に「政治教育」という項目が残されたにもかかわらず、私たちの社会では、その言葉に怪しげなイデオロギーを嗅ぎ取る習慣が今なお一般的なものである。あるいは、むしろこうしたそれ自身が政治的な意味を持つ習慣の継続を前提として、第14条は旧第8条をそのままの形で引き継いだのかもしれない。

もっとも大西洋諸国に目を向けると、確かに英語では civic education や (教科名称としての) citizenship, フランス語では l'instruction civique, l'éducation civique あるいは l'éducation à la citoyenneté といった表現が普通に見られる。これらを「政治教育」と訳すことには無理があろう。ここに政治教育 (あるいは市民性教育) の多様性が表れている。英独仏3国のターミノロジーに注目するだけでも、それらの政治的・社会的な教育活動に一定の差異があるのは明らかであり、それが各国の歴史的に形成された国家観あるいは民主主義 (社会) 観を反映していることは容易に想像できる。今日、ヨーロッパ統合の進展とともに各地の関連教育機関のネットワーク化が推進され、そこでは一定の共通性も追求されているが¹⁾、その過程で、こうした差異がますます自覚されるようになりつつあるのが現状と言って良いだろう。

この点に関連して興味深いのは、今日、日本の多くの教育研究者が、ドイツの政治教育よりもイギリスやフランスの市民性教育一両者の間にも相当の差異が認められる

のであろうが一に、より注目している点である²⁾。ここには、日本の社会と教育学が持つ両国との何らかの類似性が、また反対にドイツとの相違が表れているのではないだろうか。市民性教育をめぐる議論は、単に「政治教育」という刺激の強い言葉を使用しないために日本人に受け入れられやすいというだけではないのではないだろうか。

これまで主にドイツの政治教育に注目してきた筆者にとって、大西洋諸国の市民性教育の特徴をその歴史的・社会的背景まで含めて適切に把握することは不可能だが、本稿では、これまで日本ではあまり紹介されてこなかったドイツの政治教育に目を向けることにより³⁾、他のヨーロッパ各国の政治教育・市民性教育の特徴をとらえるための視点を模索したい。それは、今日、ヨーロッパ規模で進む政治教育・市民性教育の再編が持つ意味を明らかにすると同時に、その過程で忘れられてはならない観点を指摘するものであり、また、そういうヨーロッパを日本に暮らす私たちが、いま、どのようなパースペクティブをもって理解すべきなのかを考える手がかりとなろう。

2. 戦後ドイツにおける政治教育の転換

ドイツの政治教育は長い歴史を持っている。先行研究は、その開始を17世紀にまで遡る⁴⁾。これは、イギリスで2002年にcitizenshipという教科が初めてナショナル・カリキュラムに導入されたと語られるのとは対照的である。フランスでも、今日に続く市民性教育への大きな関心が始まったのは、1980年代半ばのことであるという⁵⁾。もちろん、17世紀のドイツで公教育制度が十分に機能していたはずはなく、他方、政治的な意味を持つ教育活動はイギリス・フランス両国でも特に宗教教育や道徳教育等の形で以前から広く行われていた。

しかし、イギリスで市民性教育が「下品で『非英国的』」とみなされてきたというような経緯は⁶⁾、ドイツにはほぼ縁がないと言って良い。ドイツでは少なくとも戦間期には、政治教育は学校の教科であり、また政治家はもちろん哲学者をはじめとする大学人が議論すべき対象だった。ここには、確かにドイツの知識人のあいだに見られる自国の社会の相対的後進性への意識が表れているとも言えるかもしれない。また特に戦後初期にあっては、東西ドイツのいずれにおいても、非ナチ化という国家的課題が政治教育の重要性を自明としてきた。

こうしたドイツの政治教育の発展過程を捉えようとするとき、それには二つの形態があることを確認する必要がある。

すなわち第一に、現実の政治問題を題材にして、それを理解し、また考えることを通じて一定の意見を形作ることを目指す政治教育がある。これは、人間は知的で理性的であるべきであり、またそうでありうるという理解に基づいている。つまり、一人ひとりの人間が理性的に考え、行動するところから一定の社会秩序が作られ、その秩

序のもとで教育が理性的に自由に考えることを奨励すれば、その秩序自身も維持されるという、ある意味で楽観的な考え方である。

それに対して、もう一つの政治教育観は、人間のそのような能力に頼ろうとしない。少なくとも民衆には知性や理性を期待できず、子どもを一人前の社会人に育て上げるには、既存の社会秩序を重視した道徳や民族意識あるいは宗教的信仰心を持たせる必要があるというものである。なお、知性や理性を要求することは民衆の生活を抑圧するといった議論も、こうした考え方のバリエーションの一つと言えよう。

以上は、あくまでも理念的な区別にすぎないが、ドイツ現代史においては、基本的に後者から前者への転換が図られてきたと考えられる。

その転換点としてまず考えられるのが、戦後の占領教育改革である。ただ、この点について、日本の教育学はながらく対立する二つの理解を併存させてきた。

すなわち一方で、日独の占領教育改革の比較研究は、敗戦国日本がアメリカの民主化要求を比較的素直に受け入れたのに対して、ドイツ—とくに南部の保守的なバイエルン—はそれに激しく抵抗し、結果的に民主化が遅れたと論じてきた。そして他方に、一口にアメリカ占領地域と言っても多様であり、ヘッセンのようなりべラルな地域ではアメリカ人がもたらした（民主主義を教える教科としての）社会科が定着し、それが時間とともに西ドイツ全土に広がっていったとする議論がある。

これらの二つの解釈は、事実認識のレベルよりも、むしろ根本的な歴史理解の方向性において相違を見せているが、一つの共通理解を示している。それは、そもそもアメリカの占領教育政策はドイツの民主化に貢献するはずのものだったという想定である。この自明にも映る想定は、果たしてどの程度に正しいのであろうか。

アメリカによる教育改革の二つの柱は、階級社会の打破を目指す分岐型学校体系の廃止と、社会科という教科に象徴される国家の論理に対する共同体の論理の強化と言って良いだろう。そしてすでに確認したように、前者は挫折し、後者は比較的成功したと一応考えられる。

しかし、階級社会の打破という目標は、ナチスも—さらには共産主義国も—掲げていたのではないだろうか。また、共同体の重視は正に民族や人種といった非政治的な観念に価値を置くナチズムの特徴の一つではなかつただろうか。この点ではアメリカが社会科を後押しする中で、いわゆるパートナーシップ教育論を掲げて一世を風靡したエティンガー（Friedrich Oetinger）という教育学者が目にとまる。かつてナチスを支持し、その経歴ゆえに戦後は本名（Theodor Wilhelm）を隠して活動することを余儀なくされた彼は、戦前にデューイに傾倒していた時期があり、書物中心の学習を批判して経験と活動を重視する一見革新的な教育理論を、戦前から戦後にもたらした。家族—地域—国家を同心円的に捉え、国家を人間関係（パートナーシップ）に縮減して家族の延長線上に置いてしまう彼の理論は、ナチズムと（いわゆる、アメリカ）民

主義の近さを象徴する存在と言えるだろう。

このように考えると、敗戦と占領は必ずしもドイツの政治教育に明確な転機をもたらしたのではなく、むしろ、このパートナーシップ教育論が否定された60年代後半から70年代にこそ注目すべきと考えられる。

この点では、エティンガーの弟子にあたるギーゼッケ (Hermann Giesecke) が1965年に刊行した『政治教育の教授学』が象徴的な意味を持っている。社会葛藤理論との関係からコンフリクト教育学と呼ばれる彼の教育理論は、民主主義が機能するためには対立と闘争が不可欠であるとの前提に立ち、政治教育はなによりも現実の政治的対立の分析に集中すべきであるとする⁷⁾。生徒の政治的判断能力を養うためには、学校や地域における日常的な出来事をめぐって自治を経験するだけでは足りず、国家レベルでの政治的テーマを歴史的前提を踏まえて議論しなければならないという彼の主張によって、政治教育の中にそれまでのいわゆる社会的学習に加えて、(狭義の) 政治的学習の次元が明確な形で設定されたのである⁸⁾。

なお、このような新しい政治教育理論が登場した社会的背景としては、当時、学生運動の高揚はもちろん、それと結びつく形でごく近い過去としてのナチズムを追及する機運が西ドイツ社会に高まりつつあったことが指摘できる。特に1961年のアイヒマン裁判とベルリンの壁の建設は、戦後も継続してきた戦前の社会秩序への批判の意識を呼び起こす上で大きな意味を持ったと考えられる。つまり前者がドイツの人々に否応なくナチ時代を想起させただけでなく、壁が東西ドイツ間の関係を安定させたことにより一冷戦真っ最中とはいえ、反共主義の覆いの下でこれまで精算されずにきたナチズムの社会的遺産に光があてられるに至ったのである。

こうして、ナチズムと「アメリカ帝国主義」を告発する68年世代が、ドイツの政治教育に転機を用意したと言って良いだろう。啓蒙(主義)的と評される今日の政治教育は、占領政策が積み残したドイツ社会の非ナチ的な民主化という課題に、次世代が取り組む中で形成されたのである。

3. 政治教育センターの存在

今日にいたるまで反ナチズムがドイツの政治教育を刻印してきたことは確かだが、それと並んで見過ごせないのは、反共主義というモチーフである。

ドイツには、他のヨーロッパ諸国には見られない政治教育センターという独特の政府機関が連邦レベルと各州レベルに設けられている。そのうち1952年に今日の連邦政治教育センターの前身である連邦祖国奉仕センターを創設するにあたって、内務省がその設置理由として語ったのが、「反民主主義勢力」による破壊のプロパガンダから西ドイツを守るために国民に向けて政治教育を行う必要があるということだった。当

時、反民主主義勢力として考えられていた第一が共産党だったのは疑う余地がない。

さらに歴史を遡れば、同センターは第一次大戦末期（1918年）に国民の戦意向上のために、つまりプロパガンダ戦で先行する英米仏の機関からの攻撃に対する心理的防衛手段として設置された祖国奉仕センターに行き着くが、この機関は後にヴァイマル共和国の挫折を経てゲッベルスの宣伝省⁹⁾に編入されることになる。このように、ドイツの政治教育に、民主主義についての一般的なイメージとは合わない性格が本来的に認められることは間違いない。日本人の多くが今日なお政治教育という言葉に対して拒否感を持つ原因とほぼ同じものが、ドイツにも存在するのである。

しかし、1952年という戦後初期の時点で一すなわちナチズムによる徹底したプロパガンダを経験したあとで、なお一保守派に加えて社会民主党も、政治教育センターの設立を支持したという事実の持つ意味については、慎重に考察する必要があるだろう。つまり、国民を宣伝戦の対象として見ることは確かに民主的とはいえないが、冷戦下の当時、やはり民主的とは認め難い東からの攻勢に無防備であることがドイツに民主主義を育むという想定もまた（共産主義者以外には）困難だったであろうと推測されるのである。特定の政策が民主的であるか否かの判断は、現時点におけるその政策の内容・手続きを評価してなされるべきなのか、その政策が将来にもたらしうる影響をもとになされるべきなのかは、常に意見が分かれ、バランスが求められるところである。さらに現時点において判断が政治的立場によって異なる結果になりがちなのは言うまでもない。おそらく確かなのは、戦後初期の西ドイツは、国家分断により特に強度に冷戦の影響を受ける状況下で、反民主主義勢力に対しては民主主義的権利を制限するという、いわゆる戦闘的民主主義の原理を具現化する政治教育を進めてきたということである。そして反対に、そのような厳しい国際環境に置かれていたことが、政治教育の重要性を広範な政治勢力に認識させたのだとも言えよう。

西ドイツの建国（1949年）直後において、右と左の過激主義に対して民主主義を守るというたてまえは正にたてまえであり、反ナチズムに比べて反共主義が重視されがちだったことは否定できない。しかし、既述のように、冷戦体制下で西ドイツ国家が安定するなかで、60年代末から70年代にかけて、その政治教育は戦後初期とは別のバランスをとることができるようになる。民族主義という共同体の原理をもって共産主義に対抗するよりも、ナチズムを導いた近代ドイツの社会と文化のあり方を批判し、それをもとに現在と未来を構想することが政治教育のより重要な課題と考えられるに至るのである¹⁰⁾。

もちろん、この変化はスムーズに進行したわけではない。政治教育という活動領域を設定した時点で、それは未来の社会・国家像をめぐる現在における政治闘争の場となり、また対象ともなる。その内容の変更は、特に既存の社会秩序とその再生産構造により大きな利益を見出す勢力にとって好ましいものではない。具体的には、70年前

後の西ドイツにおける政治教育の変容は、保守派からは共産・社会主義の影響力の拡大とみなされた。

こうして東西間の緊張が一段落すると、今度は、政治教育の革新に積極的な社会民主党と否定的なキリスト教民主・社会同盟とが、鋭く対立する事態が国内に生まれた。そして連邦制の西ドイツでは基本的に各州政府が教育政策を遂行することから、社会民主党が与党の州とキリスト教民主・社会同盟が与党の州とでは、目標・内容ともに大きく異なる政治教育が行なわれるという事態に到った。この頃、両党は主要な選挙のたびに、学校教育を舞台として社会の未来像をめぐる論争—と言うよりも非難の応酬—を繰り返している。

さらに政治教育をめぐる対立が政党間を越えて、各州の政治教育に理論的根拠を提供する研究者、つまり政治教育学者自身にも及んだところで、ようやく妥協の動きが表れてくる。1976年にドイツ南西部に位置するバーデン・ヴュルテンベルク州の政治教育センターが、保革の和解のために、党派を越えて全国の政治教育学者に集合するよう呼びかけたのである。

このとき保守派は基本的に、政治教育の目標は、基本法（憲法）に示された規範を合理的に志向する、責任感のある決定を基礎とした政治参加の能力と意欲を育むことにあるとしたのに対し、革新派は、社会の現状を批判的に理解し、より民主的な社会を形成するための能力と意欲の重要性を訴えた。結局、議論は平行線をたどり、明確な和解は達成されなかった。しかし、会議終了後に参加者の一人が、対立する議論の中に3点のコンセンサスを見出すことになる。

1. 圧倒の禁止。いかなる方法によっても、生徒を期待される見解をもって圧倒し、自らの判断の獲得を妨害することがあってはならない。これが正に政治教育と政治的教化のあいだの明確な違いである。政治的教化は、民主主義社会における教師の役割や広範に受け入れられた生徒の政治的成熟という目標規定と矛盾する。
2. 学問と政治において議論のあることについては、授業においても議論のあるものとして扱わなければならない。
3. 生徒は、政治的状况と自らの利害関係を分析し、自分の利害に基づいて所与の政治的状况に影響を与える手段と方法を追求できるようにならなければならない¹¹⁾。[下線引用者]

会議が開催された町の名前をとってポイトルスバッハ・コンセンサスと呼ばれるこの原則は、今日に到るまでドイツの政治教育を支えてきた。保革が激しく争う中で、政治教育を体制の維持あるいは変革といった各政党の掲げる政治目標を達成するため

の直接的な手段とすることを控え、生徒の政治的成熟の促進に目標を置くことで妥協が図られてきたのである。

もちろん、政治的成熟の促進という目標は、教育現場において、両陣営（に属する教師）に対して自らの世界観・政治理念の表明を禁じるものではない。コンセンサスの第2項にあるように、教師は自らと対立する考え方についても紹介することが求められるが、その上で自分の見解を表明することは—その内容が合憲である限り—認められる。むしろ学校教育においては、第1項の圧倒の禁止に抵触しない範囲で教師が自らの考えを率直に表明することが、生徒一人ひとりにそれぞれの政治的ポジションを獲得することを促す上で有益とも考えられている。

このように、ドイツの政治教育は、政治的中立性の要求という問題について緩やかな解釈をしている。そこでは、意見が分かれる問題、つまり政治的論争点を扱うに際して、厳密に中立であることは必ずしも要求されない。最低限満たさなければならないのは、教育活動が基本法の範囲のなかにあることと、自分とは異なる立場への配慮である。

現実には、それでも基本法はどこまでを認めているのか、さらには対立する見解は果たして充分に取り上げられているかという問題は常に提起されるのであり、さらに政権が変われば政治教育センターはもちろん学校での政治教育の内容まで変更が生じるという問題も依然として存在している。しかし、少なくとも後者については、保革両陣営が相互に、（意見は異なるとはいえ）ともに民主主義の担い手であるという理解を共有するとき、それは深刻な障害ではない。ここに反共コンセンサスに代わってポイテルスバッハ・コンセンサスが成立したことの意味があると考えて良いだろう。

4. 政治教育と市民性教育の相互参照

戦後ドイツにおける政治教育の展開は、ドイツが置かれていた国際政治的環境とその中での国内の政治情勢を反映している。本稿が注目した50年代から70年代に限っても、冷戦の緊張が高まる中、アメリカの影響力と（それとも結びついた）反共国家の建設という課題のもとで戦前の政治教育が部分的に引き継がれた形から、経済的にも外交的にも西ドイツ国家が軌道に乗るに伴い、古い政治教育に対する批判と新たな形態の模索が進められた。これは、共同体重視から批判的知性重視への展開とも、あるいは（社会的学習を中心とする政治教育に代わる）狭義の政治教育すなわち政治的学習の発見とも捉えることができる。

注目すべきは、この政治教育の転換に際して、つまるところは西ドイツ社会の変容に際して、ナチズムを中心とする歴史の見直しが大きな意味を持ったことである。すなわち建国当初の未だ国家が不安定な時点では、近代国家形成期に構築されたドイツ

史像への批判は抑えられ、それが共同体重視の政治教育を背後で支えていたと考えられる。ナチズムに目を向けない、あるいはそれをドイツ史における一時的な逸脱現象と見ることによって、調和的な社会・国家像が提供可能だったのである。それに対して60年代以降、こうした歴史への姿勢は徐々に少なくとも革新派からは許容されなくなっていく。

そこには、確かにイスラエルによるアイヒマン裁判だけでなく、西ドイツの保守政権内での不徹底な過去の清算を告発するデータを東ドイツが大量に発信し続けたことの影響も見てとれよう。ただ、おそらくそれだけではなく、東西両ドイツ国家が一定の安定状態を獲得し、壁の両側での共存の可能性を模索できる状況が成立したことが、歴史と結びついた文化的アイデンティティによらない国家運営という選択肢を西ドイツにもたらしたものと考えられる。ボイテルスバッハ・コンセンサスは、民族の歴史を動員せずとも西ドイツ国家の維持・発展が可能になったことを象徴している。このことは、やがて東西ドイツの統一後に、旧東ドイツ地域に導入された西ドイツの政治教育が、(西に残存するナチズムを指弾するプロバガンダ攻勢を進める一方で最後まで国民の支持を得られなかった社会主義政府のもと、政権への支持の要求と引き換えに自らのナチズムへの責任については不問に付されてきた)人々から違和感をもって受け止められたという事態によって確認されることになる。

さて、こうしたドイツにおける政治教育の展開は、大西洋諸国でいま進められている市民性教育と、どのような関係にあるのだろうか？

いくつかの先行研究が示唆するのは、イギリスでもフランスでも市民性教育への関心が高まる背景には、従来の教育のあり方—つまりイギリスではキリスト教の宗教教育による国民統合(と多文化主義)、フランスでは非宗教的な道徳(公民)教育—が、イスラム性を全面に打ち出す大量の移民や、社会格差の拡大に伴うドロップアウトの増大を前に機能不全状態に陥っているとの認識があるということである。この認識のもとで、イギリスにおいては共和主義的な国家観が部分的に取り入れられ、またフランスでは公民教育をより機能する形に改められる過程が、民衆に対する市民性獲得の要求という現象として出現しているものと理解される。こうした経緯は、社会の変化とともに政治教育の変容を見せてきたドイツの例からも容易に納得のできることである。

しかし、(西)ドイツが20世紀後半に到達した政治教育と、今日イギリスやフランスが模索している市民性教育の姿は、その構造に根本的な違いがあるように思われる。それは正に「統合」という視点が決定的な意味を持つことが示すように、後者においては相対的に見て社会的な観点が重視されている点にある。

この点で、少なくともイギリスの市民性教育については、たしかに従来の宗教教育や道徳教育と違って、政治的な知識と理解の重要性がそこに盛り込まれている点に新

しさをみることができる。他方、ドイツの政治教育もまた、その宗教教育や道徳（倫理）教育と一定の接点を有していることは否定できない。その意味で、両国の教育が接近の方向性を示しており、その結果として教育学の視点にも共通性が見られることは確かだが、とはいえ、イギリスにおいて市民性教育がごく当たり前のように宗教教育や道徳教育と一緒に語られる状況は¹²⁾、ドイツの政治教育に注目してきた筆者にとって馴染のないものである。

社会の統合、つまり深刻な亀裂のない効率的に機能する社会の構築を目指すという問題意識のあり方は、敢えてドイツの経緯と比較するなら、国家再建期にあたる50年代の保守的な政治教育と共通性が高いだろう。他方、市民性教育においては、60～70年代にドイツの（革新系の）政治教育学者が主張し、いまでは一般化している、内政外交における現実の争点を扱う政治的学習は、現実には相対的にあまり大きな価値を認められていないように見受けられる。無論、政治学習を核とする政治教育を効果的に進めるためには社会的学習も重要であり、特に教育方法の観点からは、ともすれば国家の政治的な制度・機構についての説明に終始しがちな授業を改善するためにも、生徒の身近な問題を扱う社会的学習は有益である。しかし、こうした方法論を論じるのに熱心な市民性教育（論）のあり方そのものが、50年代を連想させるのでもある。

そして、こうしたところに、教授理論の追求には熱心でも、教育内容としての政治への関心は低い今日の日本の教育学が市民性教育に共感しやすい原因を見てとるのは容易だろう。特に政治的判断能力の育成において自国史への反省的な姿勢がもつこの反省の内容・程度にも政治的立場の違いが表れるが一重要性の理解に関して、ドイツと日英仏の社会のあいだには未だに大きな違いがあるのは明らかである。

このような市民性教育のあり方は、まず英仏両国はナチズムに対する戦勝国であり、今日も国連常任理事国の地位を持つ大国であるという歴史的事実、言い換えれば他者の視点から自らの近代史を批判的に振り返る契機が乏しかったという経緯から説明できよう。また、冷戦の脅威も、両国ではドイツほど切実には受け止められなかっただろう。こうして、保革いずれの立場からも政治的な教育があまり求められない状態が長く続くことになったものと考えられる。他方、近代史において長らく海外に広大な植民地を有する大国であった結果として大勢の移民を抱え込むことになり、その状況への対応が、いま、教育の国家的課題として高度な重要性を帯びるに至ったのである。

このように、ドイツの政治教育と英仏の市民性教育の展開は、それぞれの近現代史を反映している。その一方で、近年ドイツも急速に多文化社会化することにより、かつての二大帝国主義国と同様の問題に直面しつつある。伝統的な政治教育の課題である右翼急進主義者への対応も、今日では、ホスト社会と移民社会の相互の理解と寛容の促進によって補われることになった。また特に統一以降、「市民性（Bürgerlichkeit）」といった言葉が政治教育の議論のなかで頻繁に見られるようになりつつある。

当然、多分に保守的なニュアンスをともなっている。

こうした意味で、ドイツが英仏の市民性教育の実践（と失敗）から学ぶべき点が多いのは間違いない。20世紀後半における政治教育の展開過程に見られた、その二つの形態は発展段階を示すだけでなく、統合が強くと求められる局面にあるのか否かという社会の位相の違いを表現しているとも考えられる。

ヨーロッパ統合の進展は、このように多様な歴史的条件と異なる社会の位相を背景に成立している政治教育と市民性教育に相互参照を迫っている。複数の国民史が容易にヨーロッパ史に収斂しないように、各国の政治教育・市民性教育も当面は相互に影響しあいながらもそれぞれ独自の展開を続けると予想されるが、その一方で、程度の差こそあれヨーロッパ共通の多文化社会化への意識の高まり—と冷戦終結による安全保障問題の重要性の低下あるいは国家間の戦争よりも非対称・非正規暴力の問題への関心の集中—は、（政治的学習よりも）社会的学習のウェイトを高めることになろう。既述のように、すでにドイツでも市民性や異文化間教育の観点から政治教育において重視されてきている。

他方、英仏の市民性教育が、反省的な歴史認識と結びついた国際関係重視のドイツの政治教育に学ぶべきところも少なくないように思われる。具体的には、ホスト社会が植民地主義の歴史を批判的に振り返ることなくして移民との共存は不可能であり、また旧植民地諸国を中心とする諸外国との関係にも困難が付きまとうだろう。文化的な相互理解や寛容の精神を訴えるだけでは、こじれてしまった民族間・宗教間の関係を修復できないのは、ドイツにとってイスラエルとの関係改善のためには国内に向けた歴史政策が不可欠なことを考えれば明らかであろう。

日本における先行研究を見る限りでは、特にこうした視点をもって両国の市民性教育を捉えようとする姿勢は未だ一般的ではないようだが、それが仮に両国におけるオーソドックスな語りを反映しているとしても、やはり再考の余地はあろう。とりわけ、冒頭で述べたように、政治教育を避けて市民性教育を論じる風潮が国内に強いこと、さらに、ともすれば市民性教育という言葉で現実の政治と歴史への視点を欠いた平板な道徳教育・価値教育が正当化されがちな現状を考えると、ドイツだけでなくイギリス・フランスを論じる際にも一層の政治的・歴史的視点が期待される。統合プロセスの中で政治教育・市民性教育の相互参照を進めるヨーロッパは、日本の歴史と社会の上で展開している市民性教育論を批判するために、そこに注目することを決して拒絶することはないであろう。

注

- 1) 一例をあげれば、2004年9月にサンティアゴ・デ・コンポステラにEU各国の政治教育関係者

- 150人あまりが集って開催された Networking European Citizenship Education では、将来に向けた課題として、1. ヨーロッパ人はいかにして他者から学ぶことができるか？ 2. 未来のヨーロッパにとって何が重要か？ 3. いかにしてヨーロッパの公共圏を形成するか？ という問いがあることが確認された (http://www.bpb.de/presse/N75JC7,0,Europäische_Konferenz_NECE_Networking_European_Citizenship_Education.html, 2007年2月17日閲覧)。こうした定式化には、後述するドイツにおけるような歴史意識と結びついた政治教育のあり方とはやや異なる感性が見て取れる。
- 2) より正確に言えば、ドイツ教育研究者が必ずしも政治教育を正面から取り上げないのに対して、イギリスやフランス教育研究者がその市民性教育を積極的に論じるのはなぜか、ということになる。
 - 3) ドイツの政治教育について、これまで日本で全く注目がなされなかったわけではない。特に宮田光雄『西ドイツの精神構造』岩波書店、1968年は、60年代までの西ドイツの政治教育を批判的かつ詳細に観察・分析している。しかしそれ以後、今日にいたるまで、まとまった研究が見られない。後述するように、60年代末から70年代にドイツの政治教育は大きな変容を見せたにもかかわらずである。なお、そのほかに政治教育という視点を打ち出さない個別の研究は、教育思想や教科教育学の領域に比較的多く存在している。それらは先行研究として重要な意味を持つが、他方で、なぜ政治教育という視点をそれらは採用しなかったのか、という疑問の前に立つことになろう。
 - 4) Flitner, Andreas, *Die Politische Erziehung in Deutschland. Geschichte und Probleme 1750-1880*, Max Niemeyer Verlag, Tübingen, 1957, S. 16f.
 - 5) 鈴木規子「フランスにおける市民性教育の現状と課題 - 政治・社会学的視点からの『市民性』概念の整理と現状分析」『日仏教育学会年報』第34号、2006年、p. 76. ならびに石堂常世「市民性育成教育の論理と構造—フランスの『公民教育』再考を事例として—」『比較教育学』第15号、1989年、p. 4. など参照。
 - 6) 蓮見二郎「英国公民教育の市民像としての活動的公民格—教育目標としての『アクティブ・シティズンシップ』の政治哲学的分析—」『公民教育研究』第12号、2004年、p. 44.
 - 7) Giesecke, Hermann, *Didaktik der Politischen Bildung*, Juventa Verlag, München, 1970, 5. Aufl., S. 41.
 - 8) 社会的学習と政治的学習を厳密に区別することは困難だが、一般に前者は、子どもが社会の一員となるために必要な知識・行動様式・価値観等の習得を通じた社会化を促す学習として、後者は、社会の成員からなる集団の間—典型的には政党間や利益集団間、さらには国家間—で生じる利害対立に関心を持ち、それについての判断・行動能力を養う学習活動を指すと考えられる。
 - 9) 宣伝省の正式名称は国民啓蒙宣伝省 (Reichsministerium für Volksaufklärung und Propaganda)。ナチスによる政治的教化の活動が当時は「(国民)啓蒙」と呼ばれていたという事実は、今日、啓蒙について語る際に一定の慎重さを要求していると言えるだろう。
 - 10) この変化には、若者の間で広まった共産主義への共感と結びついた反米・反帝国主義だけでなく、ナチズムと共産主義に共通点を見る、いわゆる全体主義論が働いていたことも間違いない。
 - 11) Wehling, Hans-Georg, Konsens à la Beutelsbach? Nachlese zu einem Expertengespräch, in: Schiele, Siegfried und Herbert Schneider (Hg.), *Das Konsensproblem in der politischen Bildung*, Ernst Klett Verlag, Stuttgart, 1977, S. 179f.
 - 12) 清田夏代は、イギリスの多くの教員にとってシティズンシップ教育と従来の人格教育 (PSE・

PSHE)との違いが必ずしも明確ではないことを指摘している。(清田夏代『現代イギリスの教育行政改革』勁草書房, 2005年, p. 270.)

モーツァルト 『後宮からの誘拐』 をめぐって

Über die Entführung aus dem Serail von W. A. Mozart

中 尾 健 二

オスミン：誓って言うが、この女は気が狂っている。このトルコでか？

ブロンデ：トルコであろうがなかろうが、どこであれ女は女よ。

(モーツァルト 『後宮からの誘拐』 第二幕第一場)

2005年にトルコのEU加盟交渉が正式に開始されたが、加盟にいたるまで最短でも10年かかるといわれ、問題山積、前途多難な道のりが予想されている。この過程でトルコはさまざまな改革を加速させてきたし、これからもそうである一方、EUもまた、その文化的同一性を超えて普遍的な原則を貫徹することができるかどうか、大きな試練に直面している。トルコが変わることは無論であるが、EUもまた大きく変わらざるをえないであろう。本論では、ドイツ語圏とトルコとの歴史的かかわりの一齣、それももっとも美しい一齣であるかもしれないモーツァルトのオペラ『後宮からの誘拐』を回顧することで、その現代的な輝きに今一度光をあててみたい。

1

1782年7月16日にモーツァルトの最初の偉大なオペラである『後宮からの誘拐』(Die Entführung aus dem Serail)の初演が、ウィーンのブルク劇場で行われた。時のオーストリア皇帝ヨーゼフ二世が、オスマン・トルコ軍によるウィーン包囲(1683年)百周年を記念するためにモーツァルトに作曲を依頼したことが、このオペラ成立の機縁であった。当初ロシアのパウル・ペトロヴィッチ大公夫妻のウィーン訪問の機会に初演される計画であったが、この訪問はロシアと組んでトルコを蚕食しようとする密約のためであったとされているから、ヨーゼフ二世からすれば『誘拐』上演はパワー・ポリティクスの一環であったのかもしれない。しかし、この訪問には幸か不幸か作曲が間に合わなかった。

18世紀ヨーロッパの地図を見ると、ハプスブルク領(オーストリア)とオスマン・トルコは、現在の東ヨーロッパの東半分がトルコの勢力下にあったから、長い国境を

はさんで直接対峙していたことがわかる。言い方を変えれば、隣人同士であり、身近な存在でもあった。この近さと文化的異質性という遠さがヨーロッパ人のトルコ像を画定し、それに情動的なエネルギーを供給していたのである。『誘拐』はモーツァルト生前に大成功をおさめたオペラであるが、その遠因はこういうところにあったであろう。

モーツァルトは前年1781年初夏に単身ウィーンに出てきた。これは、作曲家の人生上の転機であった。一つには、ザルツブルクの雇い主からの離反がある。当時作曲家は教会や宮廷といったパトロンにかかえられる以外に職業として存立しえなかったから、ザルツブルクのコロレド大司教と大喧嘩の末、そこを去ったことは、たんにモーツァルト個人の生活史を超えた〈制度としての芸術〉にかかわる問題の発生を告げている。モーツァルトの我意の中で芸術固有の意味が結晶しかかっていたのである。もう一つには、結婚問題をめぐる父親からの離反がある。コンスタンツェとの結婚では、それまでかれにとっては絶対的な権威であった父を出し抜いた格好になり、青年モーツァルトの成熟を物語るエピソードなのであるが、これは神童神話を脱して、いわば普通の市民モーツァルトの誕生を告げてもある。そんなこんなで自立した芸術家としてやっていかざるをえなくなったモーツァルトは、なんといっても見栄えのするオペラでヒットをとばす必要にせまられていたのである。加うるに「ウィーンの春」とでもいいくなるようなヨーゼフ二世による雪解けが、文化的革新の雰囲気をつくりだしていた。ヨーゼフ二世は「玉座についた哲学」として啓蒙知識人の希望の星であったからである¹⁾。こうしたウィーンの文化状況がモーツァルトの作曲活動に追い風になっていたことは否めないだろう。

2

この『後宮からの誘拐』は、オペラといってもドイツ語の台詞と歌からなるオペラ、つまりジングシュピール (Singspiel) であって、オペラといえば、イタリア語によるイタリア風ものが宮廷の標準であった時代にあっては、いささか特異な印象をあたえるものである。しかし、ウィーン防衛軍がトルコ軍の攻撃に果敢に耐えたことが、後々トルコをボスポラス海峡の向こうへと駆逐することにつながったわけであるから、トルコという他者=オリエントをつうじた、なんらかの自己意識の高揚——この時期に「国民的意識」という概念をつかっていいかどうかは微妙である——とこのオペラがお国言葉を使用していることとは無関係ではないだろうと想像をたくましくしてしまう。しかし、実際のところ、啓蒙専制君主であるヨーゼフ二世にきざした「国

1) 山之内克子『ハプスブルクの文化革命』2005年講談社を参照。

民的オペラ」に対する早すぎた夢は、みるべき作品としては、この『誘拐』だけを残して潰えたのである。ちなみに後年のもうひとつのジングシュピール『魔笛』は、もはや宮廷という社会的地盤——ハーバーマスのいう顕示的公共圏 (die repräsentative Öffentlichkeit) ——を離れ、文字どおりお国言葉しか解さない市民大衆を相手にしていた。すでにモーツァルトはこの時にはもう、ギリシャ神話を素材にする、お高くとまったオペラよりも、大衆的なモチーフをとりこめるジングシュピールの方が自分の表現欲求にかなっていると思っていたかもしれない。ところで1784年にヨーゼフ二世は、官僚機構整備のためにドイツ語の強制を実行したが、領邦貴族や非ドイツ語系住民の反発をかった。〈帝国〉を〈国民国家〉化しようとしても所詮無理であったのかもしれない。

このオペラはなぜヒットしたのだろうか。第一にトルコ風の音楽がある。イエニチェリ (トルコ語で「新しい軍隊」の意、ドイツ語で Janitschar, 英語で janissary)²⁾の音楽、つまり縦笛、ピッコロ、トランペット、タンバリン、トライアングル、大小の太鼓などで演奏されるマーチは、ヨーロッパ人にはたいへん新鮮で魅力的に聞こえたらしい。もともとは1683年のウィーン郊外での勝利に際して、イエニチェリの軍楽隊全員を捕らえたことが始まりではあったが、その後ヨーロッパではトルコから楽隊が贈られ、楽しむためにイエニチェリ楽団がトルコ風の制服を着てパレードをしたりしたのである。マーチであるから、本来は味方を鼓舞し、敵を威嚇し、その神経をいらだたせるものであったろうし、トルコに攻めこまれた当時はヨーロッパ人にとって恐怖の対象であったろうが、恐怖が魅力に転化するということもよくある話ではある。余裕、つまりトルコの衰退ゆえにトルコ風が楽しみになったといえるであろうか。

第二にそのプロット。ヨーロッパの女性が海賊に襲われて、ハーレムに売り飛ばされ、そこに幽閉されているところを、ヨーロッパ人の恋人によって救い出されるというプロットもまた当時好まれたらしく、このオペラも、ライプツィヒの著述家クリストフ・フリードリッヒ・プレッツナーの『ベルモンテとコンスタンツェあるいは後宮からの誘拐』という作品——1781年にすでにヨハン・アンドレというオペラ作曲家が曲をつけていた——を、モーツァルトが台本作家ヨハン・ゴットリープ・シュテファニーとともに改作したものである。今なら著作権侵害、いやすでに当時一悶着あったそうだが、それだけ流行の素材であったことの傍証ではあるだろう。西洋の恋愛が東

2) オスマン=トルコは、14世紀末から、キリスト教徒の男児をリクルートし、イスラム教に改宗させた上で厳格な訓練を施して、政治や軍隊の中核に送りこむ制度を取り入れた。そうした人びとによって編成されたスルタン直属の近衛兵がイエニチェリであり、その軍楽隊がメヘテルハーネである。

洋の専制君主の権威と権力に打ち克つ、つまり「愛は強制されない」というメッセージは、野蛮な東洋にたいする西洋の道徳的優位の宣言であり、自文化中心主義の臭いがなくもない。ただ一对の男女の対等な関係性が家父長制の垂直的な男女関係を引き立て役にして際だたせられている点は、啓蒙期にあってユートピア的なポテンシャルをもっていたことを認めないわけにはいかない。逆に、そうではないトルコのハーレムが放つ魅力が、広々とした浴場で沐浴する女性たちといった図柄が象徴的にあらわすような魅力が、ヨーロッパの人びとをとらえたことを同時にいわねば一面的という誹りをまぬかれないだろう。ハーレムという対象は、愛憎ともに入れる容器であったわけである。

そして第三にももちろんその音楽。モーツァルトのオペラの真骨頂は、重唱（アンサンブル）にある。重唱は、独唱における孤独な内面表現でもないし、全体主義の臭いのする合唱でもなく、「複数性（ハンナ・アーレント）」が確保された協同性である。しかし、アンサンブルといっても「みんな仲良し」という風ではなく、かれのオペラの場合、多くは喧嘩や騙しあい満ちている。したがって哲学的概念を用いれば、「非社会的社交」「抗争をつうじた和解」であるが、モーツァルトは日常性を離れることはないから、重唱で歌われるのは、ほとんど痴話喧嘩や結婚詐欺まがいといったものである。カントもヘーゲルもこれにこれほど美しい光をあてることはできなかった。ヴォルテールが語ったとされる言葉に「私はあなたが言うことすべてに反対する。しかしあなたが語る権利を死ぬまで擁護する」というのがある。これは重唱と構造的に同一、つまり対立を含みつつ全体であるようなあり方の別の表現である。

この『誘拐』では後年の『フィガロの結婚』において完成されるアンサンブル・フィナーレほど大規模ではないものの、その片鱗は十分にうかがうことができる。たとえば、第二幕最後に二組の恋人たちによる四重唱がおかれている。ここでは、身分の高いカップルが再会を喜ぶところから始まり、もう一方のカップルによるハーレム逃走の手はず、男性たちによる女性たちの貞節に対する疑問、女性たちの激怒、男性たちの謝罪、そして最後に全員による愛の賛歌とドラマ仕立てで重唱が展開されていく。いやむしろ、重唱という形式そのものがドラマを担っているのである。また身分の高低によって、一方は丁重、一方は粗野と言葉遣いの違いも面白いのであるが、それらが渾然一体となってひとつの音楽を形成している。『ドン・ジョバンニ』における無礼講のパーティ場面（Viva la libertà [自由万歳]と全員の唱和が入るところ）で、三種類の舞曲が入り交じるところは、階級混交の音楽的表現とつとに指摘されているが³⁾、その萌芽はすでにここにあるのである。

3) 磯山雅『モーツァルト＝二つの顔』2000年講談社、17頁以下を参照。

3

18世紀にオペラが、オペラ・セリア（真面目なオペラ）とオペラ・ブッフア（ふざけたオペラ）の二つの流れとなって分立したことは音楽史の定説となっている。『誘拐』はその枠組からいえば、セリアの系譜に属している。というのもこのオペラは、後宮から逃走しようとした、コンスタンツェとデルモンテ、ブロンデとペドリルロという二組の恋人たちが、酒を飲ませて眠らせたはずのハーレムの番人オスミンにとっつかまってしまい、おまけにデルモンテが太守セリムの仇敵の息子であることまでが判明、かくて絶体絶命のピンチに陥った時に、死をもおそれぬ恋人たちの真情にほだされたか、太守セリムは寛大な計らいによってかれらを赦し、この太守セリムの高徳を誉め讃える合唱で大団円となるからである。

セリアのキーワードは、英語であれば〈clemency〉であって、もともとローマ神話における「許しと慈悲の女神」の名前 Clementia に由来する。この言葉は、とくに支配者が示す「情け深い処置」といった意味をあらわしており、〈mercy〉が「慈悲」「情け」といった意味で現在でも比較的よく使われているのに対し、当然のことかもしれないが、あまり使われなくなっているようである。18世紀におけるオペラ・セリア様式的确立は、絶対主義の時代と対応しており、絶対君主は、法を体現すると同時に法を超越した存在であって、後者の側面は超法規的な「慈悲」の行為によって確証される。したがって、この「慈悲」の行為を大団円におくオペラ・セリアは、絶対君主の絶対性を礼賛する機能を果たしているのである。これは「栄えよ、富めよ」という「君が代」的な君主へのゴマスリであると同時に、「そうあってほしい／そうあるべきだ」という要請ともとれる。異郷の場面を借りて現実の体制を批判することもまた啓蒙の伝統（モンテスキュー、ヴォルテール）に属するからである。とすれば、『誘拐』の宛先はヨーゼフ二世であり、太守セリムはヨーゼフ二世ということになるわけだが、ご本人であるヨーゼフ二世は『誘拐』があまり気に入らなかったようだ。

一方、オペラ・ブッフアのテーマは〈結婚にいたる障害〉であって、一組の男女がすったもんだの末に結ばれる、といったものである。このオペラ・セリアの幕間劇から発展したオペラ・ブッフアは、ジジク／ドラーにいわせると「社会的地位の向上、身分差の解消、階級差の克服をもとめる民主主義的なジャンルであり、そして、それは最終的に、共通の人間性、あるいは人間らしい共同体への展望を提示する。」「絶対主義国家という形式（消滅しつつあるアンシャンレジームの見た目の壮麗さ）とその中身（ブルジョア階級の勃興）との間の矛盾は、音楽的観点からいえば、セリアとブッフアの対立に移し替えられる」⁴⁾ということになる。

『誘拐』もまた、それが太守セリムの慈悲によってであれ、困難をのりこえて最後に恋人たちが結ばれるわけだから、ブッフアのテーマに違うことはない。では、どちら

が重いか、という話になるが、ドラマの内的力学としてはブッファだろう。筆者はかねがねこの『誘拐』の頂点は、死を覚悟し、それを喜んで受け入れようと歌う、コンスタンツェとベルモントのデュエットにあると考えている。二人はすでにここで結ばれているのである。それに青天の霹靂のように最後に降ってくるセリムの裁きは、専制君主の絶対性の方を向いているというよりは、開かれた道徳的論議の相対性の方を向いている。

これにて立ち去るがいい、そして少なくともお前はお前の父親以上に人間的になるがいい、そうすれば私の行為も報われよう。(Zieh damit hin, und werde du wenigstens menschlicher als dein Vater, so ist meine Handlung belohnt.)⁵⁾

さらに太守セリムだけが台詞のみで歌わないことについては、従来からいろいろ議論があるようである。実際のところ、予定した歌手が首になってしまったとか、トリヴィアルな事情が介在していたかもしれないのだが、このことは作品の完成度におおいに貢献する結果になったように思う。一般には、セリムの裁きはきわめて理性的なものであるから歌われるべきではなく、語られるべきものであるとする意見が有力なようだ。しかし、フィナーレの「太守セリム万歳！」の合唱の中で、演出いかんにかかわらず、セリムは孤独と諦観にとらわれているように見える。ここで勝利しているのは、セリア的な粹組にもかかわらず、恋人たちの方であることは明らかだからである。この点についてジジエク / ドラーはこう述べている。

君主は音楽から除外されることによって、その比類なき地位を維持している。しかし、そのためには、全人類の融和にもとづく共同体という啓蒙主義的な理想に導かれた、音楽上の共同体の外にいななければならない。(ジジエク / ドラー同上 73 頁)

こうなると『フィガロの結婚』で伯爵がこの共同体の仲間に入れてもらっているのは、かれが夫人をはじめとした一同に「許してくれ (perdono)！」と謝ったからという

4) ジジエク / ドラー著中山徹訳『オペラは二度死ぬ』2003年青土社、54頁以下を参照。(Slavoi Žižek/Mladen Dolar, *Opera's Second Death*, 2002 New York-London)。訳文は若干変更した。この議論は〈自律〉と〈慈悲〉をキー・コンセプトとしてモーツァルトのオペラを論じたイヴァン・ナーゲル著野村美紀子訳『フィガロの誕生』1992年音楽之友社(Ivan Nagel, *Autonomie und Gnade — Über Mozarts Opern —*, 1985 München。)に大いに依拠している。

5) W. A. Mozart, *Die Entführung aus dem Serail*, 2005 Stuttgart, S. 55. 以下リブレットからの引用は同書、いわゆるレクラム文庫版から。

ことになるだろう。『誘拐』における上から下される〈clemency〉は、対等な〈perdono〉に席を譲りかけているのである。たしかにフィナーレにおける合唱「恩を忘れるものを軽蔑しよう」（Wer so viel Huld vergessen kann,/Den seh man mit Verachtung an.）の中にある「復讐ほど醜いものはない／これに対し慈悲深くあることは人間的だ／そして私利をすてて許すのは／偉大な心だけだ」（Nichts ist so häßlich als die Rache; /Hingegen menschlich, gütig sein/Und ohne Eigennutz verzeihn./Ist nur der großen Seelen Sache!）⁶⁾ は、ほとんど市民的モラルのように聞こえるのである。

この合唱はヴォードヴィル（Vaudeville）とされており、ジングシュピールはこれで終わることになっている。形式上フィナーレは出演者全員の合唱で終わるという取り決めなのであるが、原義はフランス語で「街の声」（voix de ville）から出ており、その原義がある程度生きているのか、形式は有節歌曲（Strophenlied）と合唱の組み合わせで素朴であり、前者で二組のカップルがかわるがわる歌い、合唱の内容も教訓的なものである。しかし、このヴォードヴィルも最後はイエニチェリの君主礼賛の合唱で結ばれており、前者と後者は、どちらかを真面目にとれば、他方はパロディに聞こえてしまう。ジングシュピールの中でセリアとブッフアがいわば衝突している感がある。ある意味、すべてが込められているというところが、『誘拐』の独自の位置といえるのではないだろうか。

4

ビデオ化されている『誘拐』の中に、1997年8月のザルツブルク音楽祭での上演がある。このレジデンツの中庭に舞台と観客席をしつらえた上演は、指揮がマルク・ミンコフスキ、コンスタンツェ役にクリスティーネ・シェーファーを配し、音楽的にも立派なものなのだが、注目すべきはフランソワ・アブ・サレムによる演出である。この人物、母親がフランス人、父親がパレスチナ人で、イエルサレムに本拠をおく El-Hawakati 劇団を主宰しているとのこと⁷⁾。この二つの文化を跨ぐサレムの演出によって、『誘拐』は現在からの光をあてられ、痛快かつ知的刺激に富んだものに変容することになった。

以下このサレム演出の特徴を挙げてみよう。

1) 時間的に舞台は二十世紀末の現在に設定されている。冒頭デルモンテはアウトドア用のヴェストとジーンズをまとって段ボール箱から出てくるし、かれがオスミン

6) Ebenda, S. 57.

7) 詳しくは <http://archives.obs-us.com/obs/german/books/mem/n01a07.htm> (Web版 The New Middle East Magazine) を参照。

に手みやげとして渡すのは、ウィーン土産のチョコレート菓子モーツァルト・クーゲルンに見える。そして後宮の周りには有刺鉄線がおかれている。オスミンはときどきピストルを腰に下げ、その二人の部下はアラブ・ゲリラ風の衣装でつねにマシンガンを携行している。太守セリムも外交交渉をまとめたの帰国で登場。かれの台詞の中には「征服されて追放された」というものもあるし、オスミンは和平交渉には批判的だ（イスラム過激派?）。一方ペドリロからは「三人の民間人を人質にとるなんて卑怯だ」という台詞も飛び出す。

2) 空間的に舞台はトルコではなく、オリエントに拡大されている。したがって、リブレットにある「トルコ」という言葉は「オリエント」におき替えられ、これによって、ふたつの文化圏の対峙という側面を前面化させている。しかし、上記のように、いくつかのやりとりは明らかにパレスチナを連想させたりもする。

3) 笛と太鼓による、いささかも悲しいアラブ系の民族音楽が数カ所で挿入される。さらにフィナーレでは太守セリムをふくむ3人が旋回舞踏（スーフイーダンス）⁸⁾を踊る。モーツァルトの作品の中にオリエントの音楽と舞踏を組みこんでいるのである。

4) 後宮の女たちや民衆を登場させ、群衆劇的な要素を付加して社会性を強調している。たとえば、二幕冒頭は通常の演出であるとオスミンとブロンデだけが登場するのであるが、そこにさまざまな民族衣装を着た後宮の女たちを登場させている。その中には太守セリムの母らしき年配の女やセリムの娘らしき少女も混じっている。さらに、その中に親ブロンデの改革派と反ブロンデの保守派がいることが、彼女たちの所作によってはっきり提示される（ハーレムの公共圏化!）。オリエンタリズムの視線の中で、またオリエントそのものにおいて、ハーレムはもっぱら性的な搾取の対象であったり、支配機構の一環であったりしたわけであるが、ここでは政治的な運動の母体のように見える。いや、そうした見方すらわれわれの偏見で、ハーレムというさまざまな地域出身の女性たちからなる多文化的な場はそうした要素をすでにもっていたのかもしれないのだが。

5) 台詞は大筋ではオリジナル台本を踏襲しているが、すでに言及したとおり、細部ではかなり変更がある。二幕冒頭では、ブロンデがアリアを歌った後のオスミンとの対話中、ブロンデがハンドマイクで「くたばれヴェール! (Nieder mit dem Schleier!)」と叫ぶところがある。もちろんオリジナル台本にはなく、90年代以降フ

8) イスラム圏に見られる、多くは長いスカートをはいた男性が反時計回りでひたすら回りつづける踊り。もちろん本来は宗教的な意味をもったものである。ちなみにフィナーレにおけるモーツァルトの音楽とこのスーフイーダンスが絶妙な調和を生み出して、サレムの新奇な演出の数々が気に入らない人びともここは認めざるをえないようだ。

ランスやドイツで大きな社会問題となったヴェール（＝スカーフ）論争⁹⁾の影響があるだろう。

6) 太守セリムが後宮の女たちやコンスタンツェに向かって、詩かコーランをアラビア語で朗読する場面が数回ある。アメリカ版では英語の字幕がそえられており、ハーレム内の意見対立に対して和の大事さを説いたりしているのであるが、意識的に多言語的な状況をつくりだすことが狙いだろう。だれでもわかるお国言葉のオペラはもう成立しないよ、ということであろうか。

7) 第二幕の最後、二組の恋人たちによる四重唱の場面。ここは先にのべたように、いよいよ今晚後宮から四人そろって逃げだそうと話がまとまったのに、男性陣が女性陣の貞節に疑問をなげかけ、女性陣が激怒、さっそく男性陣が謝って仲直り、という流れなのであるが、冒頭再会を喜ぶコンスタンツェとデルモンテにブロンデとペドルリロが花冠をかぶせたり、ビデオ・カメラで撮影させて結婚式仕立てにしまい、制度としての異性愛を強調する演出がなされている。恋人たちが仲直りすると、後宮の女たちがあらわれ、「愛よ、万歳」と歌っているそれぞれのカップルを白い布でぐるぐる巻きにしてしまう。それを二人の幼女が「おや、まあ」とおもしろそうに眺めるのである。イスラム圏における女性のヴェールが宗教的・道徳的拘束であるならば、市民社会の基本単位としての一对の男女の愛による結びつきもまた、イデオロギー的拘束なのではないか、といいたげな演出である。

5

サレムの演出は、『誘拐』というオリエンタリズムの歴史の中でも出色の作品にオリエントそのものを取りこむことで、このオリエンタリズムを治癒しようという企てであると同時に、それによって文化間の疎隔を強調する結果にもなっている。たんなるエキゾチシズムならば、西洋内部で完結する東洋像ならば、疎隔の意識は生じようがないからである。しかし、ここでは戦略的に異化効果が導入されている。ザルツブルク音楽祭の観客で、太守セリムのアラビア語の朗読を理解できるひとはほとんどいなかったであろうし、フィナーレでスーフィーダンスを踊るセリムは、〈文化衝突〉から

9) 70年代から80年代にかけて、エジプトやトルコで、大学や知識人社会といったこれまで女性がスカーフをしていなかった領域で、政治的・宗教的主張をこめてスカーフを着用する女性が現れたことがこの始まりである。したがって、本来イスラム圏における世俗主義への反動（God fights back!）として出現したものが、その後フランスやドイツに波及して大きな社会問題となったのである。

日本版DVDでは「スカーフ反対!」と字幕で翻訳されているが、アメリカ版ではこの翻訳が脱落している。なんらかの配慮がはたらいたのであろうか。

自文化の中へ、それも自文化の中での忘我へ退却していくように見えるからである。ここでは、太守セリムの「慈悲」は、異なる文化間の地平融合に対する深い諦めが変わっている。一方なかなか諦めようとしなのが、つまり自文化をあくまで押し通そうとするのがオスミンであるが、やはりフィナーレでそのオスミンをセリムが宥めるところが印象に残る。セリムもまた半ばオスミンであるのだから。そして、今やそのような諦念こそが、つまり自文化の相対化こそが高徳のしるしであるとすれば、オペラ・セリアも形を変えて現在に蘇ったといえよう。

そしてこの諦念と拮抗して劇をささえているのが女性たちである。たしかに恋人の救出というアクションを企てるのはベルモンテという男性であるが、コンスタンツェが太守セリムの、ブロンデがオスミンの求愛に抵抗していなければ、この救出自体が無意味なものになってしまうであろう。コンスタンツェが歌う、ト短調の悲歌風のアリア「悲しみが私の運命となった」(Traurigkeit ward mir zum Lose) にセリムとの対話を介してつづく長大な、四つの独奏楽器(バイオリン、オーボエ、フルート、チェロ)にともなわれたアリア「あらゆる種類の責め苦が私を待ちかまえようとも」

(Martern aller Arten/Mögen meiner warten) は、作品全体の中で突出した印象をあたえるものであり、いわばこの家父長制権力への闘争宣言が、「やさしさとお世辞、親切とユーモアで女の子の心はたやすくつかめる」というブロンデ——「自由の身に生まれた」イギリス女——のアリアをお供にして、この作品のひとつの柱であることは間違いないからである。さらに彼女たちを応援するさまざまな地域から後宮にきた女性たちもいる。通常の演出であれば、『誘拐』はオリエンタリズムの図柄の中に啓蒙主義的な理想を書き込むといった風であるが、サレムの演出は、東洋自体が、ひいては西洋自体が内部に抗争をかかえていることに眼をむけさせる。一般に地域限定の文化論は、文化の一体性を強調して、その内部の抗争や抑圧を過小評価ないし隠蔽することによって、政治的機能を果たしているが、それを打破するのが女の視点ということになるのかもしれない。モーツァルトのオペラの女性たちは問題を普遍化するのに一役かっているのである。「トルコであろうがなかろうが、どこであれ女は女よ」なのである。

6

太守セリムが語る啓蒙主義的な理念だけであるならば、モーツァルトの手をわずらわせることもなかったであろう。しかし、ハーレムの中で自己主張を貫徹し、太守やオスミンを困惑させる女性像をいきいきとえがくためには、かれが必要であった。コンスタンツェとブロンデの存在が、太守の口をかりて語られる啓蒙主義的な理念を支え、血肉をあたえている。たしかにオスミンは「イギリスの男どもよ、お前たちは愚

か者か。お前たちの女に好き放題させて（O Engländer! Seid ihr nicht Toren? Ihr laßt euren Weibern den Willen!）」¹⁰⁾と歌って、問題を〈文化衝突〉の図柄に引きもどそうとするのであるが、女性たちはそんな図柄などいっこうに意に介すことなく、生きたいように生きているようにみえるのである。

ところで最近、日本におけるドイツ映画祭で、2005年にFatih Akin監督の〈Gegen die Wand〉（日本での劇場公開題名『愛より強く』）が、2006年にAngelina Maccaroni監督の〈Fremde Haut〉（『他人の肌』とでも訳すべきか、日本では劇場未公開）が上映されている。こうした映画の存在は、ドイツにとってオリエントとのつきあい、ムスリム系との共生が、つとに内部化されて国内問題になっていることのあらわれであろう。前者はドイツに生活する若いトルコ人女性が、性的な自由をえる目的で、厳格な親元から逃れるために偽装結婚をする話であり、後者はイランから死刑の恐怖を逃れてドイツにやってきたレスビアンのイラン人女性が、空港の収容施設で自殺した青年になりすましてドイツで生活する話である。この二つの映画、ひとりの女性の生き方に焦点をあて、その愛の顛末を描く、いってみればメロドラマではあるのだが、自らをとりまく宗教的・道徳規範との激しい衝突をふくんでいる。告発されている対象はそれぞれ明らかであるのだが、それが〈文化衝突〉を越境してしまう女性たちによって担われている点で、これらヒロインたちはコンスタンツェとブロンデの末裔のように思えてくるのである。

10) W. A. Mozart, S. 25.

カルチャー・ショック —異文化間の相互理解をいかに評価すべきか

アンドレアス・リースラント

まず、今年 [*] の6月3日にドイツの雑誌『シュピーゲル』のオンライン版で見つけたある会社紹介のサイトからある一こまを紹介したいと思います¹⁾。その会社は、ジーゲンにあるウッチュ社といい、自動車のナンバープレート生産では世界市場をリードする地位を確立しています。社長のマルティン・ウッチュ氏は成功の秘訣としてその経営哲学の主要な点を三つ挙げています。すなわち、「[1.] 革新に関する理念を持たなければならない、[2.] 他社にないユニークなものを提供しなければならない、[3.] いつも他社より一歩先んじていなければならない」ということです。しかし、ウッチュ氏によれば、国際的な取引においてはこの三点にさらに重要な要求が付け加わって来ます。それは、他者に対して文化的に開かれていることです。「外国で成功したい人は、異文化の習慣を受け入れなければならない」のです。その点を明確にするためにウッチュ氏は、自分のビジネスライフから、具体的にはトルクメニスタンの内務大臣との交渉から一つのエピソードを紹介します。ウッチュ氏によれば、そうした交渉においては何と言っても酒が強いことこそ、ウッチュ氏にビジネスチャンスを与えてくれたものだったのです。実際に交渉が成立したのは17杯ウォッカを飲んだあとだったというのです。

もちろん、これは文化的な適応力と言ってもどちらかというの特異な事例ですが、それでも私からすると、ビジネスライフにおいて交渉相手の社会的習慣や文化的習慣に関する知識が実際にいかなる意味をもつかということがはっきりと現れています。つまり、ウッチュ氏の会社に成功を約束したのは、もちろんウッチュ氏が酒に強いことそのものではありません。むしろ、トルクメニスタンで商談を行なう際には酒に強いことが重要だと予め知っていたこと、その結果として、この交渉を会社でも特に酒

1) SPIEGEL ONLINE-03. Juni 2006

URL: <http://www.spiegel.de/wirtschaft/0,1518,419605,00.html>

[*] 本稿のもとになっているのは、2006年9月16・17日に開催された日独ビジネスエシックスシンポジウムにおける発表原稿である [訳者註]。

の強い者に任せた決断こそ成功の秘訣だったと言えるのです。その担当者はまさに社長自身だったのですが。

ビジネスにおける交渉相手の「背景にある」文化的習慣を知ってそれを受け入れることは外国でのビジネスが成功するための不可欠の前提条件であること、そのことは企業経営上では当たり前の知恵だと言えましょう。しかし、ドイツのビジネスマンたちの話を聞いていると、日本におけるビジネスに関してはいくつかの点で現在でもかなりの曖昧さが支配していることが私にははっきりと分かります。それは、[1.]日本人ビジネスマンに対してどうしたら適切に振舞えるか、[2.]日本人ビジネスマンの行動をどのように理解したらいいのか、そして何よりも、[3.]どの程度まで日本人ビジネスマンを信頼してよいのかという点です。そうした点で曖昧さが支配しているのは、文化的な適応力の重要性に関する知識には、そうした適応力がどうしたら身につくのか、あるいは何を規準として定められるのかということまで含まれているわけではないからです。

こうしたジレンマに直面しているのは何よりも中小企業ですが、そうした企業は日本に自社の支店を置くことができず、その現地の業務は（時おり見本市を訪れたり仕事で出張することを除けば）たいてい日本人仲介者に任されているのです。この仲介者が提供すべきことは、何よりも日本の業界の特有さについての信頼すべき知識です。具体的には、そのビジネスに関わる仲介者のネットワーク、その時々の特徴に関して仲介者が持っている知識、両国の文化的習慣や社会的習慣に関して仲介者が持っている知識です。ドイツ人の顧客に対して仲介者たちはこうやって効果的に日本市場への入口を開けてやることができ、同時に日本市場がドイツ人顧客に要求していることをドイツ人顧客も納得し理解できる仕方で示すことができます。こうして、これら仲介者たちはドイツ側と日本側の交渉において鍵を握る位置にいます。ビジネス上の結び付きを純粹に媒介することに加えて、仲介者たちは橋渡しの働きをすることになります。つまり、仲介者たちはドイツと日本のどちらの側にも他方のビジネス論理を理解させ、そうやって、最終的に双方が信頼関係を作るのを助け、双方が儲かるビジネス関係を結べるようにするのです。

仲介者にとってこうした信頼関係を構築する働きは潜在的なリスクを孕んでいます。というのは、仲介者は自分が仲介する両方を相互に理解させようとはしますが、それが上手く行き過ぎると、最悪の場合には自分が不必要になり結果的に自分の仕事の基盤を失うことになるからである。仲介者なしで話が進むのであれば、何のために仲介手数料を支払ってまで仲介者に仕事を依頼するのでしょうか。[しないでしょ。]

したがって、自分の仲介によってのみビジネスが上手く進展しうることが保証されるようなさまざまな担保を手に入れようとする傾向を仲介者から見て取ることができます。そうした担保を手に入れようとするときの理想的な方法は、自分が顧客を代表

するただ一人の仲介者であるという独占契約を結ぶことです。その契約はすでにビジネスを勧めるに先立って結ばれます。この種の契約は、交渉において仲介者がきわめて強い位置を占めることを要求しますが、それは絶対的な担保にはなりません。というのも、まさに国際的なビジネスでは、仲介者が契約をいつでも切られることは全く珍しくないからです。したがって、法律的にだけでなく事実上も契約を変更不可能なものにしておき、強制的にドイツ人顧客が日本では仲介者を通さず仕事ができないようにしておくのが、より効果的であることとなります。

要約しますと、自分が仲介する双方にとって実りのあるビジネス環境を作ることはたしかに仲介者の利害関心なのですが、しかし他方で自分の仲介者としての働きが無視されないように双方の距離を適度に保っておくということも仲介者の利害関心のうちにはあるわけです。どちらも満たすための振舞い方にはさまざまありますが、本報告では二つだけ簡単に言及することにしましょう。

[1.]言葉の上での壁。交渉場面をコントロールするのにきわめて効果的な方法は、ドイツ側のビジネスマンが同席していても日本側との交渉を一貫して日本語で行なうことです。そのことに関して日本側のビジネスマンから異論が出されることはほとんど予想されません。というのは、日本側は自分の立場を母語で示すことができ、その伝達は外国語の達者な仲介者に任せることが出来るからです。しかし、英語という共通の意思伝達言語を通して交渉をコントロールする可能性あるいは交渉に介入する可能性が日本側には残されています。それに対してドイツ側のビジネスマンは交渉プロセスの重要な部分から実際には排除されたままです。

[2.]文化的な壁。日本側の顧客との交渉においてだけでなく、日常生活やビジネスライフのほとんどあらゆる領域にわたって、ドイツ側のビジネスマンに対し、日本文化や日本社会のいろいろな特徴を、それが実際にそうであろうとそう思い込まれているだけであろうと、強調すること、そしてドイツ人ビジネスマンに、日本の環境と付き合うことがいかに難しいかを繰り返し思い浮かべさせることです。ビジネス上の会食や会社訪問からはじまり余暇の過ごし方に至るまで、数ヶ国語が通じるホテルや見本市会場の外では事情に通じた仲介者の援助と案内を必要としているということをドイツ人側に分からせるチャンスはいつでもあります。

ドイツ人ビジネスマンにとってこれはとくに二つのことを意味します。まず、ドイツ人ビジネスマンは、ヨーロッパやアングロアメリカでなら日本でより頻繁に行なわれる当たり前の行動や交渉を仲介者の頭越しに行なうことを明らかに許さない日本の環境をつねに距離を置いて〔疎遠なものとして〕経験します。さらに、ドイツ人ビジネスマンには仲介者の行動や交渉を効果的にコントロールする可能性がありません。ドイツ人ビジネスマンは、仲介者の誠実さを信頼し、自社の売上の最大化は仲介者のビジネス上の利害関心と相関関係にあると思っておくしかないのです。

もちろんそうした信頼は明らかに多くの場合にも完全に成立するのでありまして、仲介者の誠実さが数十年にわたり双方の利益になった数多くの事例を挙げることができます。しかし、仲介者が日本市場での他の会社の利害関心をも代表している場合には、利害関心の衝突と不安定な誠実さが少なくとも潜在的に存在していますから、[ドイツ人側が] 職業上健全な疑惑を持つことは当然です。それでもドイツ人ビジネスマンの側にとってその場の交渉をコントロールする手段は受注記録簿を見ることしか残っていないのです。

それだけでなく、日本でのビジネスを負担に感じさせるさらなる要因が加わります。それは、解消されない誤解、満たされない期待、あるいはドイツ人ビジネスマンにとって理解できるが受け入れられないローカルな商習慣などですが²⁾、そうした要因が加わると、交渉における自分の無力さや交渉プロセスの曖昧さの体験が、日本のことが話題になる時のその人なりの心構えを作り上げていくことは不思議ではありません。つまり、日本人の国民性について、広告のように誇張されステレオタイプで一般化された表現にこだわるのです。たとえば、「君は日本人を信頼できない。彼らは君に面と向かって嘘をつき、そのうえ君を嘲笑うのだ」というような表現です。これはある電気技師がかつて三ヶ月間の日本での経験を私に報告してくれたときの言葉です。

交渉プロセスの曖昧さを体験することは他方で、他のチャンネルを通して日本の業界の固有さについての知識を手に入れ、将来の交渉を見越してより有利なスタート地点を確保しようとする欲求を感じさせます。それでビジネスの領域においては日本のビジネス環境に関する信頼できる情報が盛んに求められるのです。しかし、ドイツにおけるビジネスの領域での情報提供は比較的限られています。企業コンサルタントを通じた個人的学習や訓練は小さな企業にはしばしば時間と費用の面で負担をかけます。そういうわけで、商工会議所 IHK や日独産業推進委員会 DJW などによる継続研修サービスのほかには日本についての専門の文献や一般書を読むしかありません。

しかし、日本に関する膨大な文献に目を通して見ると、日本的な思考様式や日本的な商習慣について実際に適切な情報を提供してくれているような本がどうしたら見つかるのかという疑問がすぐに浮かんできます。というのは、日本に関する読者の関心のおかげで、日本社会と日本文化を分析したもの以外にも数多くの作品が市場で見ら

2) ビジネス文化の違いによる衝突にはあらゆる規模の会社が見舞われます。Moeran (1996; S. 74ff.) はドイツの有名な自動車メーカーの事例を引用しています。そのメーカーは、日本の広告代理店がライバル会社の広告をも同時に担当していたので（日本ではそれが普通なのですが）、契約を切ると言って日本の広告代理店を脅したのです。かなりの時間と資金をかけて、そして会社内部の根本的なリストラをしてやっとその代理店はドイツ人顧客の疑いを晴らしその後も契約関係を続けることができたのです。

れるようになりましたが、それらの作品は、テーマの選択、表現の仕方、日本の解釈においてたしかにエキゾチックで滑稽なものに対するドイツ人読者の関心を満足させてはいるものの、日本と日本人の記述に関して批判的な読み方には耐えられない代物だからです。事実とフィクションをきちんと区別するのは素人には難しいでしょう。というのも、一般人読者が本を選び読む際に何を手がかりにして、著者が実際に専門的な能力の持ち主で、自分の書いているテーマについて広く詳しく論じることができると確信できるというのでしょうか。

買うべき本を挙げるとすれば、私は『イケてない日本人 日本人のホントのところ Darum nerven Japaner』を選びます。選んだ規準は、日本について今おそらく最も論争的になっている出版物の一つだということです。この本は、2002年にアイヒホルン社から刊行され、少なくとも仕事で日本と関わっている人たちの間ではホットな論争を呼び起こしました。ドイツではちょっとした人気を博してとてもよく売れ、新版を文庫で出すほどでした。この本の日本語版も市場に出ましたが (Neumann 2001)、それについては後で触れます。著者クリストフ・ノイマンは日本の大学を卒業したコンピュータプログラマー兼フリージャーナリストです。数年前に北野武の「ここがヘンだよ! 日本人」に出演してから知られるようになりました。この本はドイツ人著者が自分の周りの日本社会のおかしなところを追及したものであり、原稿用紙の上で感情を爆発させつつ日本での生活と日本社会に関して感じた難しさを書き綴ったものです。日本 [人] の日常生活のまさにここが日本 [人] 的だという点に関する記述はところどころユーモアに溢れてもいますが、多くの箇所では日本社会を異質なものと見なし誇張して描いています。その意地悪さは本文中の口絵写真として選ばれたものを見れば分かります。

この本の内容にはこれ以上立ち入りません。このシンポジウムの趣旨から言って内容以上に興味深いのは、このような著者がドイツの読者からどのように受け取られ、そしてどの程度日本文化の専門家と見なされているかという問題です。

私の研究対象としてはこの本に対する読者の批評が役に立ちました。それらの批評は、Amazon Versand 発注部門のウェブサイト上で見られます。その批評サイトにはどんな読者でも無条件で自分の意見を書き込むことができます。そのさいもちろんアマゾンには誹謗中傷や法的に問題のある書き込みを削除できます。この研究に取り掛かった今年6月の時点ではノイマンのこの本に対して、詳しいものをも含む73個の批評が載っていました。最初のもは2002年5月13日であり、最後のものは2006年6月23日です。

これらの批評を全体として見ると、はっきりと二つの正反対の立場に分かれることが分かります。一方は無条件の賛成を示し、他方は明確な拒絶を示しています。その間の中間的立場は極めて少ないです。こうした二極化の傾向はそれ自体としては人目

を引くものではありません。というのは、こうした批評を書くのは、何よりも読んだ本に情緒的に反応して、自分の意見を書き込もうと時間と精力を費やす気のある人々だからです。したがって、そうした人々によって書き込まれる批評はどうしても極端になりがちでしょう。しかし、その点でもノイマンの本は明らかに特殊です。というのは、第一にその本に寄せられた批評の数は平均を大きく上回っており³⁾、第二に読者の意見は同じテーマの他の本に比べてよりはっきりと二極化しているからです。

私がまず問題にしたいのは、意見を寄せた読者が現代日本社会を経験している度合いとその意見の偏りとが果たしてまたどの程度まで関係しているのかという点です。それを明らかにするためにノイマンの本に対する批評を六つのグループに分類したいと思います。

21のサンプル——そのうち10が拒絶を示し、11が推薦しています——からは、その批評者が何らかの日本経験を持っていたかどうかは分かりませんでしたので、この考察からはそれらは除外します。残りの52のサンプルは、以下のように分類できます。

- 日本人による批評（5人）
- ある程度まとまった日本経験を持っているドイツ人からの批評（11人）
（少なくとも一年以上の滞在経験があるドイツ人）
- 日本経験の長さや中身がよく分からないドイツ人からの批評（1人）
- それほどまとまった日本経験をもたないドイツ人からの批評（14人）
（短期間の日本旅行者あるいは日本以外で日本人と出会ったドイツ人）
- 日本経験をもたないドイツ人からの批評（21人）

まず、まとまった日本経験を持っているドイツ人のケースでは、ノイマンに賛成したのが六人で反対したのが五人でした。結果から賛成反対が拮抗しているのがわかります（もう一人反対がありますが、その人の日本経験の程度がわかりませんので、ここでは考慮に入れませんが）。それに対して、日本経験を全く持たないドイツ人またはほんの少ししか持たないドイツ人の場合では、賛成反対のバランスは明らかに崩れます。日本経験をまったく持たないドイツ人の場合では明らかにノイマンに対する肯定的な意見が優勢になります。ノイマンに反対が三人に対し、賛成は十三人です（残りの五人については賛成反対が混じった意見でした）。まとまった日本経験をもたないドイ

3) 他の本と比べて見ると、Tokyo Tango (2000) は七つ、Kulturschock Japan (2004) は六つ、14 Wochen Japan (2005) は三つ、Nichts Besonderes, nur mein Leben. Taisita koto nai jinsei. Gespräch mit alten Japanerinnen (1997) は一つ、でした。

ツ人でも、ノイマンに賛成が12人、反対が2人でした(まとまった日本経験がないとは、何らかの形で少なくとも一度は日本に接したことがあっても、日本のことを深く考える機会がなかったということです)。

興味深いのは、5人の日本人あるいは日系ドイツ人の場合です。一人の日本人男性と一人の日本人女性ははっきりと拒絶を示していますがもう一人の日本人女性と一人の日系ドイツ人女性は逆にはっきりと誉めています。もう一人の日本人は確かに誉めているのですが、オリエンタリズムのお手本のようなアイロニカルな調子です。

日系人を含む日本人とまとまった経験を持つドイツ人の場合、賛成と反対はかなり拮抗していると言えます。ノイマンに賛成の側は、「的確に言い当てている」「どこを読んでも思い当たる節がある」「私の言いたいことを代弁してくれている」という言葉が判で押したように繰り返され、反対の側では「色眼鏡で見ている」「誇張」「一面的」「表面的」「受け入れようとする気持ちがない」という言葉が出てきます。しかし、全ての意見に共通しているのは、ノイマン本を評価する基準が評価する人の個人的経験に根差しているということです。それに対して他の規準ははっきりと述べられてはいません。何人かの人は確かにノイマンのパーソナリティに触れてはいます⁴⁾。しかし、ノイマンが日本文化について語る専門家として相応しいかどうかという点は問われてもいないし、その本を重視する基準として引き合いに出されてもいないのです。

まとまった日本経験を持たないドイツ人あるいは日本経験を全く持たないドイツ人の場合には、ノイマン本の信憑性をどうやって確かめるのかという問題が生じます。というのは、その人たちは長期的な日本経験にもとづいて判断できるわけではないからです。もちろん、このグループの若干の人にとってはそうしたことが全く問題にならないように思われます。その人たちにとってこの本の内容が正しいことは前提であって、その本は「精確」で「真面目」なのです。というのは、「日本の実際の姿を他者の目で眺めている」⁵⁾からです。[しかし、] どうしてそのように確信したのかの説明はありません。ただし、こうした意見は少数派でして、たいいてい人は、自分の意見にしっかりした証拠をつけようとしています。それらの証拠がどんな体験に基づいているのかを以下に示します。

4) 二つのコメントは本より著者について述べています。その人たちはノイマンを明らかに個人的に知っているか、あるいは“ここがヘンだよ！日本人”を通して知っている人たちです。

5) 以下の引用は全てこの本の書評についてのアマゾンウェブサイトから取って来たものです (http://www.amazon.de/gp/produkt/customer-reviews/382183594X/ref=cm_cr_dp_2_1/302-1900232-8187202?ie=UTF8&customer-reviews.sort%5Fby=-SubmissionDate&n=299956)。ただし、ウェブサイトが絶えず更新されるので、この情報源の日付をはっきり示すことは不可能です。

それほどまとまった日本経験を持たないドイツ人の場合も、まとまった日本経験を持つドイツ人の場合と同じように、それまでの個人的な日本経験あるいは仕事上の日本経験がこの本の評価の決定的な基準になっている人が若干います。

「私には日本との個人的繋がりがありません（日本に行ったことはないが）。この本は多くのことを思い出させてくれます。」

「私自身…じかに日本人に接したことがあり、よく不思議なことを目にしたので、著者の話は…急所をついていると思います。」

自分の意見を補強するために、日本をよく知っていると見なされている第三者を持ち出してくる人もいます。

「世界をまたにかけて旅をしている私の知人が、この本に太鼓判を押しています。」

「私の日本人の友人も、不意を突かれたように感じながらも感激していました。」

「この本は日本の日常をととても的確に描いていると思います。日本に行ったことのある友人たちがそれを請け負ってくれています。」

他の人たちは、自分の経験にも第三者の経験にも基づかず、著者が間違っただけを言っていないと無理やり信じるか、似たようなテーマの本と比較することによって、内容のクオリティを評価する基準を探そうとします。

「…日本についての本で、目新しいことが載っていて決り文句が踊っているだけではないものはなかなか目にしない。この本はその点で際立っている。」

「…ガイドブックに載っている日本の「習慣」をちょっと変わった視点から [論じている] …」

しかし、本の内容の信頼性に関する問題は著者のパーソナリティに最も多く結び付けられています。その場合、日本での生活や学業といった履歴、日本語の知識、テレビ出演といったことが基準となっています。

「[この本は] 日本を詳しく知っている一人のドイツ人の視点から日本の悪い習慣を語っています。著者クリストフ・ノイマンは日本の大学で学び、日本人女性と…結婚し（あるいは同棲し）、日本で十年以上生活しています…」

クリストフ・ノイマンは日本の大学に在籍し卒業しています。東京でコン

ピュータプログラマー兼フリージャーナリストとして生活していて、自分の書いていることについてよく知っています。

私は、著者は…日本語が上手であることを知っています。

著者は流暢に日本語を話しますが、それは日本の日常についての理解から分かります。

クリストフ・ノイマンは日本のテレビ番組に出演していて、その中で彼は他の外国人出演者と一緒に日本のヘンなところについて議論しています。

こんなひどい言い方をされて、それでもなお著者を誉めるなんて、日本人はおそらくマゾヒスティックな気質を持っているに違いありません。

この本は最初に日本で出版されたという事情もまた明らかに、かなりの人に影響を及ぼしている決定的な要因になっています。

この本がまず日本で出版されよく売れたということも言うておくべきです。

[ノイマンの本が] 日本で何ヶ月もベストセラーであったのは当然です。

ノイマンの本は [日本で] 一定の影響を及ぼしたように見える。

先に述べたように、これらの意見を見てみると（一部分しか載せていませんが）、この本を日本社会をリアルに描写したものとして深く考えずに受け取っている読者が時々見受けられます。あるいはもう一方の極端としてたんなるおしゃべりであって、客観的な考察と見なしていない読者もいます。しかし、他の事例も示しているように、多くの人は単なる好き嫌いを越えて、本の内容が信頼できるかできないかの規準を打ち出そうと試みています。さらに目立つのは、日本についての個人的な経験の他に著者の履歴が引き合いに出されていることです。

しかし、[履歴といった] 客観的に見える情報もよく考えるとそれほど証拠能力があるわけではありません。というのは、そうした情報も結局のところ、本の内容そのものを特徴づけているのと同じメカニズムに支配されているからです。著者の履歴と著者が日本通であることの情報は、まさにその著者自身と出版社が書いたものですが、著者自身も出版社も著者の信頼性をできる限り強調しようとするのは当たり前でしょう。また日本を知らない読者は、日本についての限られた知識の範囲の中でこれらの情報を解釈しなければなりません。そのような読者には、解釈の手がかりとして自分自身の経験と常識的な人間理解——ノイマンのように日本で長く生活し大学を卒業し働きテレビにも出る人は、日本語や日本文化を完全に把握しているに違いないという人間理解——しか残されていません。

まさにこの結論のうちに誤解の危険が潜んでいるのです。というのは、ドイツ人の

視点からは当然でも、そうした論拠は日本に関しては確かめられないことをあまりに多く含んでいるからです。たとえば、日本語で流暢に振舞うためにどれくらいの年月がかかるか、日本の大学を卒業するために、あるいは東京という大都市で日常生活を送るために本当にかんりの日本に関する知識が必要であるか、出演したテレビ番組は何を狙いとしているのか、この本の日本語版が本当はどれくらい売れているのか。

ドイツ本国しか知らない人の経験ではこれらの問いに説得力のある回答を出すことはできません。それにもかかわらず、著者のパーソナリティに関する著者自身の主張は少なからぬ評者にとっては著者を知日家とみなす根拠として役立っています。カバーに書かれた宣伝文に関しては、明らかに評者はテキストの外部にテキストの内容を確かめる規準を探そうとしません。どうしてそうなのかということについて考えてみましょう。

一つには、日本の日常についての著者の論述が創造できる範囲をはるかに越えていて、信頼しようと思ったら何らかの正当化を必要とするということがあると思います。また、著者を知日家と称する著者自身（あるいは出版社の）主張は、評者にとってはそれ以上吟味を必要としない決定的な事柄なのです。

さらに著者の文体にも一因があると思います。評者の多くが明らかにこの本を面白いと感じているのですが、本の内容が面白ければ、読者は著者にシンパシーを感じるし、著者のパーソナリティに関しても、ユーモアの少ない著者が書いた場合より信用しやすいでしょう。

しかし、結局のところ、なぜ著者がこれほど信頼を勝ち得ているのかと問うことは無意味です。著者が信頼されていて、知日家として確固たる地位を持っていると評者の目には映っており、こうした要求は今さら確かめられる必要はないということは事実なのです。著者自身が日本に関する専門家としての地位を要求し、読者のかなりの部分がその地位を認めているのです。

ここでやっと先のビジネスマンについての話に戻ります。そのビジネスマンにとってもこのノイマンの本は日本社会と付き合うための数多ある手引き書の中でも特に目立つでしょうし、そのビジネスマンもこの本の中に、日本との付き合いの中で自分が気付いた事柄をたくさん再発見できるでしょう。著者の相応しさについてもそのビジネスマンは著者自身の説明をかなり信頼するでしょう。そして日本という国と日本人について一定の理解を持つに至るでしょう。その理解は最後に挙げた事例（付録1を参照）ほど極端な結果にはならないでしょうが、それでも実際の出来事を捉えそこなっています。

私から見ると、ここに比較的少ない予備知識でもって、通俗的な文献から現代日本社会のイメージを作ろうとするナイーブな読者にとって重要な問題が潜んでいます。日本はドイツではいまだ未知数の国であり、そこで自分たちに理解できる規準をもと

にして日本に関する専門家を必要とし、その専門家が一般読者によって認められもするということは今でも比較的容易に起こります（それはノイマンの本が日本で売れたことのうちに典型的に示されています）。そして本から辛辣な感じを読み取られ、真実は差し引いて考えなければならぬと分かっている場合でも、批評からは、著者が読者に理解されていて著者の日本イメージがしっかり浸透していることが分かるのです。

それに対してちゃんとした日本学の専門家はあまり反論しません。たしかに学術的な集まりではノイマンの本に激しい反撥がありました。一般人にはほとんど知られていません。日本学に関する公刊著作は学者の興味を大いに引くものではあっても、予備知識がなくても分かる確実でしかもコンパクトな情報という素人の要求を満たしてくれません。だから、砕けた文体とセンセーショナルな話題でもって一般読者に分かり易い（だからまた取っ付き易い）説明の模範を提供することを心得ている書き手に、専門の日本学は勝手し放題に振舞われてしまうのです。

私がドイツに欠けていると思うもの、それは、現代日本社会についてのハンドブックです。日本学のしっかりとした知識に基づきつつ、関心を持つ素人にとっても分かり易いもの、つまり、難しすぎる専門用語をなるべく避けつつ面白く読めるものです。それが可能であることは、アングロサクソンに関する通俗科学的な文献があることから充分に分かっています。幸いにもドイツには「日本に関して」そうした試みは見られます。たとえば、Japan-Handbuch (1984) がそうです。ただし、やはり細かすぎる叙述が素人には妨げになっています。日常生活で使うには、細かすぎ、項目が多すぎ、専門的すぎます。おまけにその改訂版 (1990) でさえ多くの分野に関して情報が古くなってしまっています。もうそろそろ専門家でない読者を対象にした新しい Japan-Handbuch が書かれてもよい頃ではないでしょうか。

最後にもう一度、ノイマンの本について触れさせてください。私はノイマンのこの本に使い道があることを認めるに吝かではありません。というのは、この本は日本と日本人に対する和やかな関係を作るのに役立ったという意見を寄せた読者も中にはいるからです。

私自身、義理の姉妹に苛立ちや、時には激しい怒りを覚えずにいられません。この本によって自分のそうした側面を受け入れやすくなりました。

…この本の中に同じような出来事を発見して、「日本人・日本社会という」異質で複雑なこの種の問題に対する自分の攻撃的態度を和らげるのに役に立ちました。

「この本のおかげで」しばしば苛立ちを覚える出来事でも気楽に受け流せます。

少なくとも一人の女性読者にはノイマンの本が、典型的な文学的ユートピアとして

つまり、自分自身の生まれ育ったを顧みる切っ掛けを与えてくれるというという意味で役立ったと言えます。

私はこの本がとても示唆に富むと思います。なぜなら、私と私の母国の文化とを批判的に振り返りおかしなところがないかどうか探してみるという考えを起こさせてくれるからです。

誇張や歪曲にもかかわらずノイマンの本は実際に日本文化を経験してカルチャーショックを受けた〔ドイツ人〕読者が、日本社会を正当に評価しないことによってではありますが、日本とより気楽に付き合えるようにしてくれるのです。

私は頭がおかしくなったのか、それともおかしいのは日本人のほうなのか。この本のおかげで後者のほうだと答える自信を取り戻すことができます。

それ以上にこの本は、日本社会と関わる際に起こりうる問題に敏感にしてくれる具体的な例証として、日本文化に対する事前の心構えをするために有意義です。ノイマンが意図した日本に関する情報を度外視し、それを語っているノイマンが日本という環境へどのように反応したのかということへと視線を集中すれば、テキストからはっきりと、どの点で日本の現実の日常生活がドイツ的な論理と衝突するのか、ということが浮かび上がってきます。この本は、相互文化交流における、フラナガン（1954）の言った意味での危機的状況における心理的ストレス Critical Incident に該当する問題を際立たせるための見本を買って出ていると言えます。

しかし、それが分かるためには、そうした読み方を訓練するかそうした読み方を教えてくれる解説書によるかして、その本を反面教師として評価できることが必要です。そうした専門的な手引きがなければ、そのような読み方は一般読者に期待することは無理です。だから、大多数のドイツ人の読者にとってノイマンの本を読むことは、批評に明確に現れたような結果になるのです。つまり、著者が誇張するきらいのあることは分かるのですが、著者が描いた日本のイメージが問題視されることはほとんどありません。著者に反対し読者があまりセンセーショナルリズムに乗らずに日本を認知するのに手を貸すことこそ、ドイツの日本研究が取り組むべき課題であるといえましよう。

付録1 クリストフ・ノイマン著『イケてない日本人 日本人のホントのところ』に対する 2006年6月23日の書評

・クリストフ・ノイマンは日本の大学に在籍し卒業しています。東京でコンピュータブ

プログラマー兼フリージャーナリストとして生活していて、自分の書いていることについてよく知っています。彼は日本人の行動を観察し、それを——たっぷりとエスプリを利かせて——読者にこと細かに伝えてくれています。——

・日本人はお上に忠実にまた根回しをして生活のあらゆる場面で融通の利かない規則に従っています。他人がこの規則を自分のために打ち出し、この規則が結局はみんなの利益にならないことが明らかなきときには、この規則の背景が明らかにされることはありません。

・やたらと意味もなく自分の住まいの中でスリッパを履き替え、やたらと意味もなく奇妙な流行の強制に従い、やたらと意味もなく団体パック国内ツアーに参加する。外国旅行と同じでそこから日本人は文化について学ぶものがほとんどありません。だって、ゼいたく品を買いあさり、食事に興味を示すだけのように見えるからです。ただしたくさん食べたいだけです。

・ノイマンによれば、日本人は生まれつきの消費家です。日本人にはほとんど何でも買わせることができます。なぜなら、日本人の卑屈で無批判的な態度はかんたんに彼ら自身を無防備に商業広告の餌食にしてしまうからです。

・日本の抑圧的な社会システムは道徳のダブルスタンダードと不誠実さを生み出しています。つねにみんなで誤魔化し合っています。それに経済システムは完全イマフィアに牛耳られているように思われ、病院まで犯罪者にひどい目にあっています。表向きにはそんなことは分かりませんが。臆面もなく嘘をつくのには、それは取り繕われ隠されています。全体として規則が相変わらず存続シタテマエが守られ続けることが大事なのです。

・日本人にとって本当に大切なのは仕事です。ノイマンが言っているように、職場では日本人は完全に奴隷です。自分の意見というものを持たず口に出しません。クリエイティブになるのは、上司がそれを求めたときだけです。自主性など全くありません。一言で言えば日本人は他人にコントロールされているのです。

・普通のデートさえ融通の利かない規則でがんじがらめです。初めからデートの目的であるセックスはしたい放題なのに。日本人はキリスト教的背景を持つヨーロッパと違って、道徳的な抑制を基本的に知らないのです。ただ規則に反するのを怖がっているだけなのです。

・喜びのないことを楽しむヨーロッパのプロテスタンティズムも裏の顔を持つ偽善的なアメリカのカルヴィニズムも、この極東の国の自己中心的な支配階級が自国民を意のままに操るために考えついたことに比べれば、お遊びにすぎません。

ぜひお勧めです！

(<http://www.amazon.de/gp/product/382183594X/302-1900232-8187202?v=glance&n=299956>)

参考文献

- Flanagan, John C.
1954 'The Critical Incident Technique',
in Psychological Bulletin, Vol. 51, Nr. 4, 327-358
- Hammitzsch, Horst (ed.)
1984 *Japan-Handbuch*.
Stuttgart: Franz Steiner Verlag
- Moeran, Brian
1996 *A Japanese Advertising Agency*.
Richmond: Curzon Press.
- Neumann, Christoph
2002 *Darum nerven Japaner! Der ungeschminkte Wahnsinn des japanischen Alltags*.
Frankfurt: Eichborn Verlag
- 2001 イケてない日本—日本人のホントのところ
東京: インターメディア出版

(高畑祐人 訳)